

第2期 瑞穂町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
瑞穂町

はじめに

近年、若年人口の減少や高齢化が進み、超少子高齢社会を迎えています。また、女性の社会進出により、子育てと仕事をどのように両立していくか、妊娠・出産・育児における様々な支援の必要性は更に増しています。

平成24年8月「子ども・子育て関連3法」の制定により、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期における質の高い教育・保育の提供や、保育の量の確保による待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとされ、各自治体では平成27年度から5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども支援、子育て支援にかかる各施策を進めてまいりました。



町では、保育園等及び学童保育クラブの待機児童ゼロ対策の推進、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のための子育て世代包括支援センター「ゆりかごステーション」の設置、「ひとり親家庭等実態調査」結果を踏まえたひとり親家庭の負担軽減のための支援施策の拡充を図りました。

この「第2期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画」は、子育てを取り巻く社会状況の変化、子育て世帯のニーズ、これまでの町の子育て支援施策への取組の成果等、現状を踏まえ、子ども・子育て会議での協議を重ね、策定しました。

「すべての子どもの健やかな成長を 地域で支えあえるまち みずほ」を本計画の基本理念とし、新たに「子どもの貧困対策」を基本目標に掲げるとともに、保育園等及び学童保育クラブの待機児童ゼロ対策の継続等、さらなる子育て支援の推進を目指します。

この計画を実行していくためには、保護者をはじめとする町民の皆様、関係機関・団体、民間企業と共に考え、進めていくことが必要不可欠です。今後とも、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定に当たり、熱心に協議、検討をいただきました子ども・子育て会議委員の皆様をはじめとする関係機関の皆様、ニーズ調査にご協力いただいた町民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和2年3月

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

＜目 次＞

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景	3
2 計画の法的根拠と位置付け	5
3 計画の期間	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による瑞穂町の状況	9
2 子育て支援サービスの現状	18
3 ニーズ(アンケート)調査結果から見る現状等	25

第3章 事業の進捗状況

1 すべての子育て家庭の支援	43
2 母と子の健康づくり	46
3 家庭・学校・地域の教育力の向上	48
4 安心して子育てができる生活環境の整備	51
5 支援が必要な子どもと家庭への取組の推進	53
6 第1期計画期間の子ども・子育て支援事業実績値	55

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	66
2 計画の基本目標	66
3 教育・保育提供区域の設定	67

第5章 計画の体系

第2期子ども・子育て支援事業計画の体系	70
基本目標1 すべての子育て家庭の支援	72
基本目標2 母と子の健康づくり	76
基本目標3 家庭・学校・地域の教育力の向上	79
基本目標4 安心して子育てができる生活環境の整備	84
基本目標5 支援が必要な子どもと家庭への取組の推進	87
基本目標6 子どもの貧困対策	90

第6章 幼児期の教育・保育の提供、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 幼児期の教育・保育の提供	93
2 地域子ども・子育て支援事業	94
(1) 利用者支援事業	94
(2) 延長保育事業	94
(3) 放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)	95
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	95
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	95
(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	96
(7) 地域子育て支援拠点事業	96

(8) 一時預かり事業	97
(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業	98
(10) 子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業	98
(11) 妊婦健康診査	99
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	99
(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業	99
3 幼児期の教育・保育の一体的な提供および推進	100
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	101

第7章 計画の推進

1 計画推進の体制	105
2 進捗状況の管理および公表	105

資料編

1 瑞穂町子ども・子育て会議条例	109
2 瑞穂町子ども・子育て会議委員名簿	111
3 瑞穂町子ども・子育て会議実施経過	112

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 子ども・子育て支援新制度の施行以前

わが国の少子化対策は、平成元年に合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に子どもを生む指標）が過去最低（当時）となった「1.57 ショック」が契機となりました。

新たな少子化対策として「エンゼルプラン」（平成 6 年 12 月策定）、「新エンゼルプラン」（平成 11 年 12 月策定）、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年 7 月から段階施行）、「少子化社会対策基本法」（平成 15 年 9 月施行）等を打ち出し、さらに「少子化社会対策大綱」（平成 16 年 6 月閣議決定）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成 19 年 12 月）等を定め、子育て支援施策を展開しました。

この間、合計特殊出生率は平成 17 年に 1.26 まで落ち込みましたが、平成 18 年には回復の兆しも見えはじめました。国では、合計特殊出生率の回復基調を確かなものにするため、「新たな少子化社会対策大綱『子ども・子育てビジョン』」（平成 22 年 1 月閣議決定）を定め、「それまでの少子化対策から子ども・子育て」への転換、「子どもの最善の利益の実現（チルドレン・ファースト）」と「生活と仕事と子育ての調和」の視点を重視し、社会全体で子育てを支え、個人の希望が叶う社会の実現を目指す方針を打ち出しました。

この方針のもと、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を目的とする「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に制定され、関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から施行されました。

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度です。

【子ども・子育て関連 3 法】

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法および認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記 2 法に伴う児童福祉法ほかの改正）

平成 27 年 4 月 子ども・子育て支援新制度 施行

(2) 第1期計画の策定以降

全国の市町村では、子ども・子育て支援新制度の着実な推進に向けて、各市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を平成27年度から実施しています。瑞穂町でも平成27年3月に瑞穂町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

国では、「50年後（2060年代）の人口1億人の維持」という目標を掲げるとともに、平成28年に「ニッポン一億総活躍社会の実現」という将来像を示し、経済政策と子育て支援を車の両輪に例え、2つの政策の一体的な推進によって活力ある社会の維持を図ろうとしています。

この一環として、令和元年10月から幼児期の教育・保育の無償化の導入、保育所等の待機児童の解消、放課後児童クラブの拡充、多様な保育ニーズへの一層の対応等、子ども・子育てに関する一層の取組を進めています。

【第1期計画期間における国の主な動向】

平成27年	少子化社会対策大綱の改定（3月）（平成16年、22年に続く、今回3回目）
	● 少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針 ● 5つの重点課題への取組（子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化）
平成28年	子ども・子育て本部の設置（4月）
	● 内閣府に、少子化社会対策大綱の推進、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のための組織を新設。本部長は内閣府特命担当大臣（少子化対策）
平成29年	ニッポン一億総活躍プランの策定（6月）
	● 「一億総活躍社会」の実現に向けた10年間のロードマップ（平成28年度～令和7年度（2025年度）） ● 目標① 希望出生率1.8の実現、目標② 介護離職ゼロの実現、目標③ 国の代表的な経済指標である名目GDP（国内総生産）600兆円の実現
平成30年	児童福祉法の一部改正（10月から段階施行）
	● 子どもを児童福祉の対象から児童福祉を受ける「権利主体」に転換（子どもの権利条約に準拠） ● 市町村に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）設置の努力義務を規定（注：ニッポン一億総活躍プランでは、令和2年度末までの全国での設置を目指す） ● 児童虐待防止対策の強化（要保護児童対策地域協議会に専門職を配置、政令で定める特別区に児童相談所の設置、市町村は支援のための拠点整備に努める等）
平成31年	子育て安心プランの公表（6月）
	● 待機児童の解消：遅くとも、令和2年度末までに全国の待機児童の解消が目標 ● 5年間で「M字カーブ」を解消：平成30年度から令和4年度末（2022年度末）までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備（注：新しい経済政策パッケージでは、令和2年度末（2020年度末）までに前倒しで整備することとした）

平成 29 年	新しい経済政策パッケージの策定（12 月）
	● 少子高齢化に立ち向かう「人づくり革命」と「生産性革命」をパッケージとする経済政策 ● 「人づくり革命」は、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等、2 兆円規模の政策を盛り込み、社会保障制度を高齢者中心から全世代型に改革 ● 施策の財源として、令和元年 10 月の消費税率 10%への引き上げによる財源の活用、子ども・子育て拠出金を 0.3 兆円増額
平成 30 年	子ども・子育て支援法一部改正（4 月施行）
	● 事業主拠出金の率の上限の引き上げ ● 事業主拠出金の充当対象の拡大 ● 市区町村の待機児童解消等の取組への支援（都道府県の協議会設置等）
令和元年	子ども・子育て支援法一部改正（10 月施行）
	● 幼児教育・保育の無償化

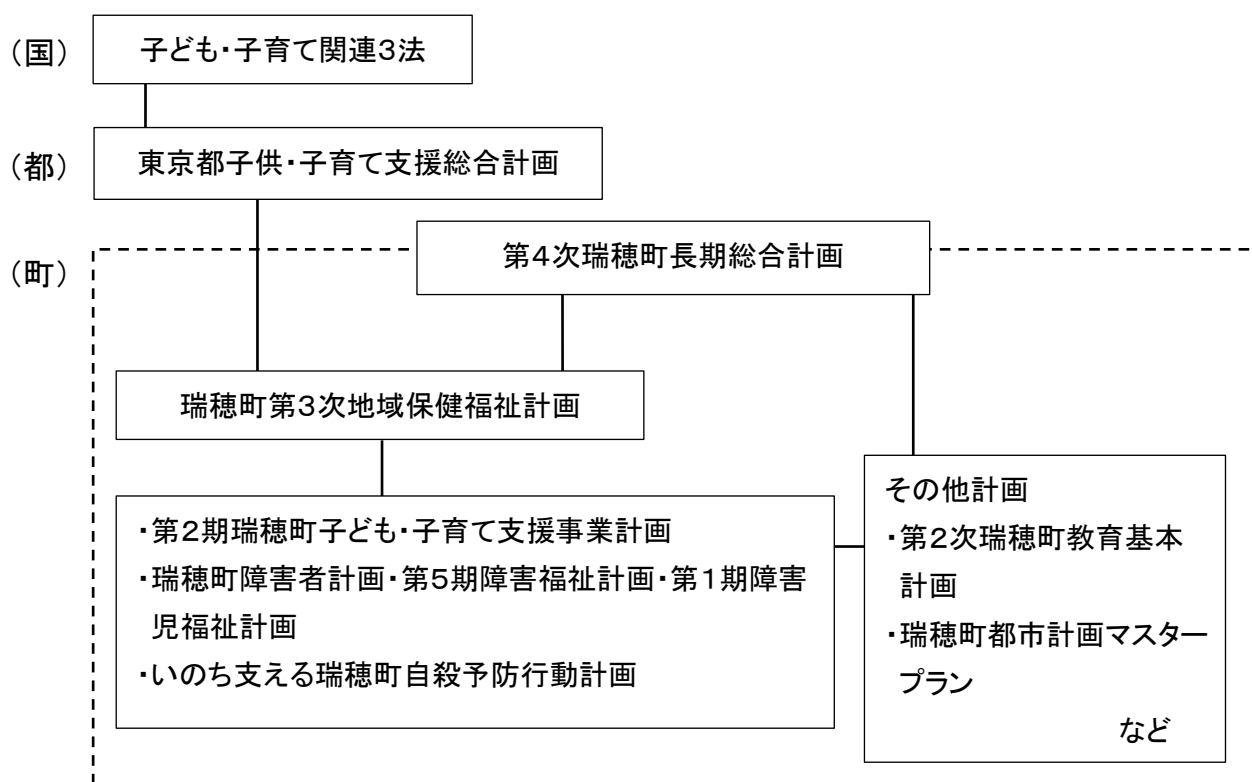
2 計画の法的根拠と位置付け

この計画は、町が今後進めていく子ども・子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた計画で、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の性格を持ちます。

国・東京都それぞれが策定した関連の計画や、町が策定した各種計画との整合、連携を図ります。

『第4次瑞穂町長期総合計画』（平成 23～令和 2 年度）および『瑞穂町第3次地域保健福祉計画』（平成 28～令和 2 年度）の下位計画として策定し、『瑞穂町障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』等との調和を図ります。

また、平成 27 年（2015 年）の国際サミットで採択された SDGs（2030 年を年限とする 17 の持続可能な開発目標）を踏まえ推進していきます。



3 計画の期間

本計画の期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間で
す。なお、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に
応じて見直します。

【子ども・子育てに関連する計画の期間】

	平成 17 年度～ 平成 21 年度 (2005～2009)	平成 22 年度～ 平成 26 年度 (2010～2014)	平成 27 年度～ 令和元年度 (2015～2019)	令和 2 年度～ 令和 6 年度 (2020～2024)
次世代育成支援行動計画（前期）				
次世代育成支援行動計画（後期）				
子ども・子育て支援事業計画				
第2期子ども・子育て支援事業計画				 本計画

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

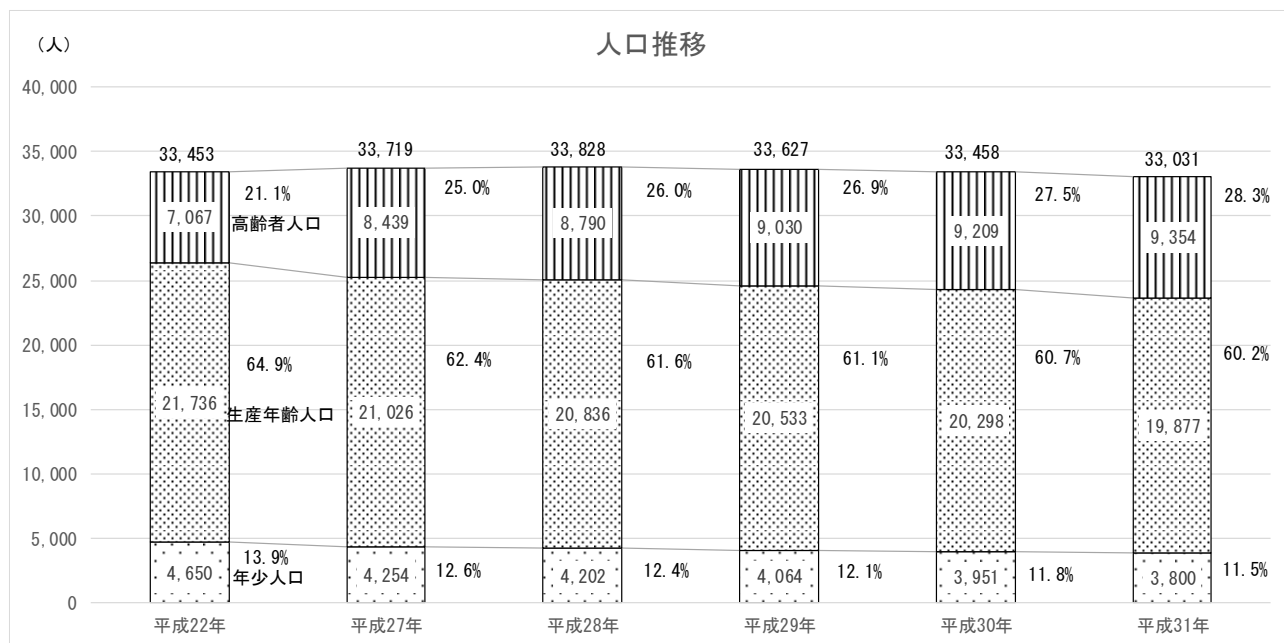
1 統計による瑞穂町の状況

(1) 人口・世帯動向

①人口の推移

町の人口は、平成31年4月現在の住民基本台帳で33,031人となっており、ここ数年間は33,000人台で推移しています。

年齢3区分でみると、年少人口(0～14歳人口)の割合は11.5%、高齢者人口(65歳以上人口)の割合は28.3%であり、少子・高齢化が進展しています。年少人口は徐々に減少、高齢者人口は増加傾向にあり、生産年齢人口(15～64歳人口)も減少しつつあります。



資料：平成22年は国勢調査、27年以降は4月現在住民基本台帳
国勢調査の総数には年齢不詳が含まれます。

また、町における人口動態をみると、自然動態、社会動態ともに減少傾向を示しています。

自然動態（平成30年）			単位：人
出生数	死亡数	自然増減	
183	356	△173	

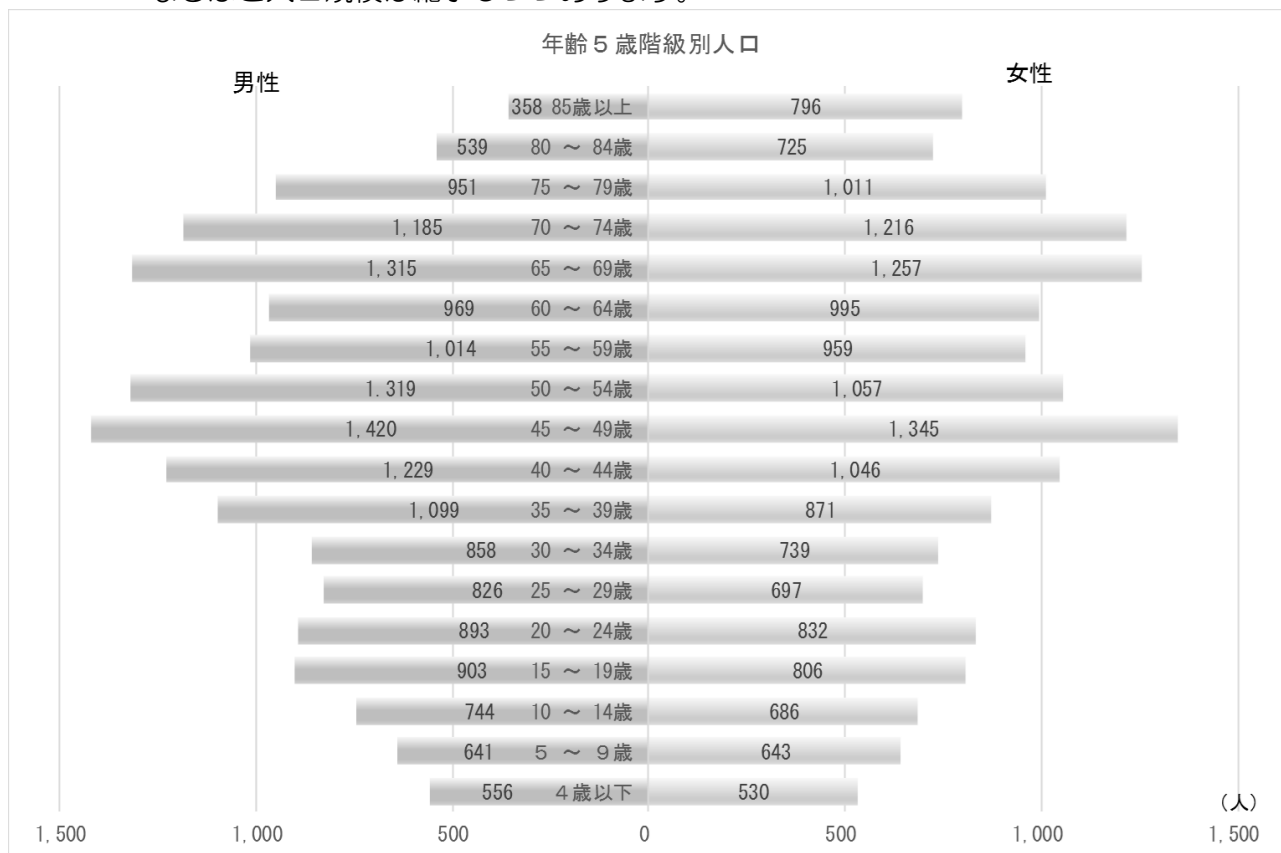
資料：人口動態統計

社会動態（平成30年）			単位：人
転入	転出	社会増減	
1,106	1,248	△142	

資料：住民基本台帳人口移動報告

②人口の推移

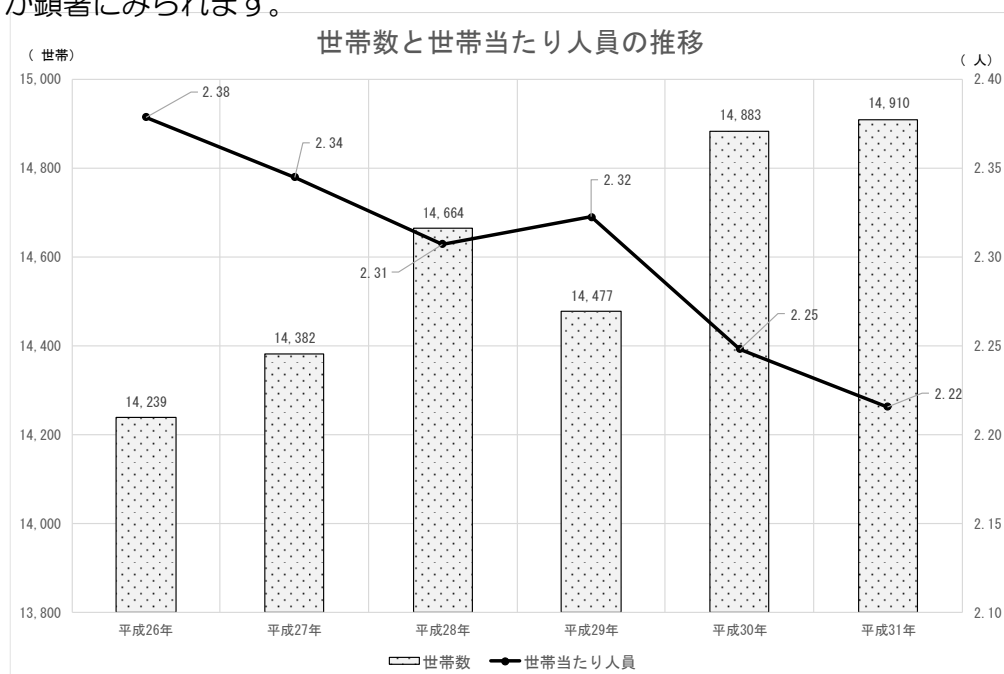
人口構成を人口ピラミッドでみると、60 歳代後半の“ポスト団塊の世代”や 40 歳代後半の“団塊ジュニア世代”が多くなっています。40 歳代後半をピークに若年層になるほど人口規模は縮小しつつあります。



資料：平成 31 年 4 月現在住民基本台帳

③世帯の推移

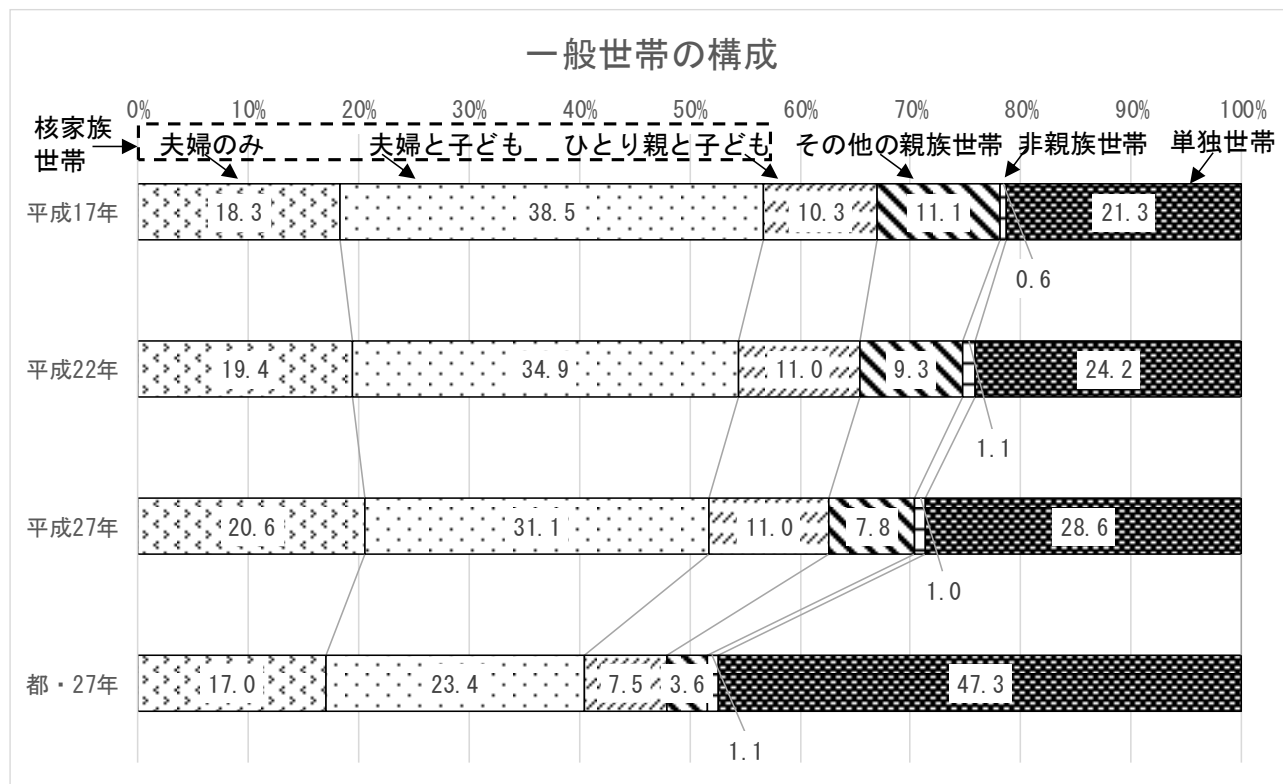
世帯数は、平成 31 年 4 月現在 14,910 世帯で、増加傾向を示しています。その一方で、世帯当たり人員は減少しており、平成 31 年 4 月現在 2.22 人で、世帯規模の縮小が顕著にみられます。



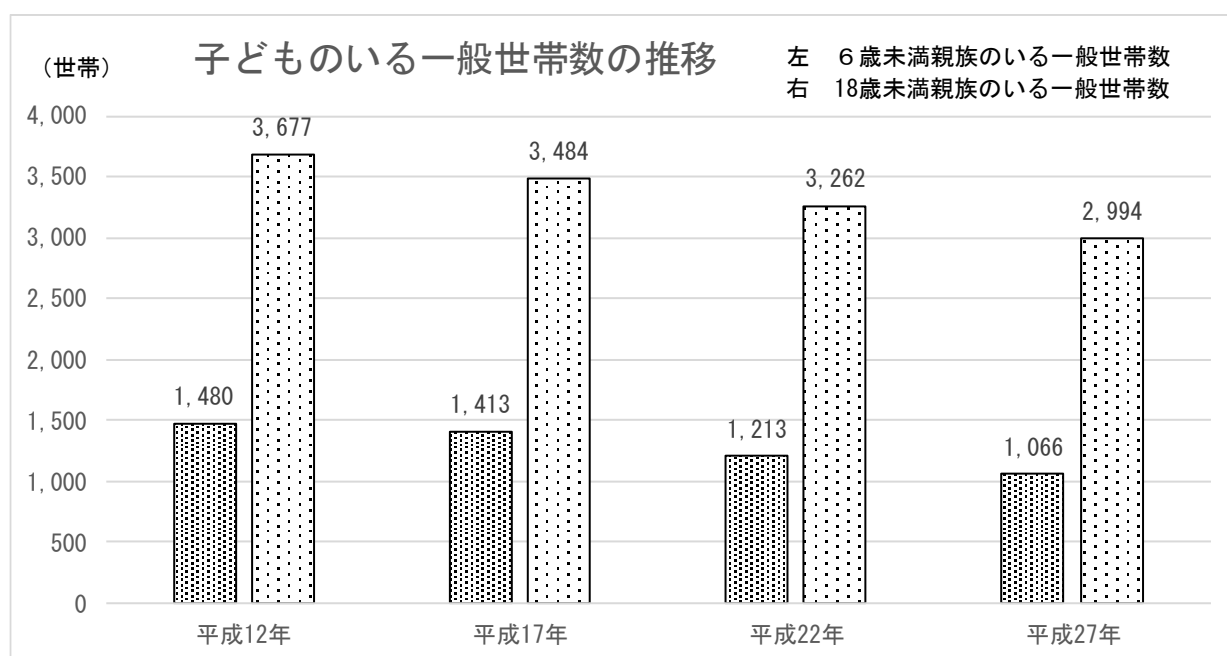
資料：各年 4 月現在住民基本台帳

④世帯構成

一般世帯の構成をみると、核家族世帯が6割以上を占めますが、「夫婦と子ども」世帯が減少し、「夫婦のみ」や「ひとり親と子ども」世帯の増加がみられます。また、「単独世帯」の割合は、東京都全体と比較すると半分ほどの割合にとどまりますが、徐々に増加しています。

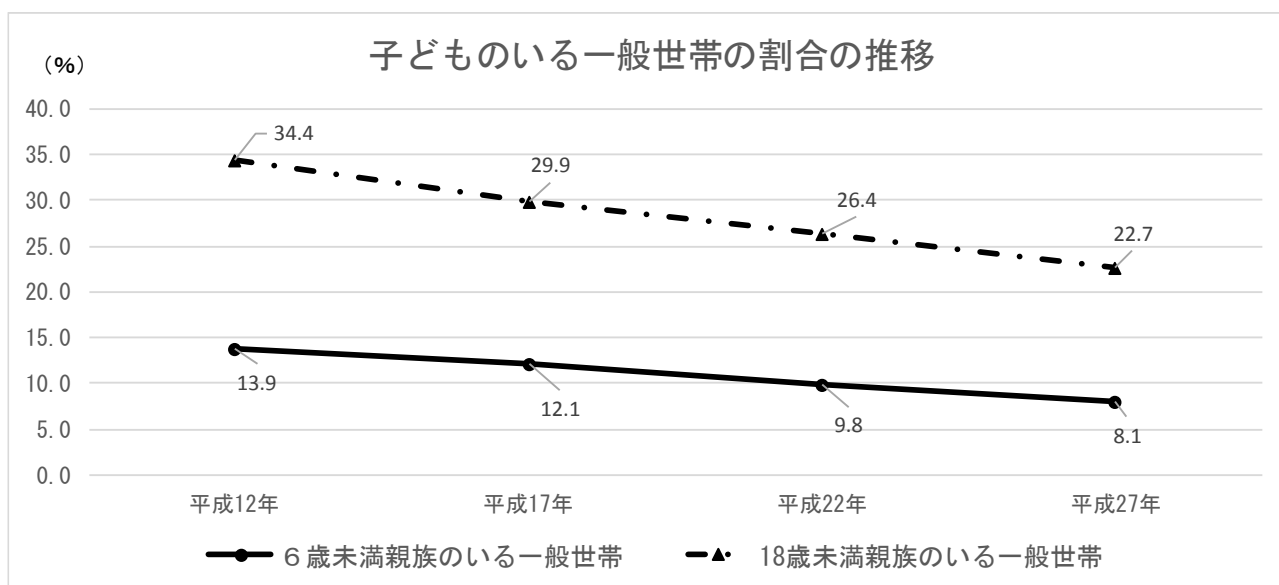


子どものいる一般世帯数は、長期的な減少傾向が続いています。平成12年から平成27年にかけて、18歳未満親族のいる一般世帯数は3,677世帯から2,994世帯に、6歳未満親族のいる一般世帯は1,480世帯から1,066世帯に減少しています。



資料：国勢調査

世帯数の割合で見ると、18 歳未満親族のいる一般世帯は 34.4%から 22.7%に、6 歳未満親族のいる一般世帯は 13.9%から 8.1%に低下しています。

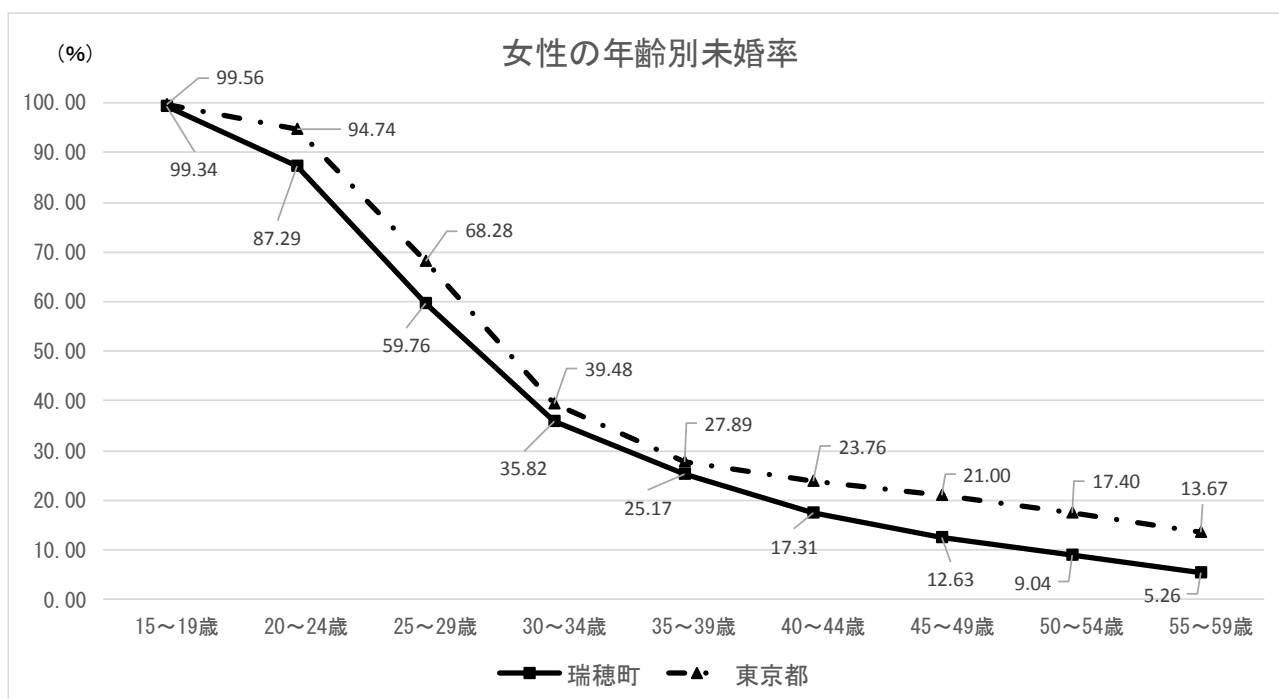


資料：国勢調査

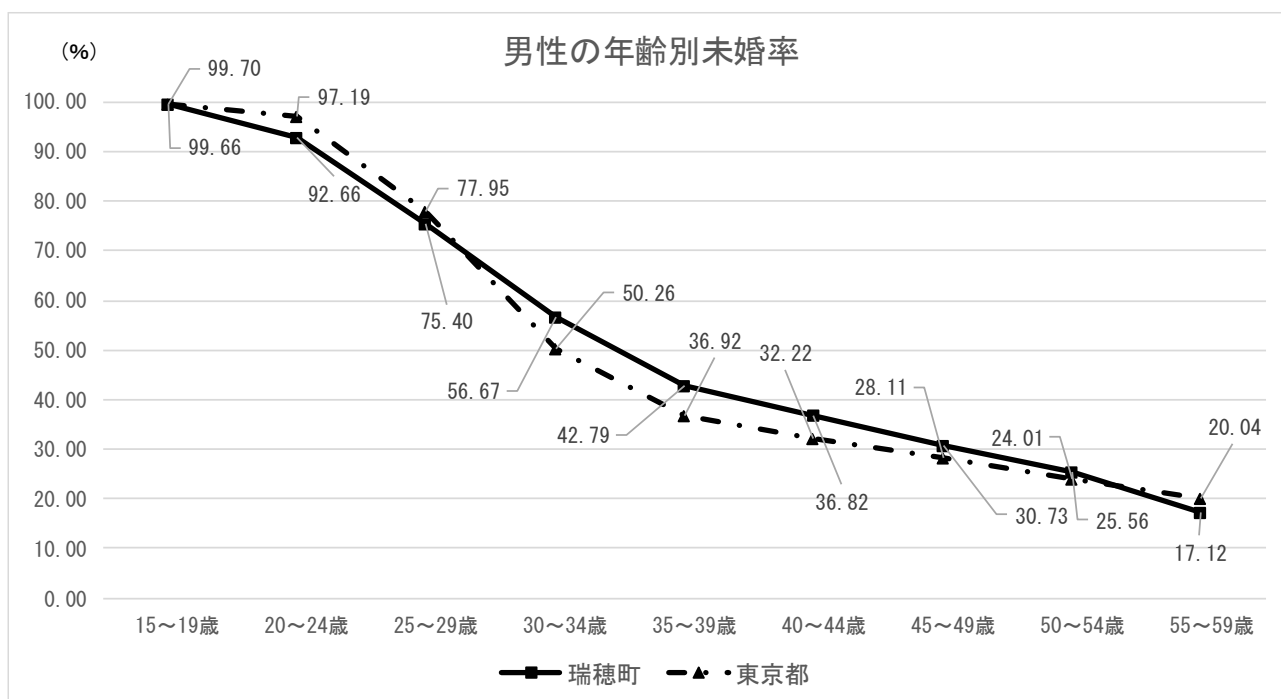
⑤配偶関係

平成 27 年の 15～59 歳の未婚率を、「男女別」および年齢区分で東京都と比較すると、女性では、すべての年齢で東京都が町を上回っています。

男性の未婚率は、20 歳代前半までと 50 歳代後半で、東京都が上回っていますが、20 歳代後半から 50 歳代後半まで、町が上回っています。



資料：国勢調査

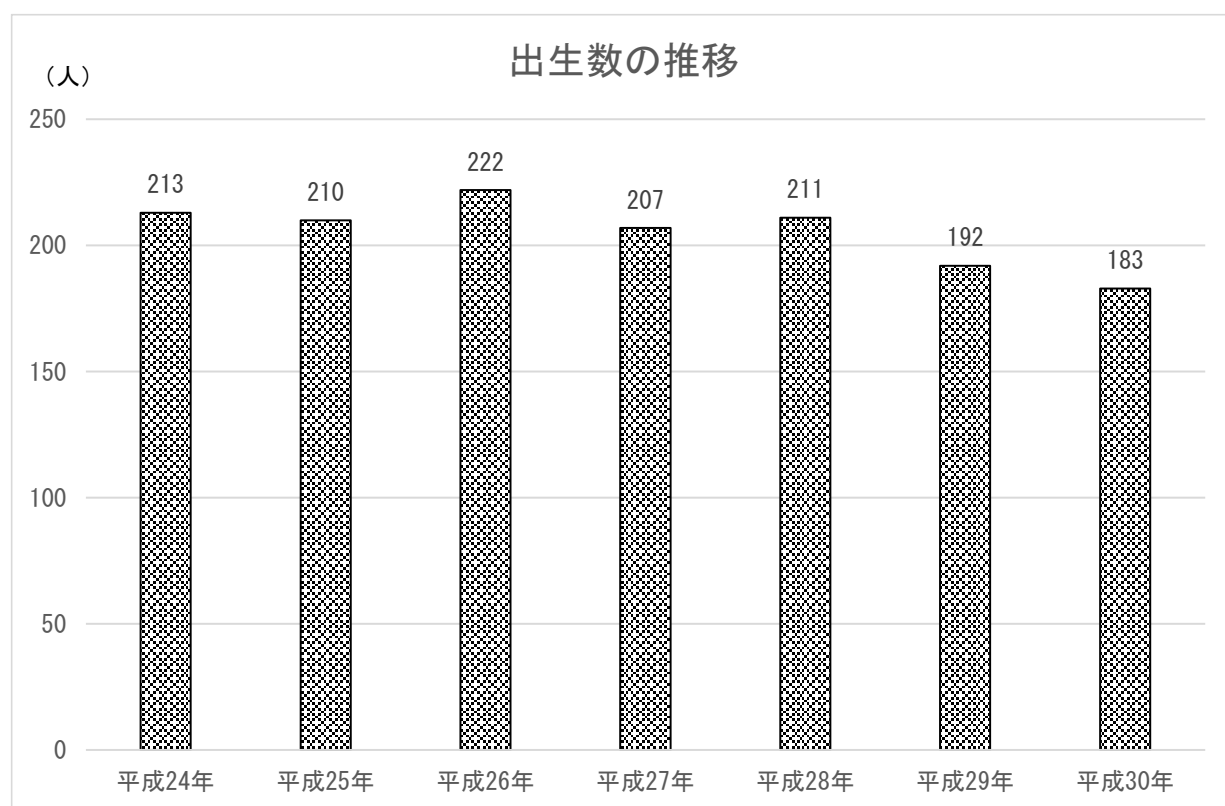


資料：国勢調査

(2) 少子化の動向

①出生数

出生数は減少傾向にあり、近年では 210 人前後で推移していましたが、平成 29 年に 200 人を下回り、翌 30 年には 183 人とさらに減少しています。



資料：人口動態統計

東京都の出生率（人口千対比）を見ると、瑞穂町は、低い状況にあります。

東京都の出生率（人口千対比）（平成 30 年）

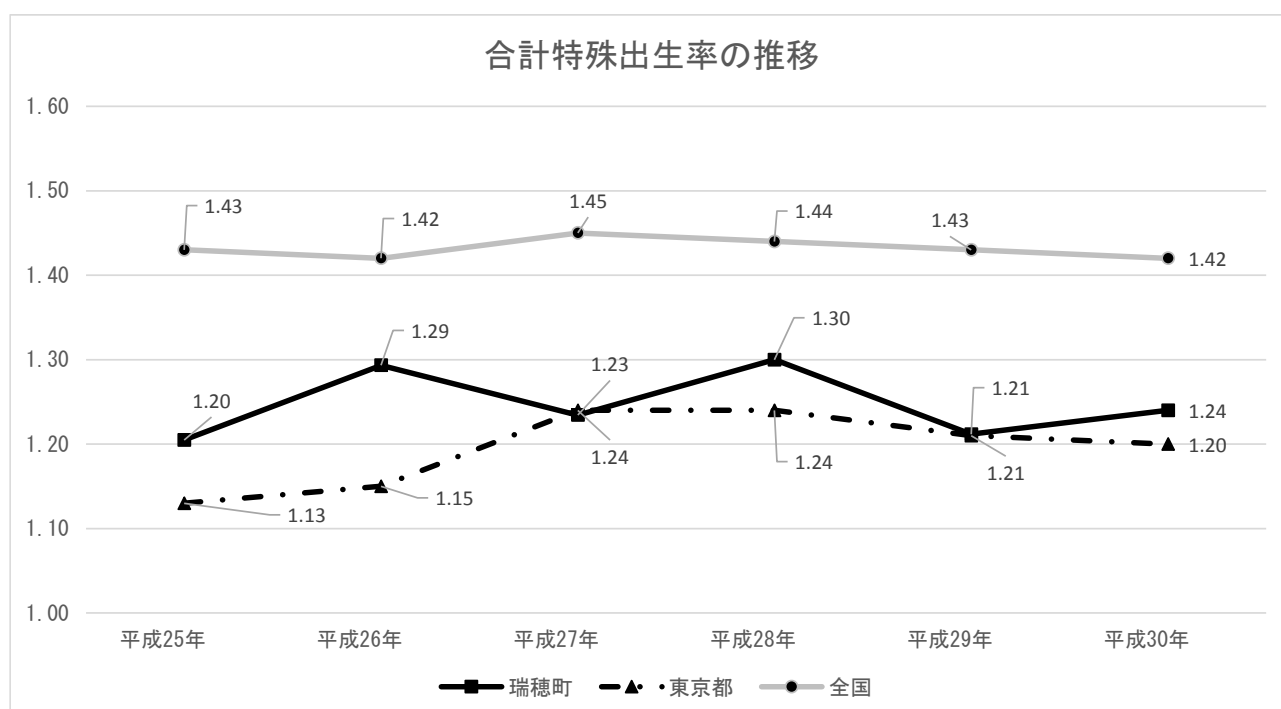
単位：‰

東京都	区部	市部	瑞穂町
8.0	8.1	7.0	5.6

資料：人口動態統計

②合計特殊出生率

合計特殊出生率*をみると、近年では全国で横ばいに推移しています。東京都および町では、全国と比較して低めに推移していますが、概ね町が東京都を上回っています。



資料：人口動態統計

* 合計特殊出生率とは 15 歳から 49 歳までの女性の出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に平均何人子どもを産むかを計算したものです。

(3) 就労の状況

①女性の年齢別就業率

平成 27 年の就業率は、男性 62.6%、女性 45.7%となっており、女性のおよそ 2 人に 1 人は就業していることになります。

男女別就業率（平成 27 年）

単位：人

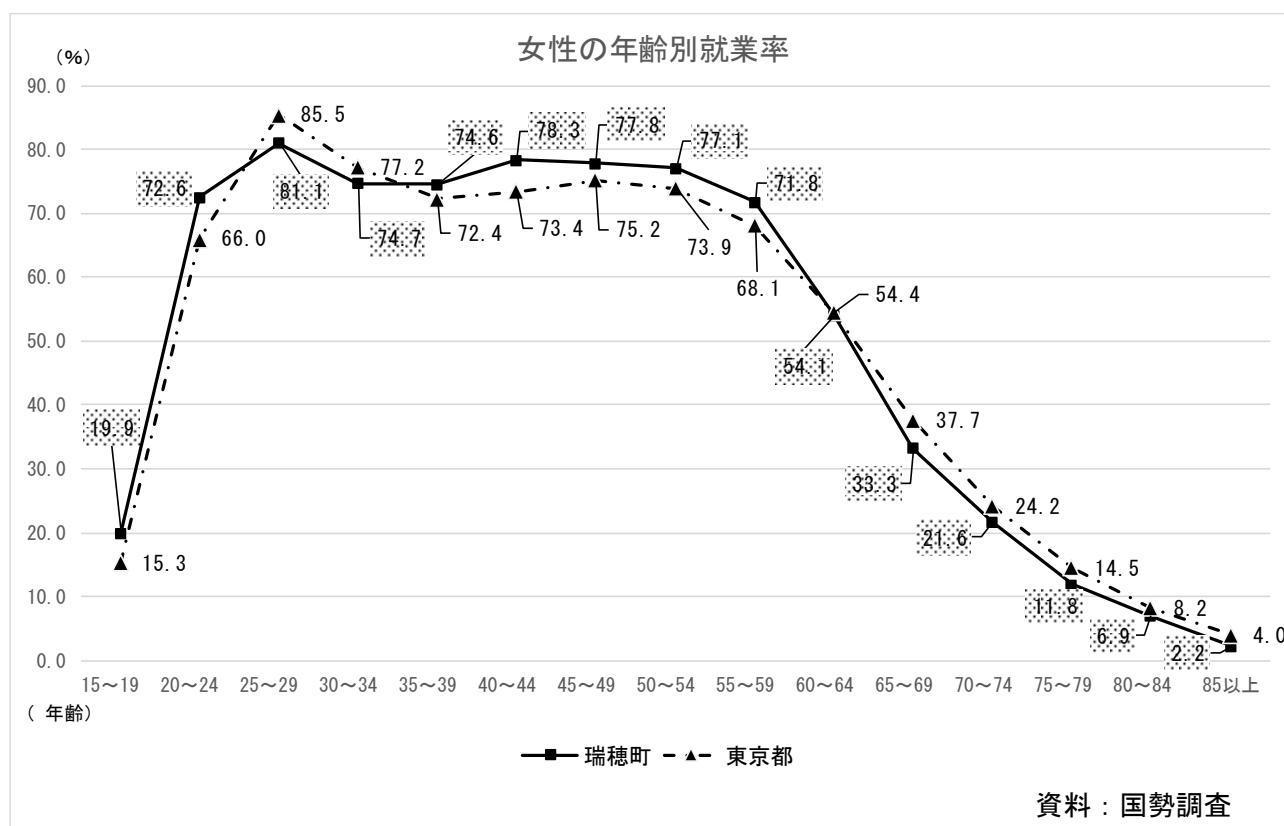
	総数（人） (a)	労働力人口（人）			就業率（%） (b/a)
		総数	就業者 (b)	完全失業者	
男性	14,720	9,744	9,218	526	62.6
女性	14,416	6,821	6,581	240	45.7

資料：国勢調査

平成 27 年における女性の年齢別就業率をみると、町および東京都においてはM字型*の就業状況を示しています。25～29 歳で高い就業率を示しますが、30～34 歳で低下し、40～44 歳で上昇します。これは、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルを反映したものです。

また、町と東京都を比較すると、町と東京都ともに 25～29 歳で就業率の最初のピークを迎えますが、町の実業率は東京都における就業率より下回っています。しかし、40～44 歳で上昇に転じてから 60～64 歳までは、町の実業率が東京都における就業率を上回ります。

* M字型曲線とは結婚・出産により一旦労働市場から離れた女性が、子育てが終わると再び労働市場に戻ってくるという日本の女性に特徴的な傾向です。



②産業別就業者割合

平成 27 年の産業別就業者割合は、「製造業」20.5%が最も多く、次いで「卸売業、小売業」13.9%、「医療、福祉」10.2%の順となっています。

女性の産業別就業者割合では「医療、福祉」が 18.9%、「卸売業、小売業」が 17.3%、「製造業」が 16.0%の順となっています。女性の就業者が男性の就業者を上回る業種は、「医療、福祉」で 76.5%を女性が占めるのをはじめ、「卸売、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「金融業、保険業」となっています。

区分		総数 (a)		女性 (b)		
		人数	構成比	人数	構成比	b/a
就業者数		15,799	100.0	6,581	100.0	41.7
第1次産業	計	300	1.9	85	1.3	28.3
	農業、林業	297	1.9	85	1.3	28.6
	漁業	3	0.0	0	0.0	0.0
第2次産業	計	4,669	29.6	1,275	19.4	27.3
	鉱業、砂利採取業	10	0.1	3	0.0	30.0
	建設業	1,421	9.0	222	3.4	15.6
	製造業	3,238	20.5	1,050	16.0	32.4
第3次産業	計	9,577	60.6	4,725	71.8	49.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	33	0.2	4	0.1	12.1
	情報通信業	224	1.4	50	0.7	22.3
	運輸業、郵便業	1,273	8.1	325	4.9	25.5
	卸売業、小売業	2,199	13.9	1,140	17.3	51.8
	金融業、保険業	213	1.3	136	2.1	63.8
	不動産業、物品賃貸業	297	1.9	112	1.7	37.7
	学術研究、専門・技術サービス業	280	1.8	97	1.5	34.6
	宿泊業、飲食サービス業	798	5.0	508	7.7	63.7
	生活関連サービス業、娯楽業	534	3.4	311	4.7	58.2
	教育、学習支援業	424	2.7	255	3.9	60.1
	医療、福祉	1,622	10.2	1,241	18.9	76.5
	複合サービス事業	92	0.6	30	0.4	32.6
	サービス業（他に分類されないもの）	1,211	7.7	406	6.2	33.5
	公務（他に分類されるものを除く）	377	2.4	110	1.7	29.2
分類不能の産業		1,253	7.9	496	7.5	39.6

資料：国勢調査

(4) 児童人口の推移と推計

瑞穂町の児童人口（0～11 歳）の推移をみると、平成 27 年から平成 31 年にかけて緩やかに減少しています。令和 2 年からの推計でも年々減少の見込みとなり、令和 6 年には、平成 31 年 4 月 1 日の 2,906 人より 312 人少ない 2,594 人になると推計されます。

	実 績 値				
年齢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	219	220	209	192	176
1 歳	224	241	240	224	191
2 歳	256	243	245	245	223
3 歳	238	265	246	249	244
4 歳	260	246	271	244	252
5 歳	250	265	244	273	249
6 歳	257	258	266	244	261
7 歳	285	262	255	271	247
8 歳	275	288	260	261	269
9 歳	306	275	282	260	258
10 歳	331	304	273	283	257
11 歳	307	326	300	276	279
合計	3,208	3,193	3,091	3,022	2,906

	推 計 値				
年齢	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	181	177	173	169	166
1 歳	187	193	189	184	180
2 歳	197	193	199	195	190
3 歳	226	200	196	202	197
4 歳	248	230	203	199	205
5 歳	254	250	232	205	201
6 歳	249	254	249	231	204
7 歳	264	251	257	252	234
8 歳	248	265	252	258	253
9 歳	267	246	262	250	256
10 歳	257	265	245	261	249
11 歳	255	255	263	243	259
合計	2,833	2,779	2,720	2,649	2,594

資料：実績値は住民基本台帳（各年 4 月 1 日）、推計値はコーホート変化率法による人口推計結果

* コーホート変化率法とは各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2 子育て支援サービスの現状

(1) 認可保育所の状況

町内には、平成 31 年 4 月 1 日現在で 7 園の認可保育所があり、内訳は公立が 2 園、私立が 5 園となっています。

各園では、延長保育や土曜日の保育、子育て支援事業等を実施しており、一時預かりも行っています。

認可保育所の概要（平成 31 年 4 月 1 日現在）

名 称	公立 私立	延長 保育	一時預 かり	子育て 支援 事業	所在地	受入 開始 年齢	定員 (人)	保育時間（月～土曜日） 上段：通常保育時間 下段：延長保育時間
石畑 保育園	公	○	○	○	大字石畑 1837 番地	0 歳	110	7:30～18:30(標準時間) 8:30～16:30(短時間)
								18:30～19:00(標準時間) 7:30～8:30、16:30～19:00(短時間)
むさしの 保育園	公	○	○	○	むさし野一丁 目 5 番地	0 歳	120	7:30～18:30(標準時間) 8:30～16:30(短時間)
								7:00～7:30、18:30～19:00(標準時間) 7:00～8:30、16:30～19:00(短時間)
東松原 保育園	私	○	○	○	箱根ヶ崎東松 原 16 番地 8	0 歳	90	7:30～18:30(標準時間) 8:30～16:30(短時間)
								18:30～19:00(標準時間) 7:30～8:30、16:30～19:00(短時間)
狭山 保育園	私	○	○	○	大字駒形富士 山 420 番地	0 歳	78	7:30～18:30(標準時間) 8:30～16:30(短時間)
								18:30～19:00(標準時間) 7:30～8:30、16:30～19:00(短時間)
長岡 保育園	私	○	○	○	長岡四丁目 11 番地 14	0 歳	68	7:30～18:30(標準時間) 8:30～16:30(短時間)
								18:30～19:00(標準時間) 7:30～8:30、16:30～19:00(短時間)
みずほひ じり 保育園	私	○	○	○	大字箱根ヶ崎 2515 番地 1	0 歳	74	7:30～18:30(標準時間) 8:30～16:30(短時間)
								18:30～19:00(標準時間) 7:30～8:30、16:30～19:00(短時間)
とのがや 保育園	私	○	○	○	大字殿ヶ谷 892 番地 4	0 歳	60	7:30～18:30(標準時間) 8:30～16:30(短時間)
								18:30～19:00(標準時間) 7:30～8:30、16:30～19:00(短時間)

資料：町子育て応援課

平成 31 年 4 月 1 日現在の 7 園合計の入園児童の数は、合計定員数 600 人に対して、592 人となっています。入園児童数の推移は、平成 27 年から平成 31 年にかけて全体としては、ほぼ横ばいの傾向を示しています。

また、年齢別入園者数では、「5 歳児」が最も多く、合計で 129 人となっており、0 ～ 2 歳児の合計入園者数は 223 人と、全体の 4 割弱（37.7%）となっています。

また、平成 31 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、4 人です。

認可保育所の年齢別入園者数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

単位：人

名 称	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
石畑保育園	9(0)	16(0)	18(0)	23(0)	23(0)	25(1)	114(1)
むさしの保育園	8(0)	12(0)	15(0)	20(0)	24(0)	26(0)	105(0)
東松原保育園	6(0)	12(0)	16(0)	18(0)	19(0)	16(0)	87(0)
狭山保育園	7(0)	9(1)	13(0)	15(0)	16(0)	17(0)	77(1)
長岡保育園	4(0)	10(0)	9(1)	13(0)	10(0)	15(0)	61(1)
みずほひじり保育園	6(0)	12(1)	13(1)	16(0)	17(2)	14(0)	78(4)
とのがや保育園	6(1)	10(1)	12(0)	13(0)	13(0)	16(0)	70(2)
合 計	46(1)	81(3)	96(2)	118(0)	122(2)	129(1)	592(9)

* 表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町子育て応援課

認可保育所の入園者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

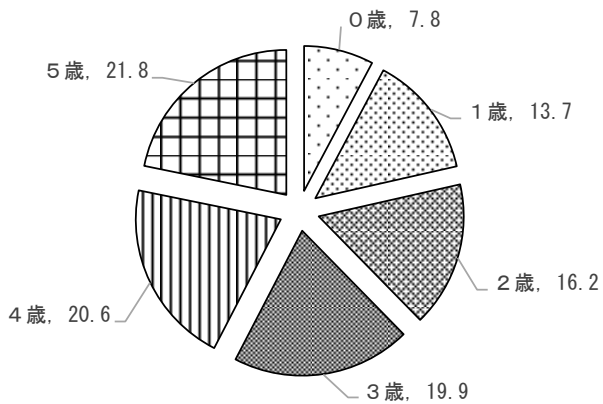
単位：人

名 称	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
石畑保育園	101(1)	108(1)	112(1)	114(1)	114(1)
むさしの保育園	119(0)	125(0)	118(0)	118(0)	105(0)
東松原保育園	89(2)	94(1)	90(1)	89(0)	87(0)
狭山保育園	90(1)	82(0)	79(0)	77(0)	77(1)
長岡保育園	85(1)	76(1)	65(0)	59(1)	61(1)
みずほひじり保育園	78(1)	74(2)	73(1)	76(1)	78(4)
とのがや保育園	68(4)	71(3)	70(4)	72(1)	70(2)
合 計	630(10)	630(8)	607(7)	605(4)	592(9)

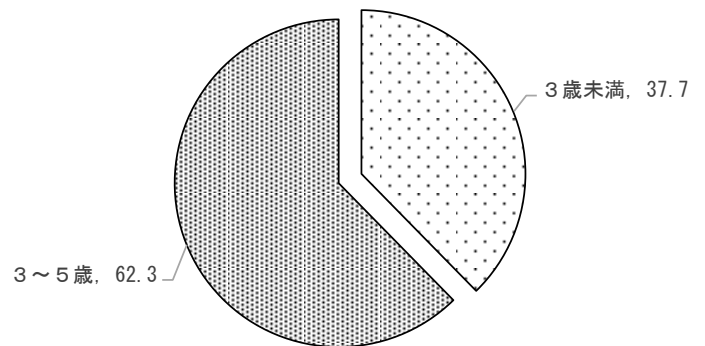
* 表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町子育て応援課

年齢別入園者の割合 (%)



3歳未満の割合 (%)



(2) 小規模保育事業所の状況

町内には、平成 31 年 4 月 1 日現在で 1 園の小規模保育事業所があり、延長保育も実施しています。

名 称	所在地	受入開始 年 齢	定員 (人)	保育時間(月～土曜日) 上段:通常保育時間 下段:延長保育時間
ゆめのもり保育園	大字箱根ヶ崎 2391 番地 1	0歳	19	7:30～18:30(標準時間) 8:30～16:30(短時間)
				18:30～19:30(標準時間) 7:30～8:30、16:30～19:30(短時間)

資料：町子育て応援課

小規模保育事業所の年齢別入園者数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

単位：人

名 称	0歳	1歳	2歳	合 計
ゆめのもり保育園	1(0)	2(0)	6(0)	9(0)

* 表中の () 内は、町外児童の数 (内数)

資料：町子育て応援課

小規模保育事業所の入園者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

単位：人

名 称	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
瑞穂のぞみ保育園	5(0)	12(0)	17(0)	—	—
ゆめのもり保育園	—	13(0)	18(0)	16(0)	9(0)
合 計	5(0)	25(0)	35(0)	16(0)	9(0)

* ゆめのもり保育園の平成 28 年は 6 月 1 日現在

資料：町子育て応援課

(3) 認証保育所の状況

町内には、平成 31 年 4 月 1 日現在で 2 園の認証保育所があり、各園では、13 時間の開所時間内で各保護者と個別に契約しています。契約時間を超えた場合は 20 時までであれば延長保育が可能であり、その他、一時預かりや土曜日の保育も実施しています。

認証保育所の概要（平成 31 年 4 月 1 日現在）

名 称	所在地	受入開始 年 齢	定員 (人)	保育時間(月～土曜日) (13 時間の範囲で各自が 契約を行う)
ぴよぴよハウス	大字箱根ヶ崎 463 番地 6	0 歳	28	7:00～20:00
瑞穂すみれ保育園	大字殿ヶ谷 834 番地 17	0 歳	30	7:00～20:00

資料：町子育て応援課

認証保育所の年齢別入園者数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

単位：人

名 称	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
ぴよぴよハウス	2(0)	5(1)	3(0)	5(0)	4(0)	5(0)	24(1)
瑞穂すみれ保育園	0(0)	6(1)	4(0)	3(2)	1(0)	2(1)	16(4)
合 計	2(0)	11(2)	7(0)	8(2)	5(0)	7(1)	40(5)

* 表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町子育て応援課

認証保育所の入園者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

単位：人

名 称	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
キッズルーム箱根ヶ崎	28(5)	23(3)	29(4)	30(8)	－
ぴよぴよハウス	26(1)	28(2)	24(1)	26(1)	24(1)
子育て支援チャイルドハウスすみれ	8(2)	－	－	－	－
瑞穂すみれ保育園	34(10)	35(8)	25(6)	20(3)	16(4)
合 計	96(18)	86(13)	78(11)	76(12)	40(5)

* 表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町子育て応援課

(4) 幼稚園の状況

町内には、令和元年5月1日現在、2園の私立幼稚園があり、通常の開所時間のほかに預かり保育や子育て支援事業等を実施しています。

幼稚園の概要（令和元年5月1日現在）

名 称	所在地	受入開始 年 齢	定員 (人)	保育時間(月～金曜日) 上段:通常保育時間 下段:預かり保育時間
福正寺松濤幼稚園	大字殿ヶ谷 1127 番地	満 3 歳	160	9:00～14:00 8:00～9:00、14:00～18:00
如意輪幼稚園	大字箱根ヶ崎 137 番地	満 3 歳	400	8:30～14:00 7:30～8:30、14:00～19:00

資料：町子育て応援課

令和元年5月1日現在の2園合計の入園児童の数は、合計定員数 560 人に対して、356 人となっています。入園児童数は、平成 27 年以降減少傾向にあります。

また、年齢別入園者数では、「4歳児」が最も多く、合計で 122 人となっています。

幼稚園の年齢別入園者数（令和元年5月1日現在）

単位：人

名 称	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
福正寺松濤幼稚園	1(0)	6(1)	16(4)	6(0)	29(5)
如意輪幼稚園	33(12)	101(41)	106(44)	87(42)	327(139)
合 計	34(12)	107(42)	122(48)	93(42)	356(144)

* 表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町子育て応援課

幼稚園の入園者数の推移（各年5月1日現在）

単位：人

名 称	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
福正寺松濤幼稚園	39(6)	34(4)	30(2)	26(1)	29(5)
如意輪幼稚園	331(172)	312(146)	310(139)	313(128)	327(139)
合 計	370(178)	346(150)	340(141)	339(129)	356(144)

* 表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町子育て応援課

(5) 認定こども園の状況

町内には、平成 31 年 4 月 1 日現在、2 園の認定こども園があり、11 時間の開所時間内で各保護者と個別に契約しています。契約時間を超えた場合は 18 時 30 分まで延長保育が可能であり、その他、一時預かりや子育て支援事業等も実施しています。

認定こども園の概要（平成 31 年 4 月 1 日現在）

単位：人

名 称	所在地	区分	受入開始 年 齢	定員 (人)	保育時間(月～金曜日) 上段:通常保育時間 下段:預かり保育時間
瑞穂のぞみ こども園	大字箱根ヶ崎 2492 番地	2・3 号	0 歳	49	(月～土曜日)7:30～18:30(標準時間) 8:30～16:30(短時間)
		1 号	満3歳	40	7:30～8:30、16:30～18:30(短時間)
南平保育園	南平二丁目 3 番 地 4	2・3 号	0 歳	36	(月～土曜日)7:00～18:00(標準時間) 8:30～16:30(短時間)
		1 号	3 歳	12	18:00～20:00(標準時間) 7:00～8:30、16:30～18:00(短時間)
					(月～金曜日)9:00～14:00 14:00～17:30

資料：町子育て応援課

認定こども園の年齢別入園者数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

単位：人

名 称	区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	満3歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
瑞穂のぞみ こども園	2・3 号	3(0)	4(0)	7(0)	－	7(0)	5(0)	8(0)	34(0)
	1 号	－	－	－	0(0)	4(0)	9(2)	10(1)	23(3)
南平保育園	2・3 号	5(0)	6(1)	4(0)	－	6(1)	4(0)	8(0)	33(2)
	1 号	－	－	－	－	3(0)	0(0)	0(0)	3(0)
合 計	2・3 号	8(0)	10(1)	11(0)	－	13(1)	9(0)	16(0)	67(2)
	1 号	－	－	－	0(0)	7(0)	9(2)	10(1)	26(3)

* 表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町子育て応援課

認定こども園の利用者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

単位：人

名 称	区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
瑞穂のぞみこども園	2・3 号	－	－	－	36(0)	34(0)
	1 号	－	－	－	25(4)	23(3)
南平保育園	2・3 号	－	－	－	－	33(2)
	1 号	－	－	－	－	3(0)
合 計	2・3 号	－	－	－	36(0)	67(2)
	1 号	－	－	－	25(4)	26(3)

* 表中の（ ）内は、町外児童の数（内数）

資料：町子育て応援課

(6) 学童保育クラブの状況

町内には、平成 31 年 4 月 1 日現在で 6 か所の学童保育クラブがあります。利用者数は、平成 27 年から平成 31 年までの 5 年間で全体的に増加の傾向にあります。

また、学年別利用者数では、低学年の利用が多く、5・6年生の利用は 1～2 人程度となっています。

学童保育クラブの概要（平成 31 年 4 月 1 日現在）

名 称	小学校区	定員(人)
あすなろ学童保育クラブ	瑞穂五小	50
あすなろ学童保育クラブ分室	瑞穂一小	67
第二小学童保育クラブ	瑞穂二小	40
第三小学童保育クラブ	瑞穂三小	84
第四小学童保育クラブ	瑞穂四小	50
西松原学童保育クラブ	瑞穂四小	40

資料：町子育て応援課

学童保育クラブの利用者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

単位：人

名 称	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
あすなろ学童保育クラブ	34	37	45	42	49
あすなろ学童保育クラブ分室	78	83	75	72	79
第二小学童保育クラブ	40	46	44	46	47
第三小学童保育クラブ	50	50	96	88	95
第三小学童保育クラブ分室	38	41	－	－	－
第四小学童保育クラブ	58	61	64	59	60
西松原学童保育クラブ	50	51	51	46	48
合 計	348	369	375	353	378

資料：町子育て応援課

学童保育クラブの学年別利用者数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

単位：人

名 称	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合 計
あすなろ学童保育クラブ	23	16	10	0	0	0	49
あすなろ学童保育クラブ分室	24	26	19	10	0	0	79
第二小学童保育クラブ	21	16	10	0	0	0	47
第三小学童保育クラブ	28	22	28	14	1	2	95
第四小学童保育クラブ	18	18	17	7	0	0	60
西松原学童保育クラブ	24	14	10	0	0	0	48
合 計	138	112	94	31	1	2	378

資料：町子育て応援課

3 ニーズ（アンケート）調査結果から見る現状等

調査の目的 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、町の子育て支援にかかる「量の見込み」の算出や、よりよい施策実施の参考とするため、ニーズ調査を行いました。

調査対象 ①未就学児保護者 1,140 人
②小学生保護者 832 人

調査期間 平成 30 年 11 月 22 日から平成 30 年 12 月 15 日

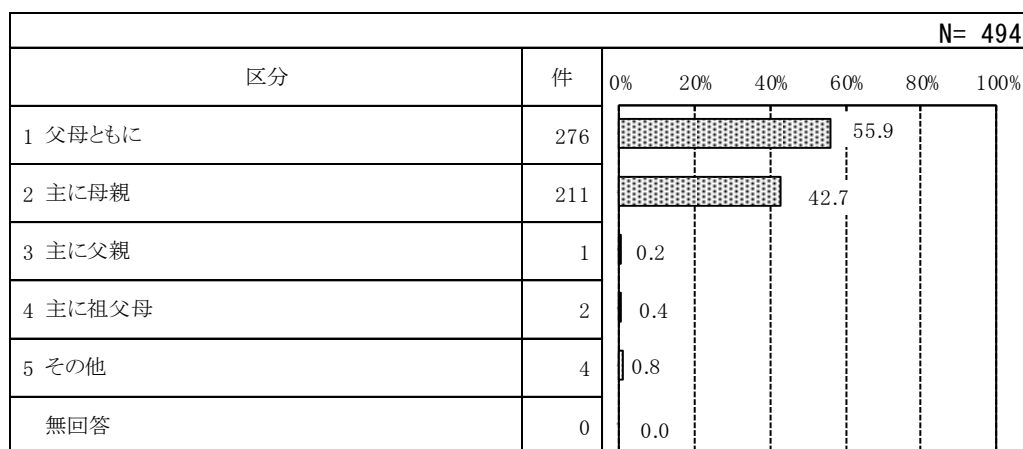
調査方法 郵送による配布・回収

回収結果 ①未就学児保護者 有効回収数 494 通 有効回収率 43.3%
②小学生保護者 有効回収数 395 通 有効回収率 47.5%

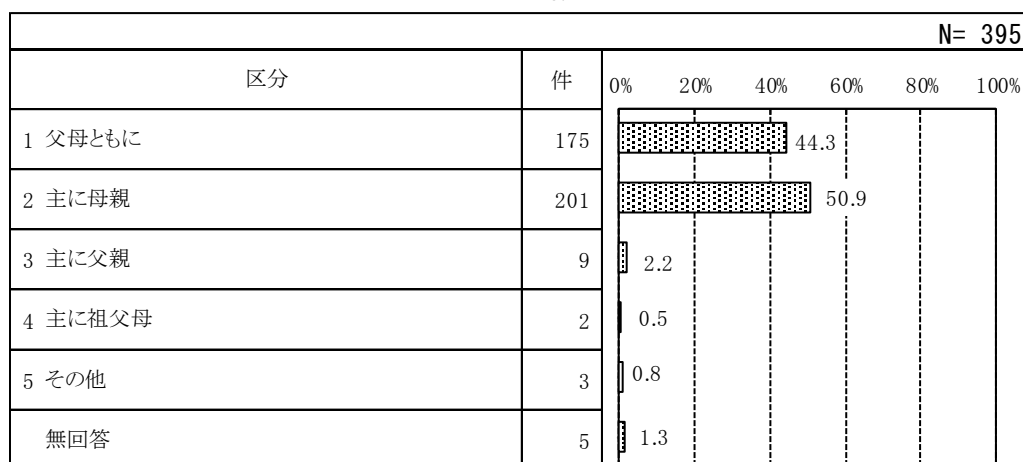
（1） 子育てを主にしている人

子育て（教育を含む）を主にしている人については、未就学児保護者調査では「父母ともに」が、小学生保護者調査では「主に母親」が最も多く、それぞれ 55.9%、50.9% となっています。

〈未就学児保護者〉



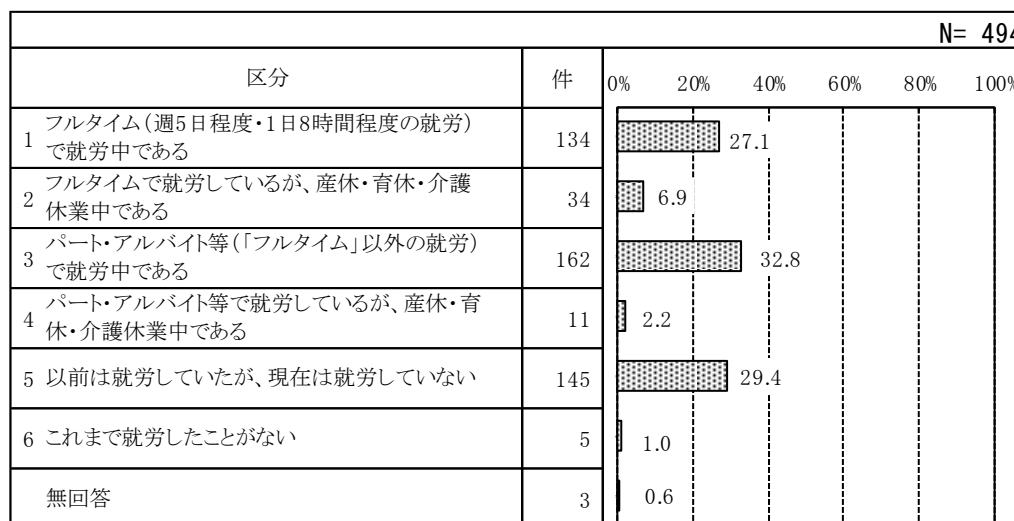
〈小学生保護者〉



(2) 保護者の就労状況

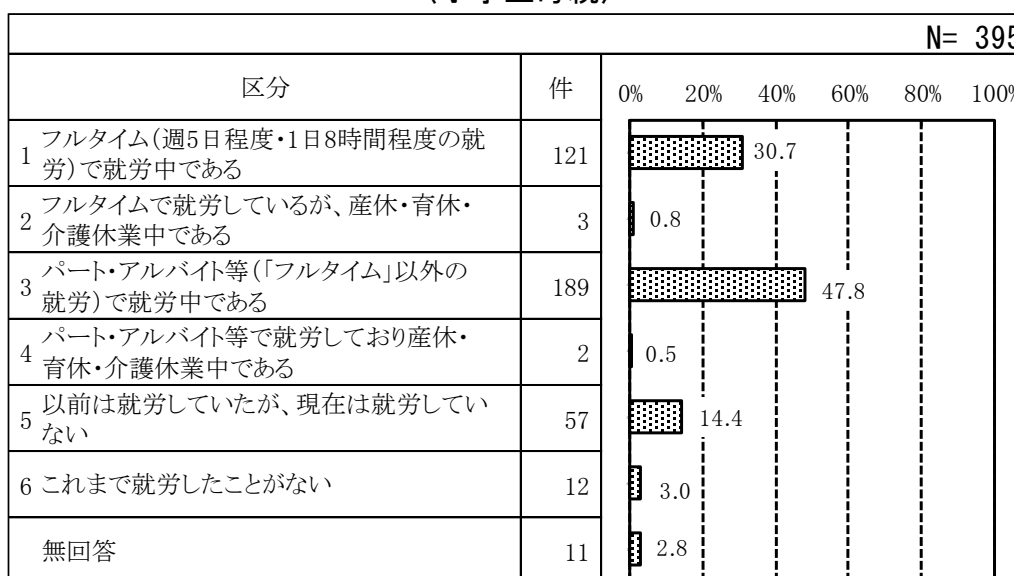
保護者の就労状況について、未就学児では、母親が「パート・アルバイト等で就労中である」(32.8%)が最も高い割合を占め、「以前は就労していたが、現在はしていない」(29.4%)が続きます。「フルタイムで就労中である」は27.1%を占め、パート・アルバイト等就労中と合わせると、何らかの形で働いている母親は59.9%と約6割になります。

〈未就学児母親〉



小学生では、母親が「パート・アルバイト等で就労中である」(47.8%)が最も高い割合を占め、「フルタイムで就労中である」(30.7%)が続きます。両者の合計は、78.5%と8割近くを占めます。「以前は就労していたが、現在はしていない」は14.4%に留まっています。

〈小学生母親〉

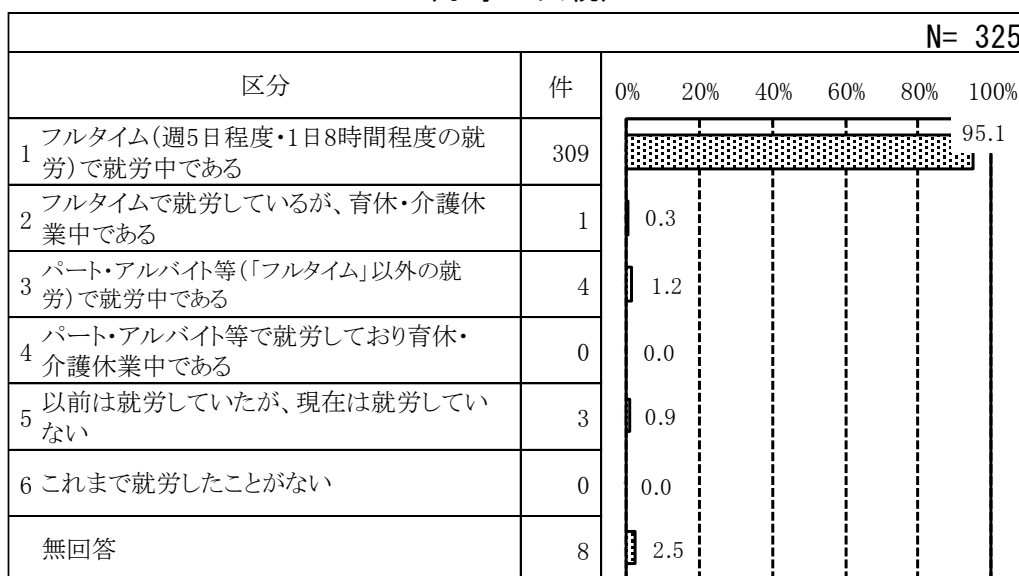


父親は、未就学児、小学生ともに「フルタイムで就労中である」が10割近い大多数を占めています。

〈未就学児父親〉



〈小学生父親〉



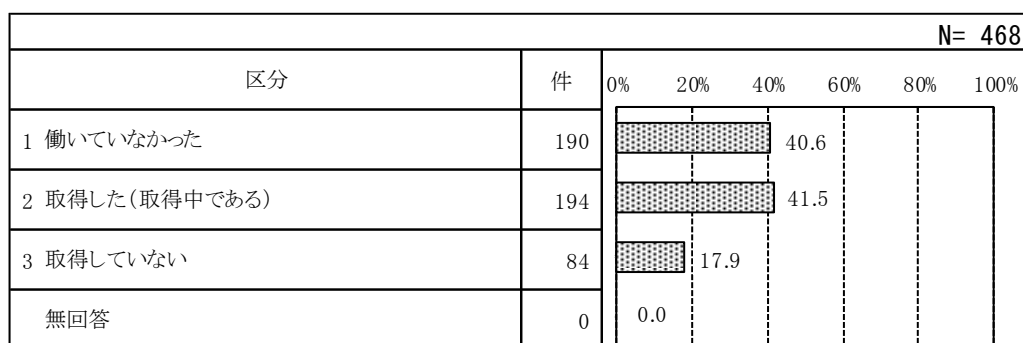
(3) 育児休業（未就学児保護者調査）

育児休業の状況について、母親では、子どもが産まれた時「取得した（取得中である）」（41.5%）と「働いていなかった」（40.6%）がともに約4割を占めています。父親では「取得していない」が94.7%を占めています。

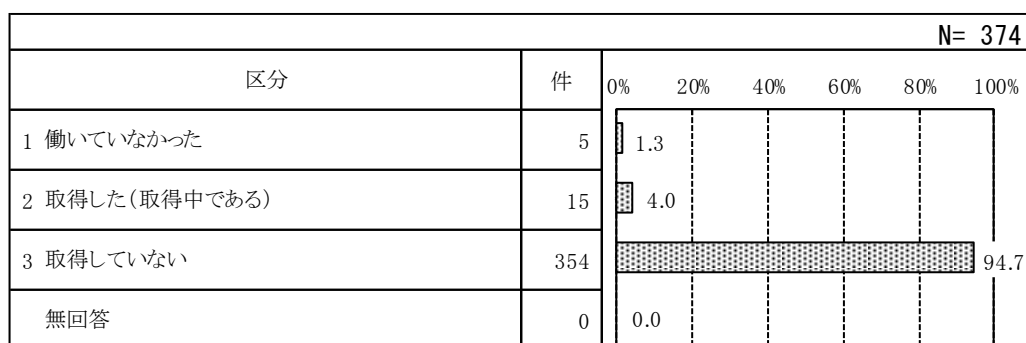
育児休業を「取得した（取得中である）」母親のうち、「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した母親は70.1%に上ります。また、育児休業を「取得していない」と回答した母親も17.9%と2割近くになります。

・ 育児休業を取得したか

〈母親〉

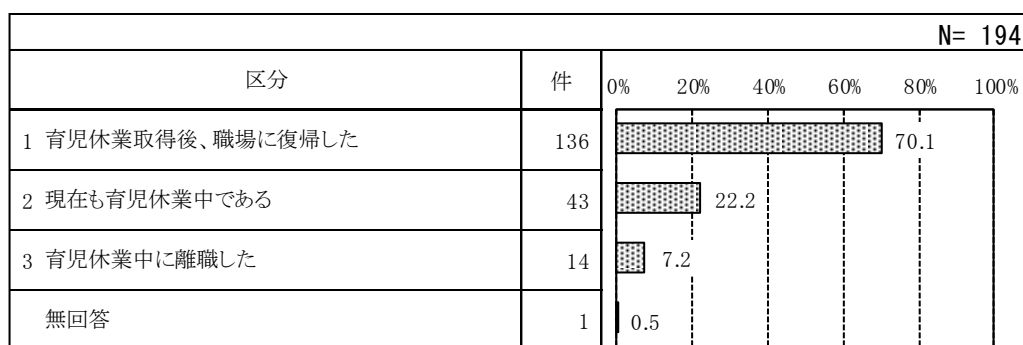


〈父親〉

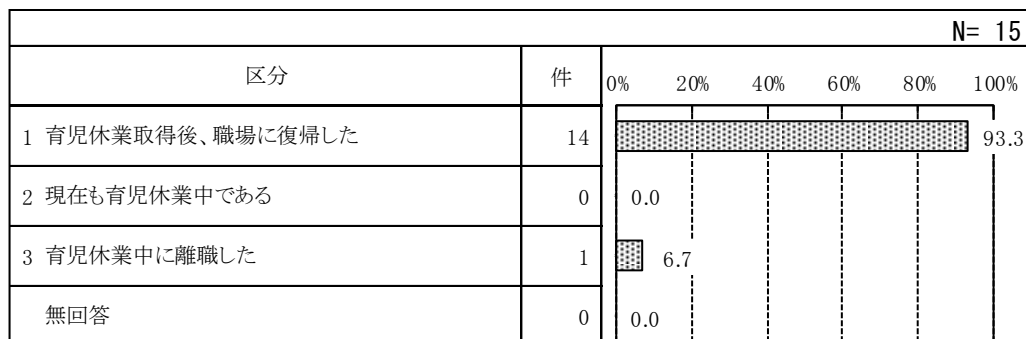


・ 育児休業取得後、職場へ復帰したか

〈母親〉



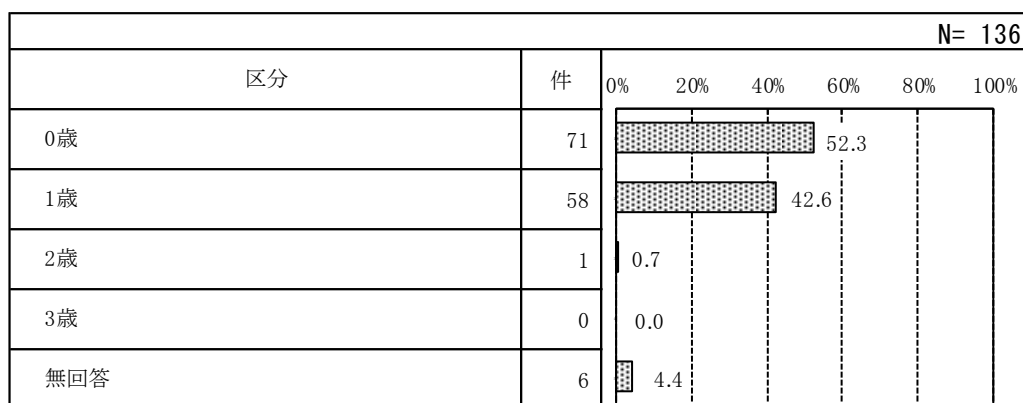
〈父親〉



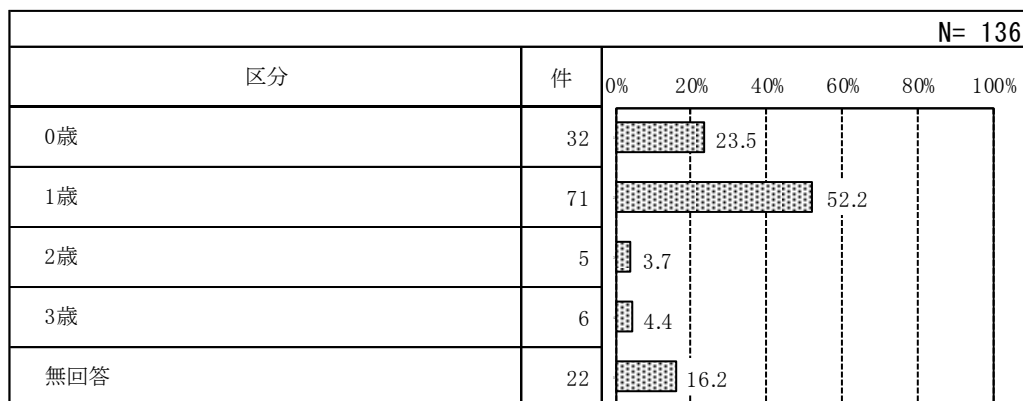
母親の職場復帰した時の子どもの年齢は、「0歳」が52.3%、「1歳」が42.6%、希望では、「1歳」が52.2%、「0歳」が23.5%となっています。

・ 職場復帰した時の子どもの年齢

〈母親〉 実際の年齢

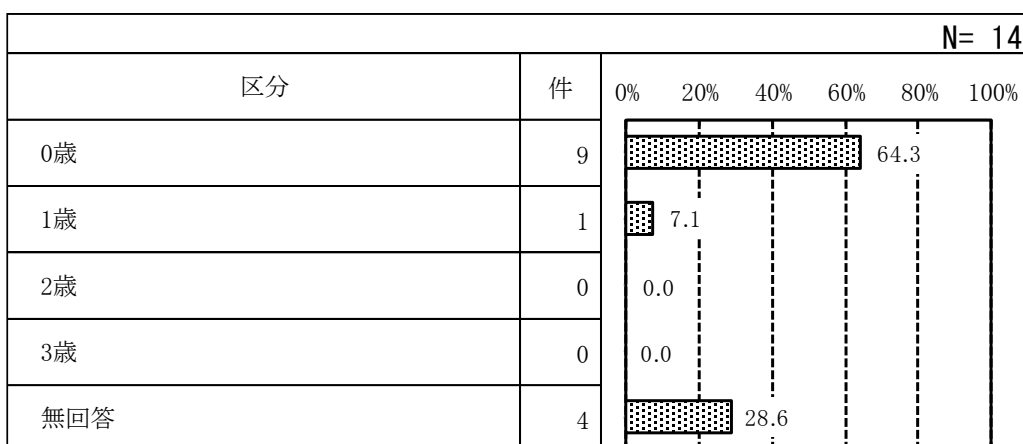


〈母親〉 希望の年齢

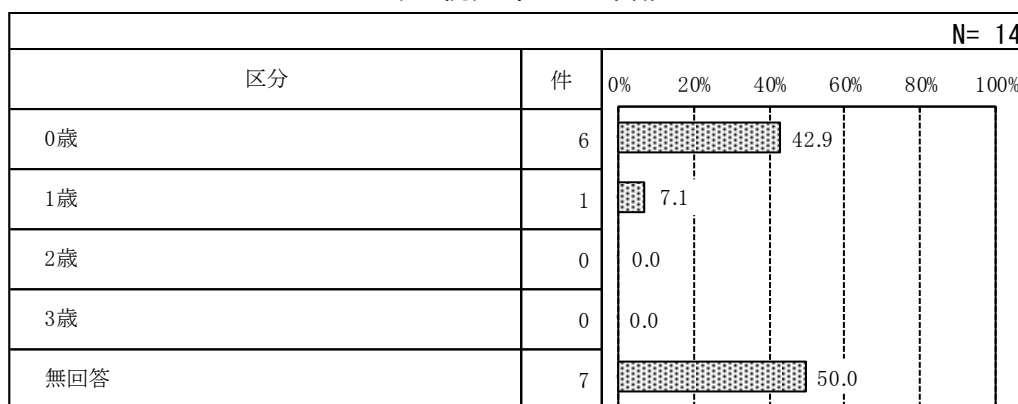


父親の職場復帰した時の子どもの年齢は、「0歳」が9件、「1歳」が1件で、希望では、「0歳」が6件、「1歳」が1件となっています。

〈父親〉 実際の年齢



〈父親〉希望の年齢

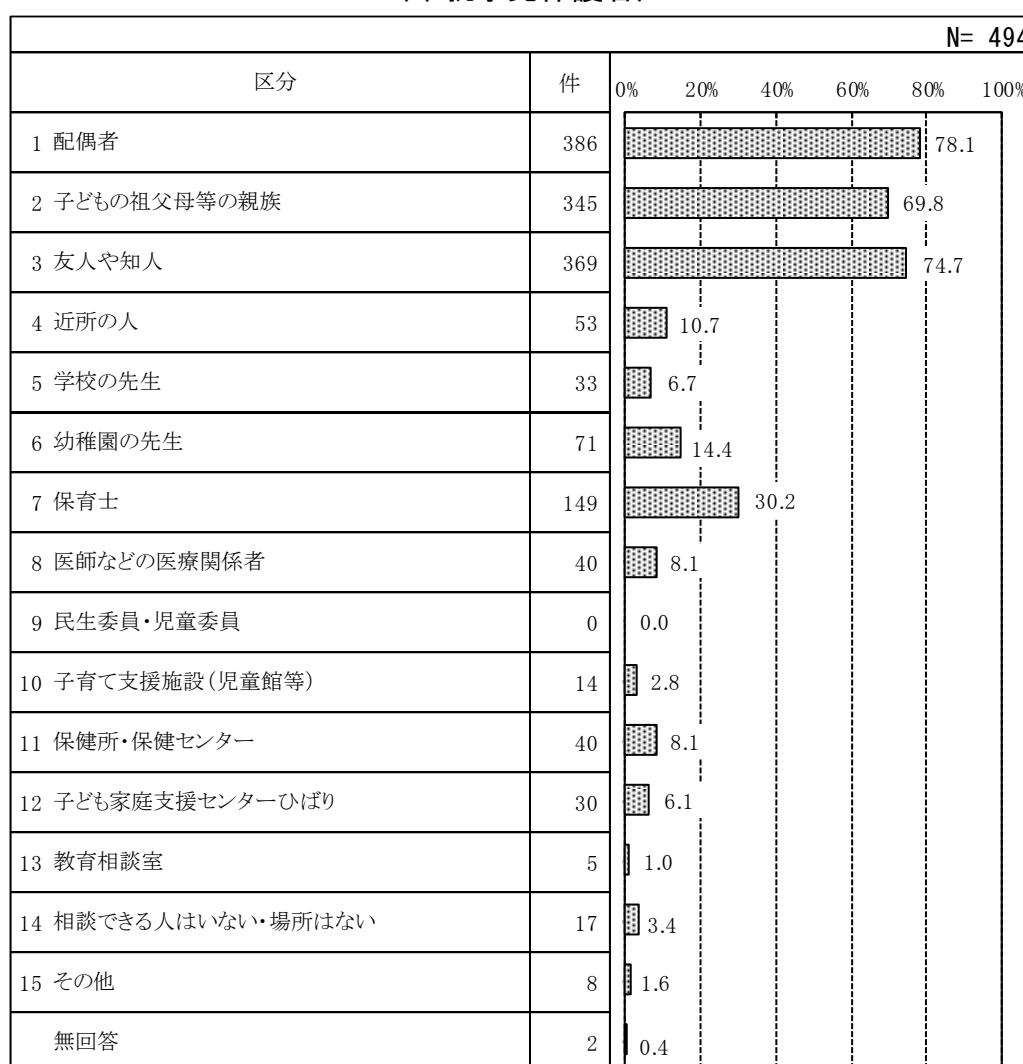


(4) 気軽に相談できる先 【複数回答】

気軽に相談できる先については、未就学児保護者では「配偶者」(78.1%)が最も高い割合を占め、「友人や知人」(74.7%)、「子どもの祖父母等の親族」(69.8%)が続きます。

また、小学生保護者では、「友人や知人」(74.2%)が最も高い割合を占め、「配偶者」(67.6%)、「子どもの祖父母等の親族」(56.2%)が続きます。

〈未就学児保護者〉



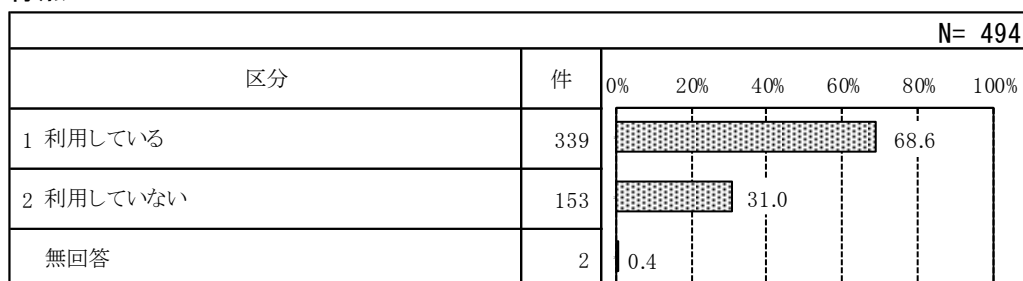
〈小学生保護者〉



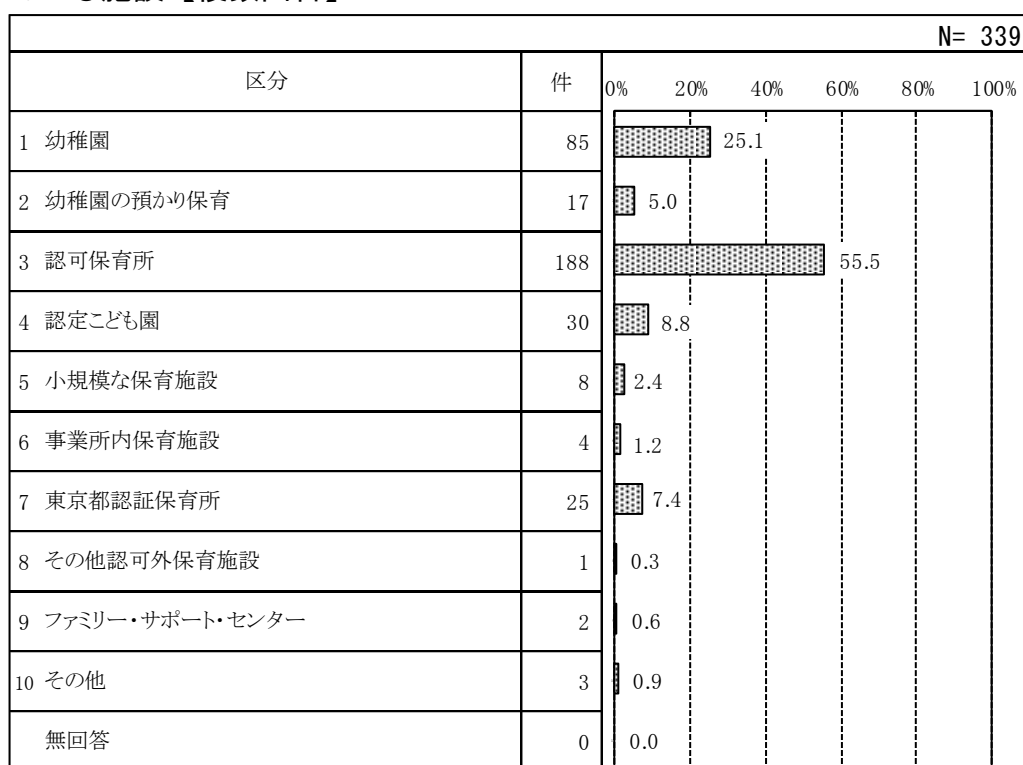
(5) 定期的な教育・保育事業の利用について（未就学児保護者調査）

定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が68.6%と7割近くを占めています。利用者の平日利用している施設は「認可保育所」（55.5%）が最も高い割合を占め、「幼稚園」（25.1%）が続きます。

・利用の有無

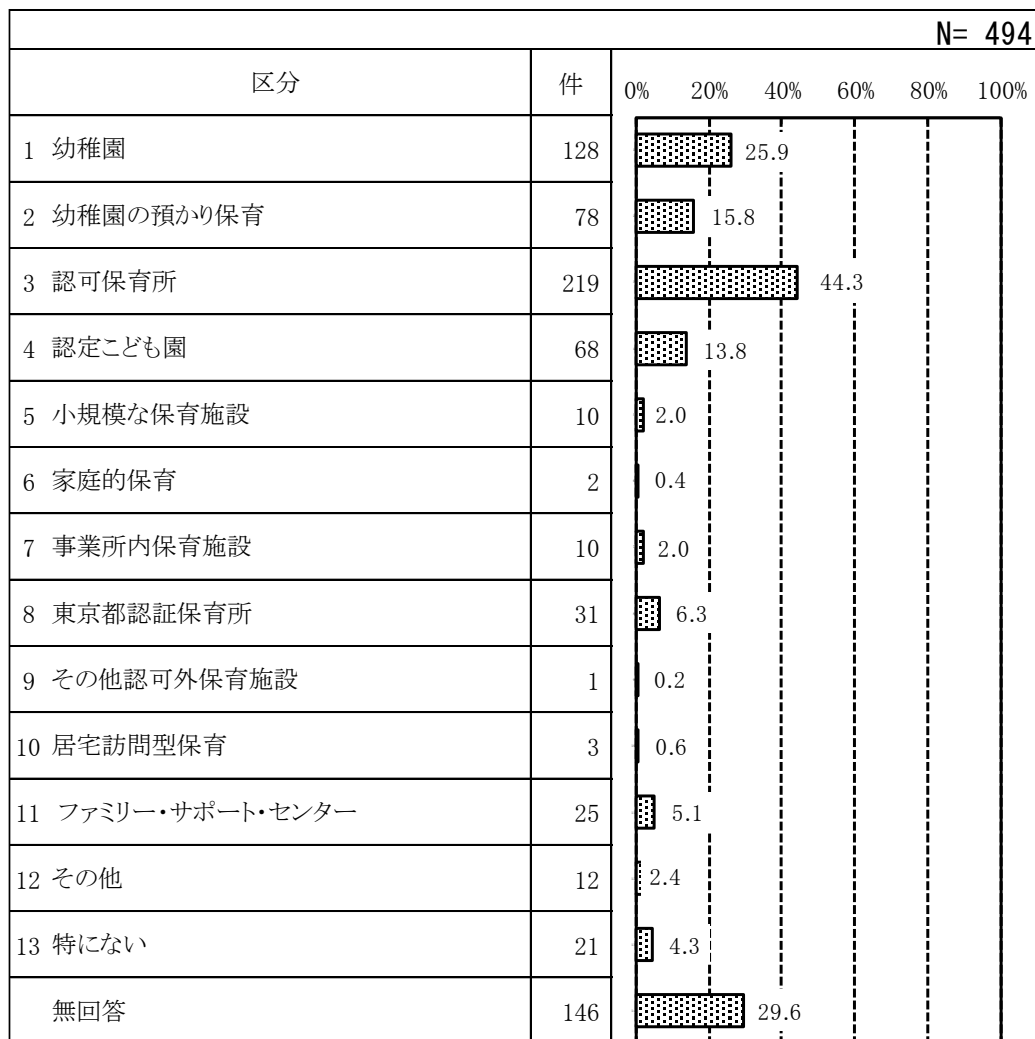


・利用している施設【複数回答】



定期的に利用したい教育・保育事業については、「無回答」（29.6％）を除くと、「認可保育所」が44.3％で最も高い割合を占め、「幼稚園」（25.9％）、「幼稚園の預かり保育」（15.8％）、「認定こども園」（13.8％）が続きます。

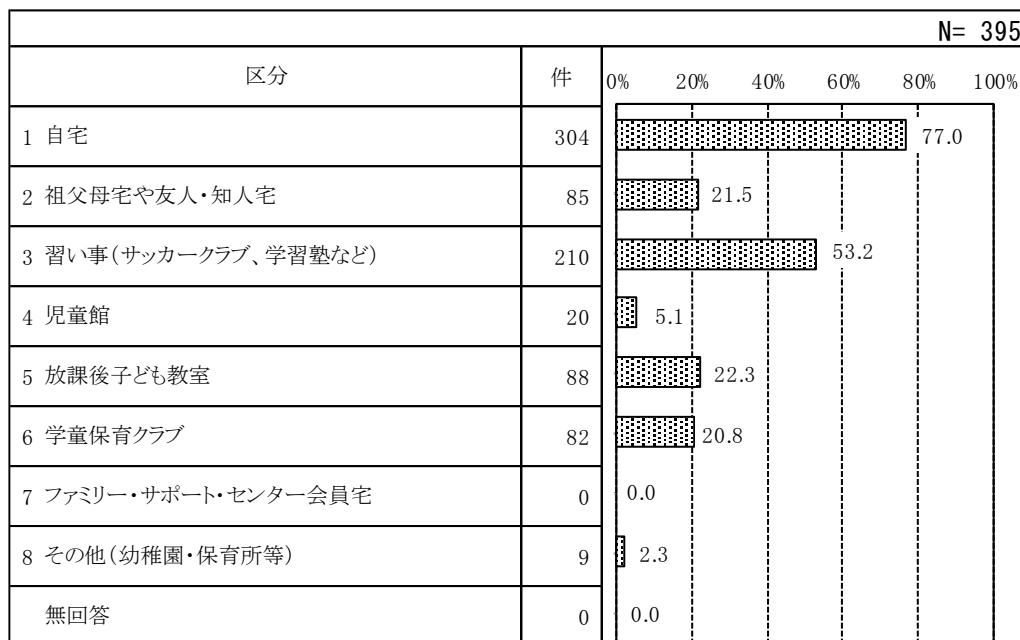
・ 利用希望【複数回答】



(6) 放課後の過ごし方について（小学生保護者調査）

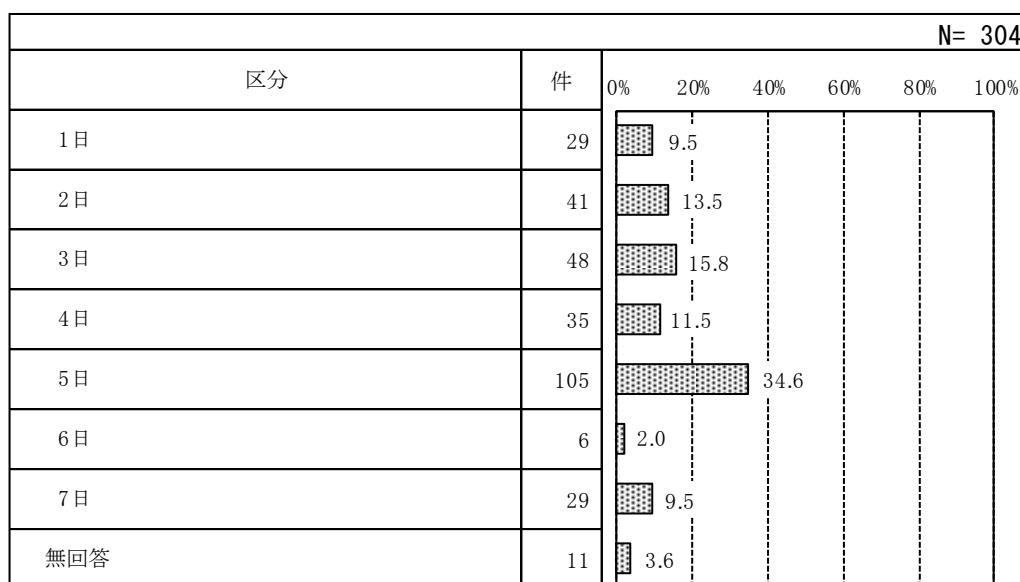
放課後の過ごし方は、「自宅」（77.0％）が最も高い割合を占め、「習い事」（53.2％）、
「放課後子ども教室」（22.3％）、「祖父母宅や友人・知人宅」（21.5％）、「学童保育クラ
ブ」（20.8％）が続きます。

・放課後の過ごし方【複数回答】

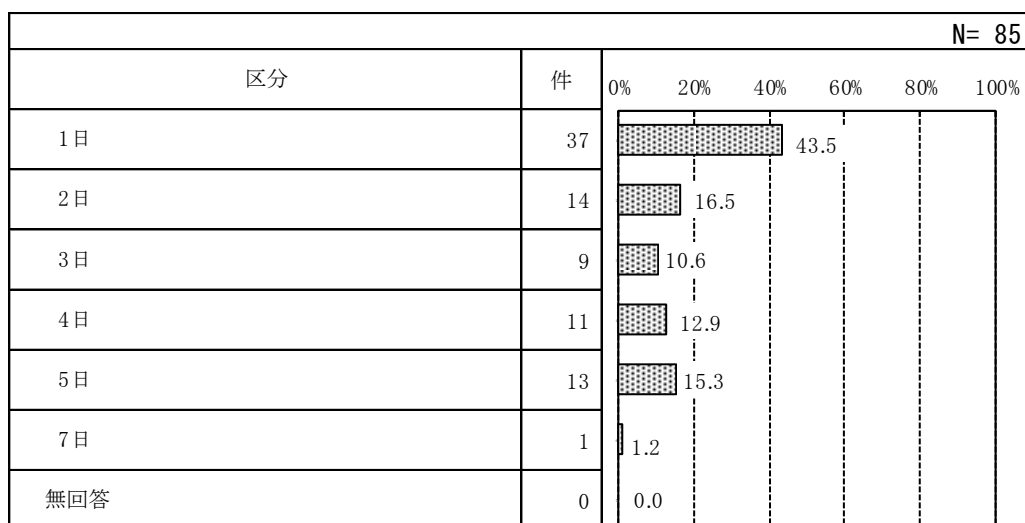


利用日数をみると、自宅（34.6％）と学童保育クラブ（43.9％）で、5日が最も高い
割合を占めています。

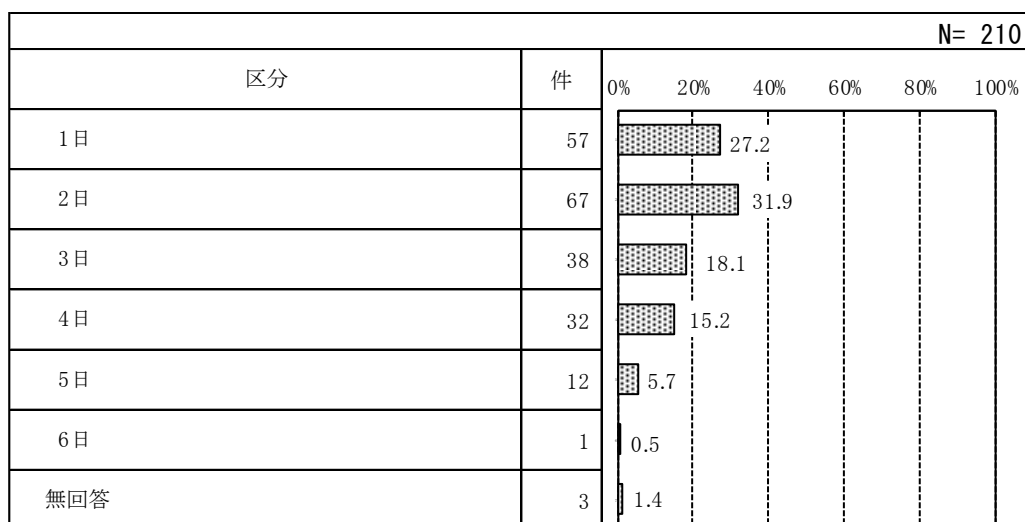
・自宅の週あたりの利用日数



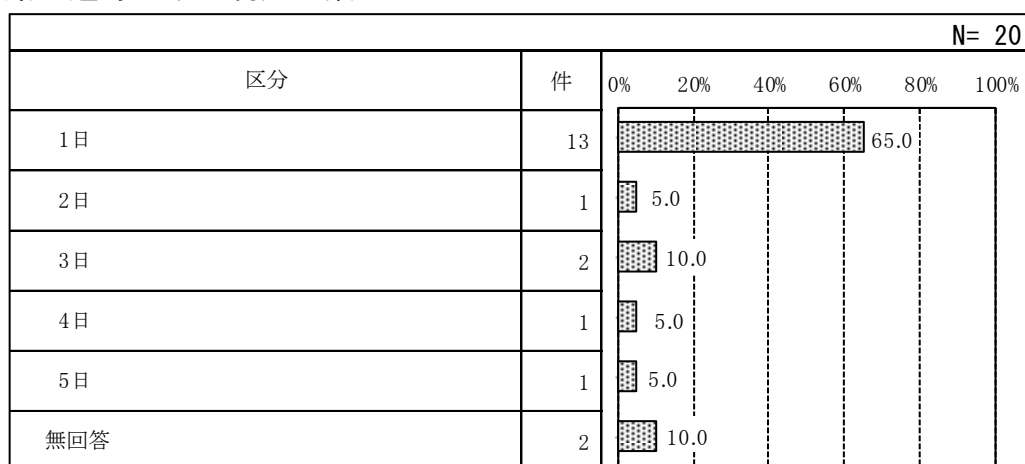
・祖父母宅や友人・知人宅の週あたりの利用日数



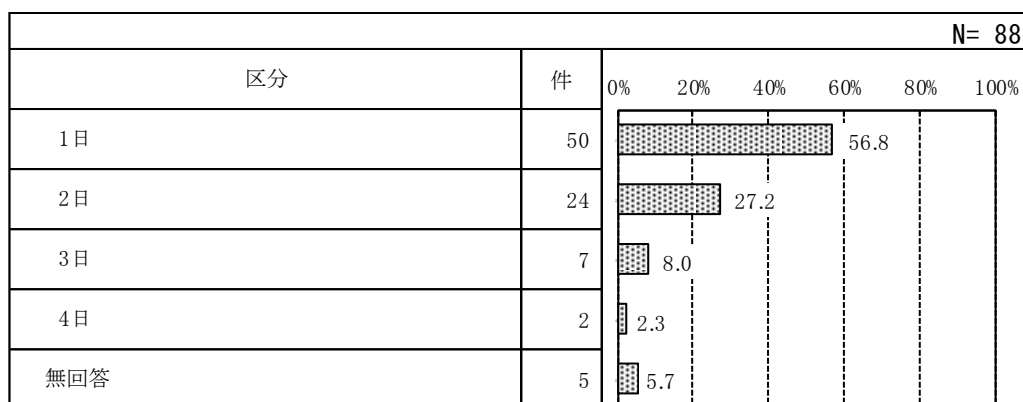
・習い事の週あたりの利用日数



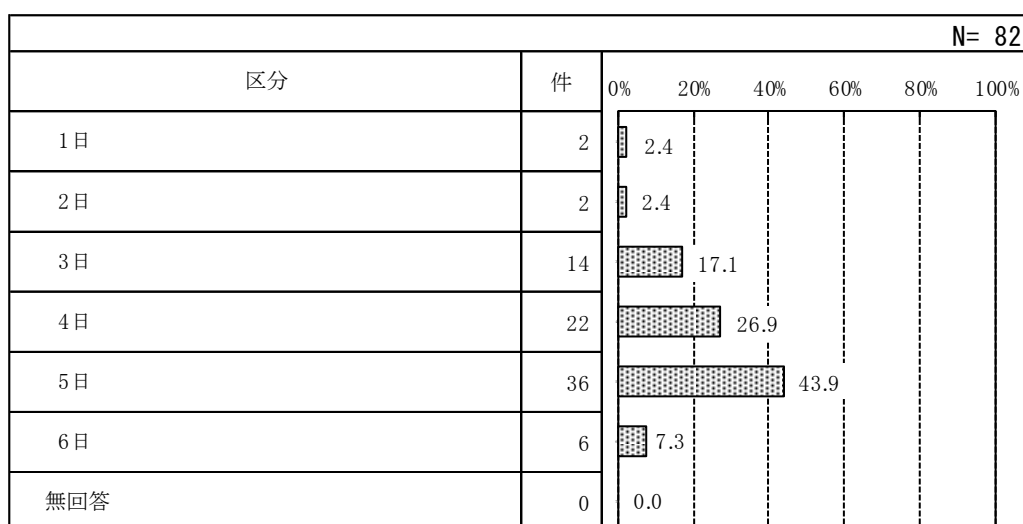
・児童館の週あたりの利用日数



・放課後子ども教室の月あたりの利用日数

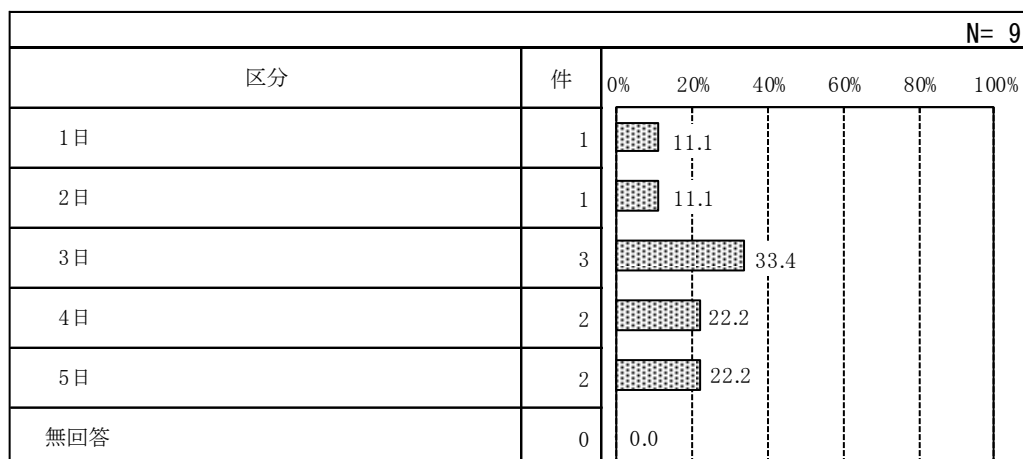


・学童保育クラブの週あたりの利用日数



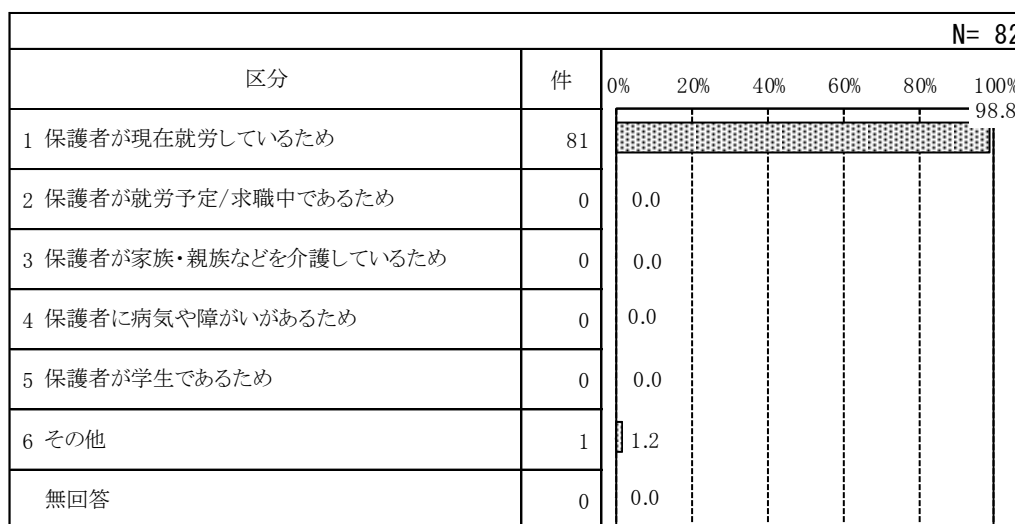
・ファミリー・サポート・センターの会員宅の週あたりの利用日数 回答無し

・その他（幼稚園・保育所等）の週あたりの利用日数



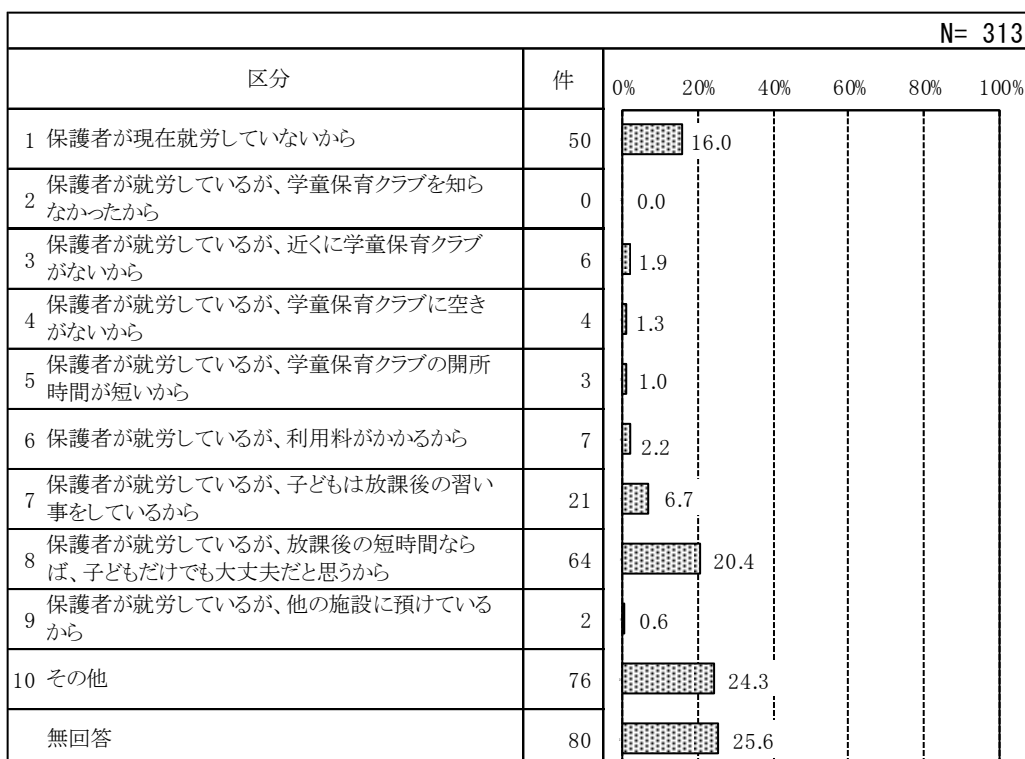
学童保育クラブを利用している理由としては、「保護者が現在就労しているため」(98.8%) が圧倒的に高い割合を占めています。

・利用の理由



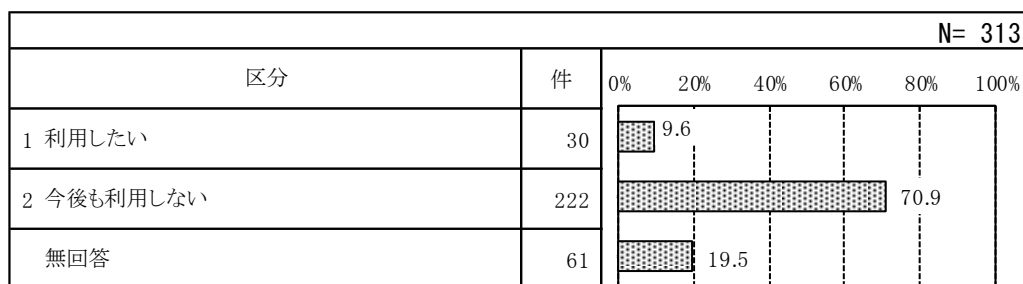
利用していない理由では、「無回答」(25.6%)を除くと、「その他」が24.3%で最も高い割合を占め、「保護者が就労しているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思うから」(20.4%)、「保護者が現在就労していないから」(16.0%)が続きます。

・利用していない理由



今後の学童保育クラブの利用希望は「利用したい」が 9.6%で、「今後も利用しない」(70.9%) がほぼ7割を占めています。

・ 今後の利用希望

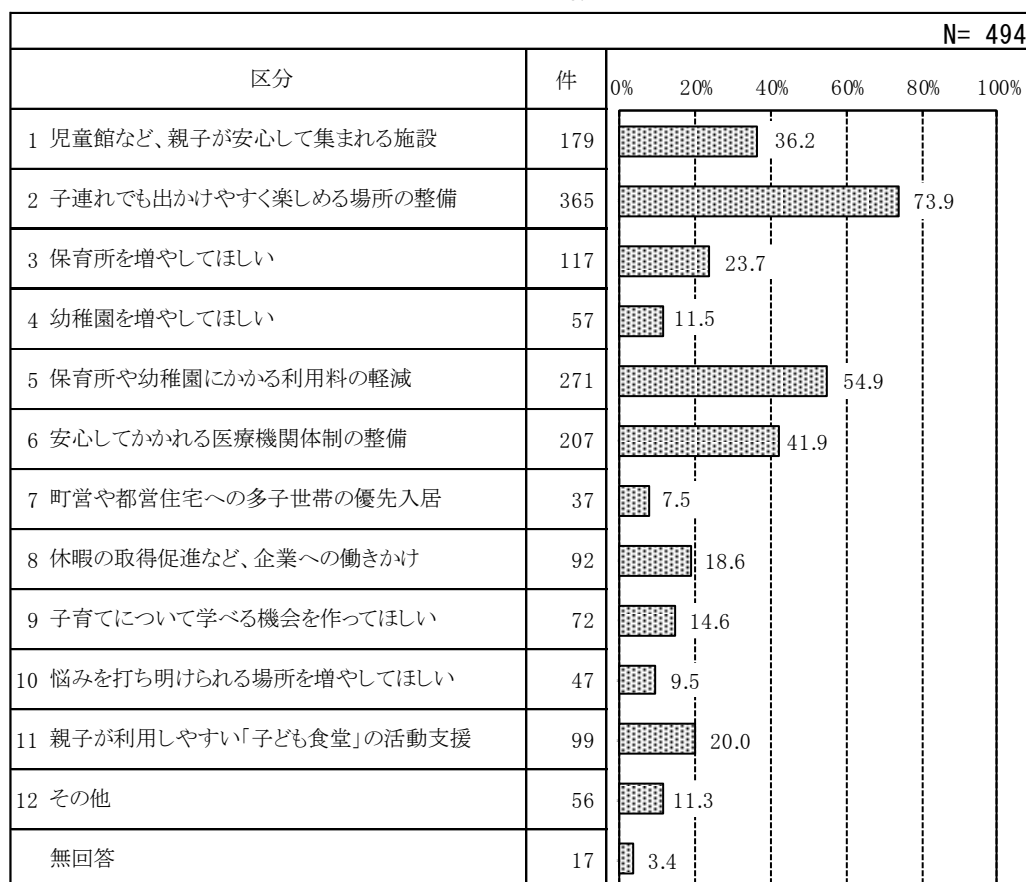


(7) 瑞穂町に対して望む子育て支援 【複数回答】

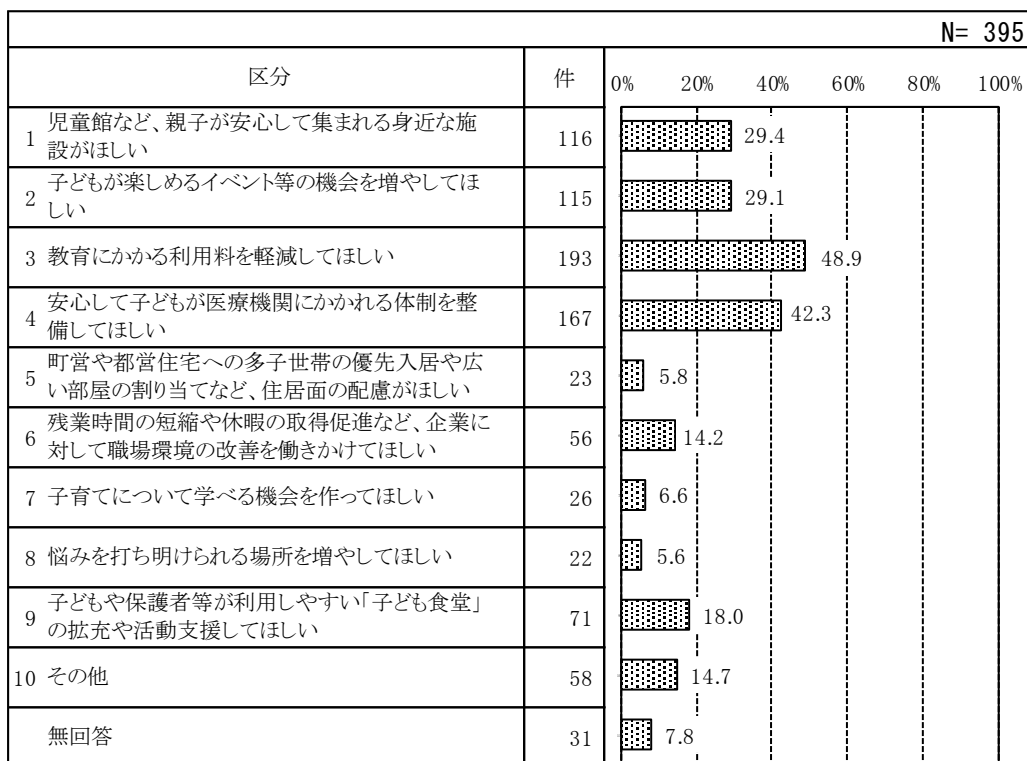
未就学児保護者の望む子育て支援については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」(73.9%) が最も高い割合を占め、「保育所や幼稚園にかかる利用料の軽減」(54.9%)、「安心してかかる医療機関体制の整備」(41.9%) が続きます。

また、小学生保護者の望む子育て支援は、「教育にかかる利用料を軽減してほしい」(48.9%) が最も高い割合を占め、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」(42.3%)、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な施設がほしい」(29.4%)、「子どもが楽しめるイベント等の機会を増やしてほしい」(29.1%) が続きます。

〈未就学児保護者〉



〈小学生保護者〉



第3章 事業の進捗状況

1 すべての子育て家庭の支援

(1) 地域の子育て家庭の支援

①総合的な子育て支援サービスの展開

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 子ども家庭支援センター機能の充実	子ども家庭支援センターの事業について、広報みずほ、ひばりだより、リーフレット等の配布により周知しました。ホームページを適宜更新し施設紹介、事業PRに努めました。	広報みずほおよびホームページの充実とその他の周知方法の調査研究が必要。
2 子育て相談の充実	要保護児童対策地域協議会を通じ、構成する各関係機関のさらなる連携に努めました。	各関係機関でのさらなる意識向上につながる要保護児童対策地域協議会の運営。
3 子育て支援情報の提供	広報みずほ、ホームページや広報番組を活用した効果的な情報提供に努めました。広報番組に、児童館と子ども家庭支援センターの職員が出演し、事業に関する情報を発信しました。子育てほっとブックの内容の拡充と組織改正の周知に努めました。	ホームページリニューアル後の新システムの運用を各担当部署が確実に行うよう徹底。提供した情報の効果の検証方法について研究が必要。
4 民生委員等の活動支援	町内事業所の広告収入を制作費とし、全面改定した「子育て応援ガイドブック」を発行しました。	ガイドブックは町内事業所の広告収入により作成したが、今後継続的に作成できるかが課題。

②在宅の子育て支援サービスの拡充

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 一時預かりの拡充	とのがや保育園、ゆめのもり保育園、南平保育園で実施しました。町内認可保育所、小規模保育事業所全園で実施しました。	待機児童対策のため新設される園等での当該事業の実施が必要。
2 ファミリー・サポート・センターの充実	提供会員の研修を年4回実施し、延べ 15 人が受講しました。	事故のない安全な活動のための研修内容、実施方法について研修成果を踏まえた改善の継続。
3 育児支援ヘルパー事業の充実	養育困難家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し児童虐待へのリスクの軽減に努めました。1件利用がありました。	若年妊婦、産後うつ等の特定妊婦や問題を抱える家庭の児童虐待へのリスクをどれだけ軽減できるかの適切な評価。

③親子交流事業等の拡充

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 子育てひろばの拡充	親子で自由に体を動かせる「ゴーゴー体操」、保護者が自由に指導員と交流できる「仲良しフリーデー」を新たに開始しました。子ども家庭支援センターでは、更生保護女性会の方に託児の協力をいただき、参加者同士の交流や子育て情報の収集のための「お母さんのはあとたいむ」を実施しました。	広報みずほおよびホームページの充実とその他の周知方法の調査研究が必要。保護者も楽しめ、参加意欲が向上する事業の工夫が必要。
2 三世代交流の推進	子どもまつりでは、世代の異なるボランティアの参加がありました。移動児童館では、児童館同様に多世代で遊べる遊具も採用しました。	通常の活動等でボランティアの参加を定着させたり、各種事業への参加を依頼することが必要。
3 児童館事業の充実	平成 30 年6月から各コミュニティセンター(各センターで月に1回)で土曜移動児童館を開始しました。	さらなる柔軟な事業展開。

④地域における子育てグループの支援

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 地域の子育てグループの支援	地域の子育てグループが児童館を利用しました。 子育てサークルに対し地域活動室を提供しました。 子育てサークルの参加者募集等のお知らせを施設内に掲示しました。	グループの設立やPRのための支援方法の検討。 継続的なグループづくりにつながる支援方法の検討。

⑤児童手当等の支給

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 児童手当等の支給	毎年6月に現況届受付、未提出者には督促を行い、確実に支給しました。	適正給付の追求。 事務効率化の研究。

(2) 待機児童の解消への取組と保育サービスの充実

①待機児童の解消への取組

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 民間保育所の開設	ゆめのもり保育園を平成 27 年6月に開設し、キッズルーム箱根ヶ崎を南平保育園に移行し、定員増のうえ平成 30 年7月に開設しました。ぴよぴよハウスの認可保育所への移行調整を行いました。令和2年度のみずほひじり保育園増改築に向け協議を開始しました。	待機児童の解消。
2 幼稚園の預かり保育の拡充	町内幼稚園2園、認定こども園(幼稚園部分)2園で継続実施しました。平成 31 年3月に幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱の全部改正をしました。 子育て応援課への所管替えによる引継を実施しました。	今後ニーズが増加すれば拡充する必要あり。

②保育サービスの充実

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 延長保育の充実	適正に実施しました。 南平保育園は午後8時まで延長保育を実施しました。	朝の保育時間の拡充。 保育料減免世帯への対応。
2 病後児保育の実施	先進区市の実施状況を確認し、実施方法について検討を継続しました。	よりよい実施方法の模索。
3 保育の質の向上	5月、1月に子育て講演会、7月に給食研究会を実施しました。9月から読み聞かせ推進事業を開始しました。 7～8月、1～2月に立入調査を実施しました。	子ども・子育て支援法に基づく指導検査のノウハウ習得。
4 第三者によるサービス評価の実施と支援	第三者評価を実施する園の確認を行いました。	第三者評価回収率の向上。

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

①仕事と家庭が両立しやすい就労環境づくりの推進

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 父親の育児への参加促進	妊娠届出時に父親ハンドブックを配布し、両親学級で父親向けプログラムを実施しました。 子ども家庭支援センターでは、父親も参加できる事業を実施していますが、参加者がいないのが現状です。 児童館では、スラックライン等、父親も参加できるイベントも実施しました。	両親学級への父親の参加率は参加した妊婦の半数程度。 仕事と子育ての両立。父親の育児への参加促進につながる事業の魅力ある内容の検討。
2 仕事と子育てが両立する働きかけ	広報みずほで毎月啓発記事を掲載しました。町職員向けの庁内報を発行し、職員の意識啓発を図りました。	さらなる啓発方法の検討と、実効性のある施策の研究が必要。
3 仕事と生活の調和に取り組む企業の認証の周知	子育てほっとブックで周知しました。	町企業は該当なし。

②女性の就労支援

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 就労に関する情報提供	8月の児童扶養手当等現況届申請受付時に西多摩福祉事務所とハローワークによる就労相談会を実施しました。	関係機関との連携強化。 情報提供方法の多様化。

2 母と子の健康づくり

(1) 母と子の健康づくりの推進

①疾病予防・健康増進事業の推進

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 乳幼児健康診査の充実	平成 30 年度の乳幼児健診の受診率は 97.0%でした。未受診者の健康状態の把握や、安否不明事例についての関係機関との連携を継続しました。	健診受診率は改善している。引き続き積極的な受診勧奨が必要。
2 予防接種率の向上	平成 27 年度から始めたモバイルサービスのチラシを予診票と一緒に発送するとともに、町内保育園等にもチラシ配布を依頼し、利用の促進と接種の勧奨を行いました。平成 30 年度の登録者は、3月末現在 917 人と順調に増加しました。 乳幼児健診受診時に接種状況を確認し、接種勧奨を実施しました。また、麻しん、風しん2期と二種混合予防接種について、未接種者に再勧奨通知を送付しました。 子育てに関係する部署と連携し、お知らせ内容等のさらなる充実を図りました。	子育てモバイルサービスの利用を促進するため、関係各課や保育園等と連携してチラシの配布等の周知を継続して実施する。また、魅力あるサービスとなるよう、内容の充実を図る必要がある。

②妊娠・出産・乳幼児の育児に関する切れ目のない保健対策の推進

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問の実施	平成 26 年 11 月から平成 30 年 10 月生まれの訪問実施率は 100%となりました。	連絡が取れない、訪問を拒む等、訪問できるまでに時間を要する事例あり。 訪問への動機づけのために育児パッケージは効果が認められる。
2 養育支援訪問の実施	養育支援が特に必要な家庭に、保健師・保育士等が養育に関する指導・助言等を実施しました。	保健師・保育士等の専門性向上による養育に関する指導・助言のさらなるスキルアップ。
3 健康教育・相談の推進	既存の母子保健事業において健康教育・相談を実施しました。 平成 30 年度から子育て世代包括支援センター「ゆりかごステーション」を開設し、妊娠期から子育て期における相談業務を充実させました。	妊娠届出のうち 10 代の妊婦の割合が多い傾向あり。 妊娠届出の遅延や、養育環境が整わない状態での妊娠の増加。 精神疾患合併や、育児不安を持つ妊産婦の増加。 これによる、従来に比べて丁寧な個別指導・相談支援に係る業務の増加。
4 妊娠・子育て期の禁煙教育の充実	妊娠届出時、乳幼児健診時に、両親の喫煙状況を把握し、禁煙教育を行いました。	父親と直接電話や面接をする機会が少ないため、積極的な禁煙教育が困難。子どもの健康に影響が大きい妊婦および夫、乳幼児の保護者の喫煙率が高い。
5 乳幼児の事故防止に関する教育の充実	妊娠届出、乳幼児健診、離乳食講習会等の機会に、年齢に合わせた事故防止の啓発を実施しました。	啓発の継続が重要。
6 両親学級の充実	妊娠期から産褥期の健康管理、仲間づくり、保健サービスの紹介、父親の育児参加を含んだ内容で実施しました。	少子化で妊婦数が減少傾向にあることに加え、働く妊婦の割合も増加しており、受講者数・受講率ともに向上が困難。

③食育の推進

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 「食」に関する学習機会の充実	管理栄養士を中心に各種母子保健事業を通じて「食」の助言・指導を行いました。 各学校で「食」に関する指導計画を作成し、「食」に関する学習を推進しました。平成 29 年度から始まったふるさと教育「みずほ学」の取組では、平成 30 年度は小学校一校で、うどんづくりに取り組みました。 瑞穂町の農業と地産地消に対する理解を深めていただくため、野菜農家の畑や牧場等を訪問し、農家の話を聞いたり、農業体験を行う「農ウォーク」を実施しました。 管理栄養士の指導のもと、子育て講座(食育事業)を実施しました。	事業の継続および推進のため管理栄養士を中心とした専門職の連携を図っていくことが課題。 継続していくことが一番の課題。 ふるさと教育「みずほ学」とさらに連携を図ることが課題。 事業の継続が課題。
2 学校における食育の推進	各学校で「食」に関する指導目標を達成するために計画的に食育を推進しました。食品ロス削減に関するリーフレットを各教室に掲示しました。	新学習指導要領の内容も踏まえた計画にすることが課題。
3 「食」の情報提供の推進	母子保健事業を通して、適宜情報提供を行いました。	限られた予算・人員で、効果的な情報提供を継続するための工夫が必要。

(2) 医療等の支援

①小児夜間診療体制の構築

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 小児科夜間診療体制の充実	公立福生病院の協力を得ながら夜間診療を継続実施しました。 病状に合わせた適正受診を推進するため、小児救急電話相談(＃8000)および東京都消防庁救急相談センター(＃7119)の普及を図りました。	患者数の増加のため、夜間診療の負担大。 病状に合わせた適正受診を推進するため、さらなる普及啓発の必要あり。

②乳幼児医療費助成の充実

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 乳幼児医療費助成の充実	毎年9月に対象者の更新および医療証交付を適正に行いました。	医療証の適正交付のための事務の効率化。

3 家庭・学校・地域の教育力の向上

(1) 子どもの生きる力を育成する学校教育環境の整備

①豊かな心と健やかな体の育成

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 子どもからの相談体制の充実	児童館の事務室の模様替えを行い、児童と職員が日常の会話ができる環境を整えました。 子どもからの相談だけでなく、見守りの中で職員から積極的に子どもの様子を見ました。 職員、嘱託員が、相談に必要な専門的知識を習得するため、さまざまな研修に参加しました。	時代の変化に伴い、相談内容も変遷することから研修参加を継続し、新たな知識の習得に努める必要あり。
2 教育相談等の充実	スクールカウンセラーを全校に配置しました。また、町の選任相談員を全校に週2回派遣し、連絡会を実施しました。	専門性のある教育相談員を継続的に確保する必要あり。
3 健康教育の推進	生涯にわたる心身の健康の保持増進をめざし、基本的な生活習慣を身に付け、健康的な生活を実践できる態度を育成しました。 全小・中学校が、東京都歯科優良校を受賞しました。	各種体力調査において、体力合計点を高める必要あり。
4 中学生・高校生と乳幼児との交流促進	職場体験やボランティア参加時に積極的な交流促進を行いました。 中学生の職場体験時に、乳幼児と関わる職場での体験の実施を促しました。 8月に町内の保育園2か所、9月、3月に子ども家庭支援センターで、ジュニアリーダー養成講座「読み聞かせ事業」を実施しました。	瑞穂農芸高校との連携による事業の継続が重要。職場体験の受入先を開拓する必要あり。 ジュニアリーダー養成講座は、小学5年生から18歳までが対象であり、中学生以上は部活動との両立等、参加が小学生に比べて少なくなる状況。
5 豊かな体験活動の推進	4月のさくらまつりと11月の産業まつりで「子どもの集い」を実施しました。12月に「子どもリーダー宿泊研修会」を実施(事前研修を11月に実施)しました。 学校では音楽鑑賞教室(6月)や伝統文化観賞教室(9月)、茶道教室(11月～2月)を実施しました。	より多くの参加者を募るための方策の検討。 伝統文化の内容と、ふるさと教育「みずほ学」の内容の関連を図る必要あり。
6 人権教育の充実	学校教育活動全体を通し、人権の意味と課題を理解するとともに、自他を大切にし、互いに認め合うことができる心情と態度を育成しました。	人権に関する各種研修を引き続き充実させる必要がある。

②学校教育の充実

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 学校運営連絡協議会の充実	学校運営の改善に向けた取組への助言や支援を実施しました。	学校運営連絡協議会の進捗状況を確認することが課題。
2 地域との連携	地域の人たちが、ボランティアや地域の特別講師として学校活動を支援しました。	地域人材リスト等を作成する必要がある。
3 不登校児童・生徒への支援	適応指導教室や教育相談室、スクールカウンセラー、家庭と子どもの支援員の活用による支援を実施しました。 子ども家庭支援センターでは、不登校の要素を含む相談について、家庭訪問等によるアウトリーチを行いました。	不登校対策は、教育相談室の専任相談員との連携を図りながら進める必要がある。

③幼児教育の充実

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 幼稚園・保育園等と小学校との相互連携と交流の促進	地区内の交流活動を実施しました。指導課職員、教育相談員が幼稚園、保育園の保護者向け講座に参加しました。読み聞かせ推進事業の実施により、情報交換の場を設けました。	幼稚園・保育園、小学校の交流を定期的に行う等、さらなる連携強化が必要。
2 幼児教育振興補助事業の充実	幼稚園協会へ幼児教育の振興を図るための補助金を交付しました。保護者への補助金を交付しました。子育て応援課への所管替えによる引継を行いました。	補助金の継続支給。

④思春期保健等の充実

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 思春期保健等の充実	薬物乱用防止教室等を実施しました。全小・中学校でがん教育を実施しました。	がん教育は、指導内容を地域医療機関と連携して実施する必要がある。

(2) 子どもの居場所づくり

①学校等を利用した居場所づくり

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 「瑞穂町総合型地域スポーツクラブ」の充実	活用に必要な施設の提供および情報提供を実施しました。	笑夢スポーツクラブの運営に情報提供および支援を継続して行う必要あり。
2 子ども読書活動の推進	10月と2月に学校図書室との連絡会議を実施しました。図書館と各地域図書室で読書手帳を配布しました。月に9回程度、おはなし会や乳幼児を対象にした読み聞かせを実施しました。子ども家庭支援センターでは、年11回読み聞かせ事業「おはなしはじまるよ」を実施しました。	学校図書室と連携し、図書館と各学校図書室の蔵書をさらに有効活用できる体制を強化する必要がある。子ども家庭支援センターで実施している読み聞かせ事業のさらなる周知が必要。
3 郷土資料館の活用	親子で参加できる体験教室や工作教室等を実施しました。また、子どもも楽しめる動植物に関する講演会を実施しました。夏休み期間中にキッズルームの設置や会議室等を自習室として開放しました。	子ども向けの事業や施設の開放、また、各学校や各種団体等と連携し、事業を充実させるとともに、施設の有効活用を図る必要あり。
4 公園等の整備	特色ある公園の整備(二本木公園)が完了しました。下師岡公園のトイレ改修工事の設計が完了しました。	自由な発想で創造性ある遊びができる公園を追求、検討する必要あり。

②児童館の充実

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 児童館運営の充実	6月から各コミュニティセンター(月1回)で実施の土曜移動児童館事業を開始しました。また、夏季限定移動児童館事業を20日間実施しました。	各コミュニティセンターで実施する事業について、定期開催の回数を増やすなど、日常的な居場所づくりとすることが必要。児童館から遠い地域の大人にも児童館の存在をPRすることが必要。
2 中学生・高校生への支援	試験期間中に児童館で勉強や待ち合わせをする生徒の姿が見られました。	中学生高学年から高校生への児童館の魅力発信の必要あり。開館時間の延長等検討する必要あり。

③放課後児童対策の充実

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 放課後子ども総合プランの推進	実施体系は確立されていませんが、プランに基づき学童保育との連携について、試験的に実施しました。(スケジュールを配布し参加を促しました。)平成 30 年度は学童保育クラブとの連携事業を 11 回実施しました。	関係各課の連携と体系の構築の必要あり。
2 「放課後子ども教室」の充実	各学校の副校長とコーディネーターが空き教室等を調整し、より多く放課後子ども教室が実施できるよう努めました。平成 30 年度は 374 回実施しました。(前年度比 1%増)。	協力いただけるスタッフの確保。
3 学童保育クラブの充実	待機児童対策として、平成 30 年度から夏季限定保育を開始し、42 人の入所がありました。4月の待機児童は0人でした。子育て応援課保育・幼稚園係への所管替えの円滑な引継を行いました。	夏季限定保育の活用、その他調整により年度当初から待機児童を出さない運用が課題。

(3) 地域と協働で進める子育て支援のコミュニティづくり

①地域との連携と人材活用

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 地域における人材の育成・活用	「総合人材リスト」に新しく2件の人材登録(工芸・趣味、紀行・観光)がありましたが、活用実績はありませんでした。	周知方法の模索。
2 家庭教育の充実	住民提案型協働事業で「わくわくしゃべりば」、ジュニアリーダー養成事業で「読み聞かせ事業」を実施し、乳幼児と保護者を対象とした子育て支援の場を提供しました。	住民提案型協働事業の推進による家庭教育の充実につなげる。
3 ジュニアリーダーの養成	平成 30 年度は8回実施しました。(さくらまつり子どもの集い、夏期読み聞かせ事業、こどもフェスティバル準備・当日、産業まつり、子どもの集い、子どもリーダー宿泊研修事前研修・当日、冬期読み聞かせ事業)	中学生以上の参加が小学生に比べて少なくなる傾向があり、実施内容や回数の精査等、参加者が参加しやすくなるよう工夫。

②世代間交流による子育て支援

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 世代間交流・地域連携の推進	参加団体や実行委員と協議し、毎年 10 月第3日曜日にこどもフェスティバルを実施しました。フェスティバルでのブース出展、食育活動等での連携を図りました。	こどもフェスティバル実行委員会への若者の参加促進。 子ども会は、少子化および保護者負担増による加入者の減少。地区青少年協議会への支援方法の研究。
2 地域で子どもを育てる環境づくりの推進	住民提案型協働事業を通して子育て支援を実施しました。 子ども会連合会で、こどもフェスティバルに出展しました。(射的・的当て) 子育てサークルの活動支援としてコミュニティセンターを活動場所として提供しました。情報の発信地として施設内にチラシを掲示し、広報みずほに子育てサークル事業の記事を掲載して参加者を募集しました。	子育てサークルの活動を支援するとともに、子ども家庭支援センターとの共催事業等の連携の検討が必要。 子ども会連合会活動を支援するとともに、少子化および保護者負担増による子ども会の加入者の減少。

4 安心して子育てができる生活環境の整備

(1) 子育てを支援するユニバーサルのまちづくり

①子育てを支援するユニバーサルのまちづくり

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 子育てにやさしいユニバーサル・デザインの推進	子ども家庭支援センターは、赤ちゃん連れの親子が授乳やトイレ利用等で気軽に立ち寄れる施設であることを周知しました。また、新たに保健センターで赤ちゃん・ふらっと事業の整備を行いました。 道路照明灯のLED化で、158基を設置しました。	施設整備の際には、授乳施設等の設置を必須とするなどの町全体での取組が必要。 道路照明灯と防犯灯の住み分けの関係課との調整、また、照度アップによる光害にも注意を払う必要あり。
2 道路交通環境の整備	歩道の切り下げや改良を行う際、歩行者や車椅子使用者に配慮した平坦部の多い歩道に切り替えました。	先進自治体の事例や住民要望等を踏まえながら、段差解消等の整備を進めていく必要あり。
3 心のバリアフリー化の推進	冊子「子育てほっとブック」で啓発しました。	周知、意識啓発の効果的な方法を検討する必要あり。

②子育てを支援する環境の整備

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 公園・緑地の環境整備	遊具については、更新時期や劣化状況、要望等を踏まえ、整備しました。 また、特色ある公園整備として、平成30年度に元狹山地区町内関係団体と協議しました。二本木公園の整備が完了しました。	ニーズに適した遊具を設置する必要あり。 公園・緑地の拡充のため周囲の状況変化に注意を払う必要あり。

(2) 子どものための安全・安心のまちづくり

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 交通安全教室の推進	学校・保育園で交通安全教室を実施しました。	児童・生徒の交通事故の未然防止を徹底する必要あり。
2 自転車利用の安全向上	交通安全フェスティバルや交通安全講習会等を開催し、自転車の安全利用に関する交通啓発活動を実施しました。	講習会等への参加が難しい方への効果的な広報啓発の方法を検討する必要がある。
3 チャイルドシート使用の徹底	交通安全フェスティバルなどさまざまな交通安全に関する行事において啓発活動を実施しました。随時リーフレットを配布し、チャイルドシートの正しい着用を呼びかけました。	関係課と連携し、対象者への効果的な広報啓発の方法を検討する必要がある。
4 通学路等の交通安全確保	国および東京都からの依頼により、9月に通学路等における危険箇所を中心に、関係機関(学校・PTA・福生警察・庁内各課)による緊急合同点検を行いました。その結果をもとに今後の対策を講じ、児童・生徒の安全確保に努めました。 カーブミラーの点検清掃を交通安全推進協議会に委託し、定期的に実施しました。毎月、福生警察署・道路管理者・教育委員会・地域課合同で通学路等の安全点検を実施しました。 福生警察署および関係各課と連携し、通学路上における危険箇所の発見および注意喚起をしたり、看板を設置しました。	把握した通学路等の危険箇所について、今後関係機関と協議しながら対策を進める必要がある。 関係機関の連携強化。 交通事故減少に向けた町全体としての継続した取組の必要がある。

②子どもを犯罪から守るための活動の推進

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 通学路等の防犯活動の推進	夏休み時期と年末に、各地区で地区青少年協議会による非行防止パトロールを実施しました。「防犯ホイッスル」を各校へ配布しました。 防犯協会委員によるパトロールを各地区で定期的に行いました。下校時間帯に、福生警察署員と地域住民による合同パトロールを実施しました。また、青色回転灯装備車による町内パトロールを継続的に実施しました。	非行防止パトロールは、駐在所員不在等の際の声かけに注意が必要。 「防犯ホイッスル」配布の継続。 関係各課および関係団体との相互連携。
2 防犯設備等の整備	老朽化した防犯灯を随時蛍光灯からLED 灯に交換しました。 LED 防犯灯設置工事を実施計画中です。(平成 30 年度は 189 基を LED 化) 関係各機関と協議し、街頭防犯カメラを5基設置しました。7月に、通学路防犯カメラの平成 30 年度第1回保守点検を実施しました。	関係各課および関係団体との相互連携。
3 防犯に配慮した公共施設等の整備・管理	駅自由通路および駐輪場の指定管理者である商工会が、環境整備と防犯カメラ保守点検管理を適切に実施しました。学校に設置している防犯カメラについては、適正に管理しました。	関係各課および関係団体との相互連携。 防犯カメラの適正管理。

(3) 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

①子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 子どもの生活環境の向上と有害環境の改善	7月と2月に青少年問題協議会本会議を実施しました。	地区青少年協議会委員の確保、委員の活動参加困難ケースあり。
2 インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発	7月の青少年問題協議会本会議で、啓発活動としてスマートフォンやインターネットの使い方について周知しました。また、7月、11月号の広報みずほでも同様の記事を掲載しました。 各学校で情報モラル教育を推進しました。 「SNS 東京ノート」を活用したルールづくりを周知しました。 ICT 教育推進委員会にて情報モラルに関する研修を実施しました。	大人、保護者への周知徹底。 情報モラルに関しての指導内容は日々変化しているため、引き続き情報収集をする必要あり。

5 支援が必要な子どもと家庭への取組の推進

(1) 子どもの虐待防止

①子どもの虐待防止

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童対策地域協議会として代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施しました。	実務者会議を中心として相互の連携を深めるために効果的な実務者会議の内容を検討。
2 早期発見と早急な対応等	関係機関からの情報提供をもとに、迅速な児童の安全確認を実施しました。 児童館では、児童の様子に異変があれば、子ども家庭支援センター等関係機関に連絡する体制を整えました。 保健センターでは、乳幼児健診時、問診票で虐待関連項目を把握し、相談に応じるとともに、必要時に子ども家庭支援センターへ情報を提供しました。 乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診で健康状態を把握できない乳幼児には訪問・面接を実施しました。 産後メンタル質問票で産婦の精神状態を確認し、相談や支援を実施しました。(平成 30 年度に子育て世代包括支援センター「ゆりかごステーション」を開設し相談を充実、産前・産後サポート事業および産後ケア事業を開始し支援策を充実) 各種事業で未把握の乳幼児で、訪問や電話でも健康状態が把握できない場合、子ども家庭支援センターに情報を提供しました。 子ども家庭支援センターでは、関係機関の情報提供をもとに、迅速な児童の安全確認を実施し、また、平成 30 年 11 月に福生警察署と児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定を締結しました。虐待案件を発見する可能性が高い学校では、管理職の判断で子ども家庭支援センターに連絡をしました。	重篤な事案を発生させないように早期発見、早期対応の意識を関係機関も含め持ち続ける必要あり。 精神疾患合併の妊産婦や、育児不安を持つ母が増加しており、これが虐待につながるよう、支援策を充実させたが、今後も引き続き充実させることが必要。 介入時期を逃さないよう、対応のマニュアル化を行っているが、その内容をすべての職員が理解し、実行する必要あり。

(2) ひとり親家庭の自立支援

①自立に向けた支援

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 自立支援の拡充	ひとり親家庭支援情報についてホームページを拡充しました。 西多摩くらしの相談センターとの連携により、経済的な自立に対する早期支援に繋げるよう努めました。 8月の児童扶養手当等現況届申請受付時に西多摩福祉事務所とハローワークによる就労相談会を3日間開催しました。 平成 29 年度に実施したひとり親家庭等実態調査結果に基づき、支援周知のため町ホームページ内の改善を図りました。 平成 31 年度に「リーフレット作成」「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」「乳がん検診無料受診」「学校給食費補助金交付」の4事業を実施しました。	経済的自立には就労支援が重要、関係機関との情報共有や連携の継続。
2 日常生活の援助	ファミリー・サポート・センター事業を広く周知するため、リーフレット、たより等の配布および事業説明会を開催しました。 平成 31 年度に「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」を実施しました。	より多くの家庭に周知できるように広報みずほ、ホームページ、ひばりだより等の工夫の必要あり。
3 ひとり親家庭等医療費助成の充実	12 月に一括更新作業および医療証交付を、適正に処理しました。	医療証の適正交付のための事務の効率化。

(3) 障がいのある子どものための施策の充実

①障がいのある子どもと親への支援

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 相談体制の充実	12 月末現在、相談事業所連絡会を2回開催し、社会資源の情報共有を図りました。	相談支援事業所相談員のスキルアップと新規事業所の活用。
2 発達障害等支援の充実	11 月に専門医を講師に招き、発達特性のある子への関わり方について講演会を実施し、100 名の参加がありました。 発達障害に係る専門職を配置し、毎週金曜日に相談受付を行いました。 関係部署間での情報共有会議を実施しました。 個に応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育を実施しました。	関係部署間での横断的な対象児童への支援の充実と情報の共有、相談支援専門員の確保。
3 障がいのある子どもをもつ親を対象とした子育てサロンの推進	11 月に専門医を講師に招き、発達特性のある子への関わり方について講演会を実施し、100 名の参加がありました。 自主グループへの助言を不定期に実施しました。	保護者同士での自主運営。

②保育、学習援助と機会の保障

施策	取組状況	補足事項 (課題・方針)
1 障がい児保育の拡充	健康課と連携し、情報提供書(意見書)を作成しました。(障がい児加算対象児童は 15 人、うち新規対象児童は8人) 保育園・幼稚園からの要請に基づき、心理士を複数回派遣しました。	さらなる保育園・幼稚園との連携強化。
2 障がいのある子どもの円滑な就学支援の推進	保育園・幼稚園からの要請に基づき心理士を派遣しました。 円滑な就学支援を推進しました。就学相談で施設改修等の要望が出た場合は早急に対応しました。	関係機関の連携強化。
3 発達障がいのある子ども等への学習援助の充実	発達障がいのある子どもに対して、特別支援教室の活用をはじめ、特別な支援が必要な児童・生徒が学級指導に対応できるように、教育支援補助員を配置しました。	専門性のある教育支援補助員の確保が課題。
4 特別支援教育の充実	平成 30 年度から特別支援教室専門員を配置し、特別支援教室の円滑な運営を実施しました。	特別支援教室利用児童が増加していることから、円滑な実施が課題。

6 第1期計画期間の子ども・子育て支援事業実績値

(1) 教育・保育サービス

子ども・子育て支援制度では、幼児期の教育・保育の施設として、従来型の幼稚園・保育所に加え、地域の実情に応じて認定こども園や、小規模保育等の普及・拡充が図られます。

各教育・保育施設に対する財政措置は、「施設型給付」と「地域型保育給付」にわかれます。

①施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」「保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設です。なお、私立幼稚園は施設型給付費の支給を受けるか否かを選択することができ、支給を受けない場合は従来の財政措置(私学助成奨励費)を受けることが可能です。

施設型給付の対象となる教育・保育施設

教育・保育施設	施設概要	対象年齢
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	3～5歳
保育所	就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～5歳
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳

②地域型保育給付

子ども・子育て支援新制度では、市町村が認可する満3歳未満児保育の定員20人未満の保育事業については、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付の対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

地域型保育の種類と内容

種類	利用定員	事業主体	実施場所
小規模保育	6～19人	市町村、民間事業者等	保育者の居宅その他の場所、施設
家庭的保育	5人以下	市町村、民間事業者等	保育者の居宅その他の場所、施設
居宅訪問型保育		市町村、民間事業者等	保育を必要とする子どもの居宅
事業所内保育*		民間事業者等	事業所

*従業員の子どもに加えて、自治体の認可を受けて地域住民の保育を必要とする子どもにも施設を提供するもの。

(2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援制度では、教育・保育施設の利用を希望する場合には、保育の必要性について市町村による認定を受ける仕組みとなっています。

①認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象事業	対象施設
1号認定	満3歳以上で保育の必要性がなく、幼児教育のみを希望する就学前児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前児童	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前児童	保育所 認定こども園 地域型保育

②保育の必要性の認定基準

保育所等で保育を希望される場合の保育認定（2号、3号の認定）に当たっては、以下の2点を勘案して運用を行います。

保育を必要とする事由	就労	すべての就労
	就労以外	妊娠・出産、保護者の疾病・負傷・障害、同居または長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待・DV、児休業取得時点で既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合、その他、上記に類する状態として市長が認める場合
保育の必要量	標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間（11時間の開所時間に相当）
	短時間	パートタイム就労を想定した利用時間 求職、育児休業中、またはそれらに類するものとして市長が認める場合



(3) 教育・保育サービスの実績値

*各表の令和元年度実績については、令和2年1月末現在数。

(人)

区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1 号 認 定	量の見込み	256	414	247	381	237	378	228	383	219	249
	確保方策	630	630	630	630	630	630	630	475	630	630
	特定教育・保育施設	-	-	-	-	-	-	-	75	-	270
	確認を受けない幼稚園	630	630	630	630	630	630	630	400	630	360

(人)

区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
2 号 認 定	量の見込み	427	424	411	443	396	453	380	475	364	426
	確保方策	464	467	464	470	464	432	464	467	464	468
	特定教育・保育施設	435	435	435	435	435	396	435	444	435	444
	認可外保育施設	29	32	29	35	29	36	29	23	29	24

(人)

区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
3 号 認 定 0 歳 児	量の見込み	100	78	98	77	95	73	93	76	90	70
	確保方策	73	69	73	68	89	71	89	71	89	72
	特定教育・保育施設	45	45	45	45	61	45	61	54	61	54
	特定地域型保育事業所	11	9	11	9	11	9	11	6	11	6
	認可外保育施設	17	15	17	14	17	17	17	11	17	12

(人)

区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
3 号 認 定 1～2 歳 児	量の見込み	230	261	226	260	222	259	219	256	215	218
	確保方策	228	227	228	225	228	219	228	224	228	222
	特定教育・保育施設	164	164	164	164	164	159	164	187	164	187
	特定地域型保育事業所	25	25	25	25	25	25	25	13	25	13
	認可外保育施設	39	38	39	36	39	35	39	24	39	22

(4) 地域・子ども子育て支援事業の状況と実績値

*各表の令和元年度実績については、令和2年1月末現在数。

子ども・子育て支援制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じた子育て支援体制の充実を図ることとしています。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められています。

地域子ども・子育て支援事業

No	対象事業	対象年齢
1	利用者支援事業	0～18 歳
2	延長保育事業	0～5歳
3	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)	小学1～6年
4	子育て短期支援事業(ショートステイ)	0～18 歳
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月まで
6	養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 幼稚園における在園児対象	2～5歳
	保育所その他	0～5歳
9	病児・病後児保育事業	0～5歳
10	ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳、小学1～6年
11	妊婦健康診査	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳
13	多様な主体が参画することを促進するための事業	

①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

平成 30 年度から母子保健型事業として、子育て世代包括支援センター「ゆりかごステーション」を開設しました。今後、基本型、特定型事業について研究が必要です。

(か所)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1
確保方策	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日と時間に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

年度により利用者は増減しています。すべての希望者を受け入れる体制が整っています。

(人)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	96	188	93	194	91	152	88	165	85	159
確保方策	96	188	93	194	91	152	88	165	85	159

③放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、近隣施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

利用希望者は年々増加しているため、平成 30 年度から期間限定入所（サマー学童）を実施し、待機児童は 0 人になりました。

【小学 1 ～ 4 年生】

(人日)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	382	288	372	299	362	304	352	318	342	315
確保方策	351	351	351	351	351	351	351	351	351	351

【小学 5 ・ 6 年生】

(人日)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	20	9	20	13	20	6	20	3	20	1
確保方策	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育が困難になった児童について、児童養護施設等で一時的にお預かりする事業です。

利用希望者は平成 29 年度以降年々減少しています。希望者をすべて受け入れる体制は整っています。

(人日)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	198	184	192	270	186	230	180	145	174	50
確保方策	198	184	192	270	186	230	180	145	174	50

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本事業により支援が必要な家庭を発見した場合、出産・子育て応援事業等により支援をするほか、関係機関と連携し、養育支援訪問事業等の利用につなげます。

妊娠届による妊婦および出産時期の把握、出生後の住民基本台帳による把握等、他部署との連携により乳児家庭の把握をし、積極的に対象家庭へ訪問の連絡を行っています。

(人日)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	215	171	209	224	204	204	198	178	187	138
確保方策	215	171	209	224	204	204	198	178	187	138

⑥養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。養育支援の必要な家庭の居宅訪問、指導、助言等、現在実施の内容を基本として実施していきます。関係機関との連携を密にして、支援が必要な対象者を発見し、虐待等を未然に防げるように必要な支援を実施します。

(人日)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	181	56	176	75	171	72	166	60	161	60
確保方策	181	56	176	75	171	72	166	60	161	60

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う事業です。

参加者は年々増加していますが、移動児童館の拡充や保育・幼稚園等各施設で事業を実施し、参加しやすい状況を作るなど受入体制は整っています。

(人日)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	5,586	7,894	5,483	9,652	5,373	9,441	5,271	10,413	5,160	5,126
確保方策	5,586	7,894	5,483	9,652	5,373	9,441	5,271	10,413	5,160	5,126

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園では令和元年度から1園が子ども・子育て支援新制度一時預かり事業を開始しました。

保育園では待機児童の解消に伴い、平成30年度以降減少傾向にあります。

町内全園で当事業を実施しており、受入体制は整っています。

幼稚園における一時的な預かり保育

(人日)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	3,908	9,642	3,671	10,514	3,538	7,128	3,404	6,301	3,264	8,704
確保方策	3,908	9,642	3,671	10,514	3,538	7,128	3,404	6,301	3,264	8,704

幼稚園における定期的な預かり保育

(人日)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	2,831	5,190	2,660	4,880	2,562	5,402	2,465	2,850	2,365	985
確保方策	2,831	5,190	2,660	4,880	2,562	5,402	2,465	2,850	2,365	985

保育所での一時預かり事業

(人日)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	849	1,119	825	1,285	801	1,319	776	757	753	711
確保方策	849	1,119	825	1,285	801	1,319	776	757	753	711

⑨病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にあるため集団保育が困難で、保護者の勤務等の理由により家庭で保育ができないときに、一時的に保育所や医療機関に付設された専用スペース等において保育および看護を行う事業です。

町では現在、実施に向けて研究中です。

(人日)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0
確保方策	0	0	296	0	296	0	296	0	296	0

⑩ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

利用希望者は減少していますが、提供会員数の維持に努めています。

未就学児

(人日)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	203	160	197	24	191	81	185	66	179	118
確保方策	203	160	197	24	191	81	185	66	179	118

小学校低学年

(人日)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	665	150	646	265	627	147	608	94	589	60
確保方策	665	150	646	265	627	147	608	94	589	60

小学校高学年

(人日)

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	44	62	43	3	42	0	41	0	40	10
確保方策	44	62	43	3	42	0	41	0	40	10

⑪妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠、出産、育児に関する不安等を解消するために、相談等を実施し、安心して出産できるように支援します。

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (人数)	234	187	227	200	222	188	215	174	203	114
量の見込み (回数)	2,480	2,781	2,406	2,966	2,353	2,588	2,279	2,423	2,151	1,588
確保方策	234	187	227	200	222	188	215	174	203	114

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

町では、平成 30 年度から実施しました。令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化により、制度改正を行い運用しました。

(人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支給延べ人数	未実施	未実施	未実施	11	4

⑬多様な主体が参画することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

町では特に必要がないことから当事業を実施していません。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

少子化の進行と女性の社会参加による共働き家庭の増加等により、子育てに対する負担や孤立を感じる親が増えるなど、子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。

そのような環境の中で、子どもたちが健やかに成長していくには、家庭、学校、地域、行政等あらゆる分野におけるすべての人が、それぞれの役割を果たし、支えあうことが求められます。

このような状況に対応していくため、本計画では、第1期計画の基本理念を継承し、保護者、地域のみなさん、行政や関係機関や団体と連携しながら、次代の担い手であるすべての子どもたちの成長を支えあえるやさしいまちをめざし、推進していくために、「基本理念」を次のとおり設定します。

**すべての子どもたちの健やかな成長を
地域で支えあえるまち みずほ**

2 計画の基本目標

基本理念をもとに目指すべきまちの実現に向けて、次の6つを基本目標として施策、事業を進めていきます。

1 すべての子育て家庭の支援

2 母と子の健康づくり

3 家庭・学校・地域の教育力の向上

4 安心して子育てができる生活環境の整備

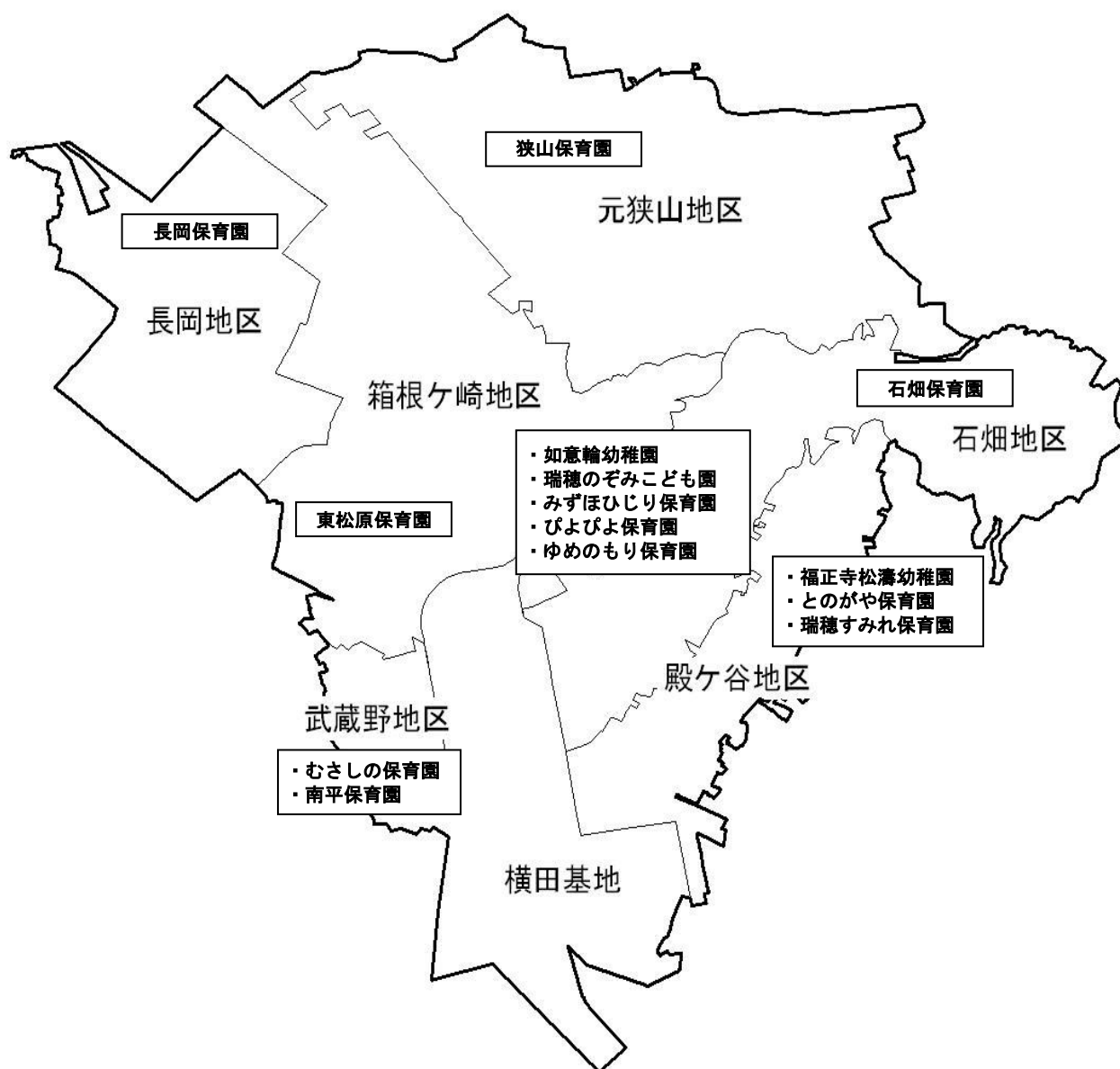
5 支援が必要な子どもと家庭への取組の推進

6 子どもの貧困対策

3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育および地域子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

瑞穂町は、児童人口の減少、教育・保育施設の場所等を踏まえ、第1期計画を継承し、引き続き町全域を「1区域」と設定します。



第5章 計画の体系

〔基本方針〕



〔基本理念〕



〔基本目標〕

1 幼児期の教育・ 保育の提供

2 地域子ども・ 子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
(学童保育クラブ)
- ・子育て短期支援事業
(ショートステイ)
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業および要保護児童
対策地域協議会その他の者による要
保護児童等に対する支援に資する事
業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業、子育て援助活動支援
事業
- ・子育て援助活動支援(ファミリー・
サポート・センター)事業
- ・妊婦健康診査
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が参画することを促進す
るための事業

3 幼児期の教育・ 保育の一体的な提 供および推進

4 子育てのための 施設等利用給付の 円滑な実施

すべての子どもたちの健やかな成長を
地域で支えあえるまち みずほ

1 すべての子育て 家庭の支援

2 母と子の健康づ くり

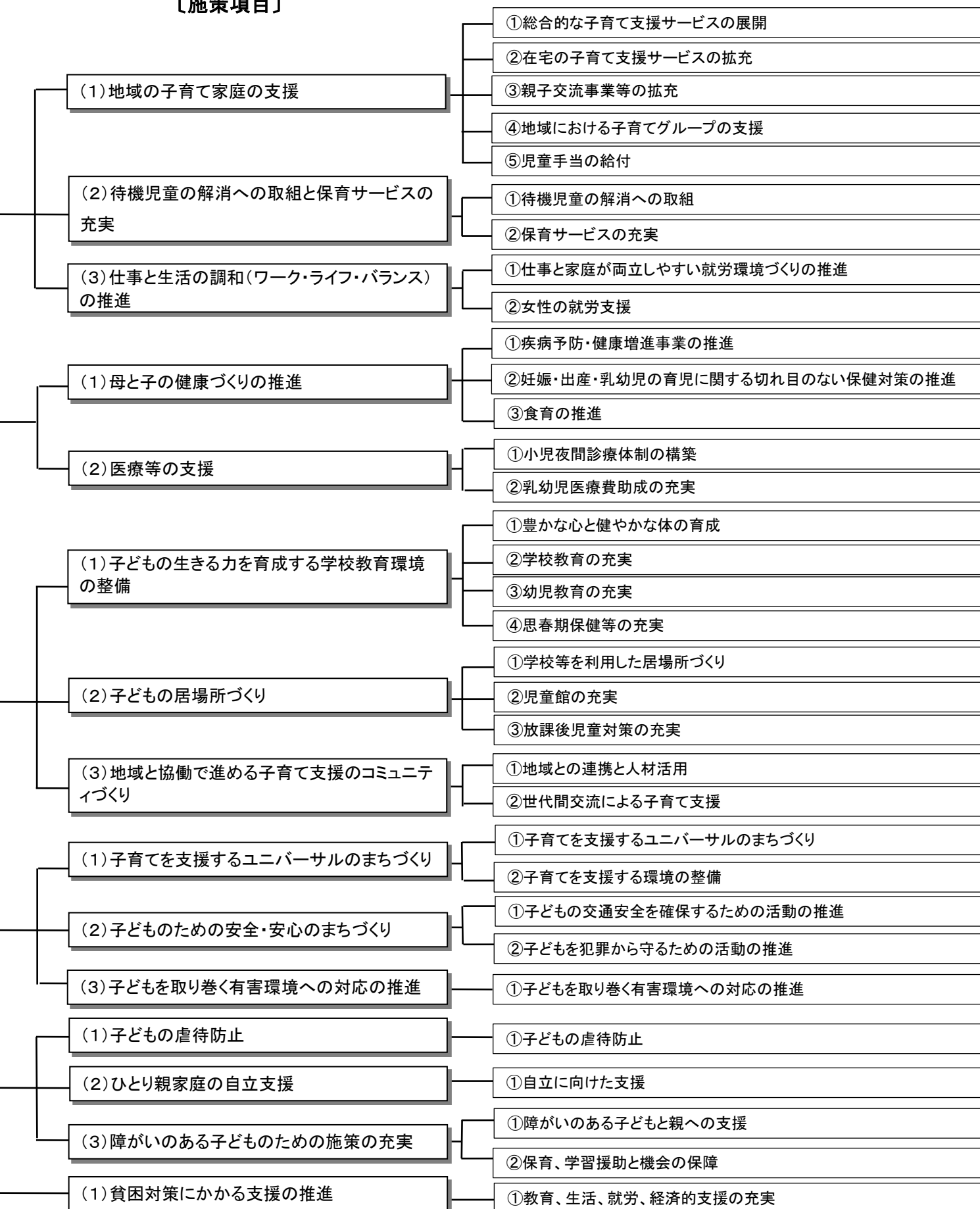
3 家庭・学校・ 地域の教育力の 向上

4 安心して子育て ができる生活 環境の整備

5 支援が必要な 子どもと家庭へ の取組の推進

6 子どもの貧困 対策

〔施策項目〕



基本目標 1 すべての子育て家庭の支援

近年、少子化や核家族化の進行による、人口減少に伴う地域のつながりの希薄化等を背景に、子育て家庭の孤立化が進んでいます。これにより、周囲に相談相手がいない、情報が得にくいなど、子育てに関する不安やストレスを抱える保護者が増えています。

子育ては、不安やストレスばかりでなく、時には楽しくまた感動的で、子どもの成長に大きな喜びや生きがいを見つけることができる尊いものです。

次代を担う子どもたちの健やかな成長や子育ての喜びを感じるためにも、地域・社会が寄り添い、支えあいながら子育て家庭を支援していくことが重要です。

子育て家庭への支援として、多様な価値観や生活形態におけるさまざまな子育てニーズに対応したサービスを提供するとともに、地域の果たす役割を再認識し、地域全体が子育てに関わる仕組みづくりが求められています。

(1) 地域の子育て家庭の支援

①総合的な子育て支援サービスの展開

平成 17 年に子育て支援の拠点として開設した子ども家庭支援センターでは、総合的な子育て支援サービスを推進するため、地域における子育て支援のネットワークづくりを進め、多様な子育て支援サービスの情報を一元的に把握し、効率的・効果的なサービス提供および支援に努めています。

また、平成 25 年度から、「先駆型センター」として虐待対策ワーカーの配置や養育支援訪問事業の実施等、児童虐待対応力を強化し、機能の充実を図りました。

子育て家庭の利便を図るため、子育て関連事業の利用に関する相談やあっせん、情報提供等、コーディネーター機能の強化に努めます。

施策	担当部署	内容
1 子ども家庭支援センター機能の充実	子育て応援課	子ども家庭支援センターは、18 歳未満の児童と家庭に関する相談や子育て中の保護者の交流の場となっています。関係機関のネットワークを活用し、相談事業をはじめ、子育て支援の拠点として、情報の提供、子育てグループの活動支援等の充実を図ります。
2 子育て相談の充実	子育て応援課	子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、保健センター等の相談事業において、関係機関との連携および相談員の専門性を強化し、相談内容に応じた適切な指導、援助を行います。
3 子育て支援情報の提供	子育て応援課 秘書広報課	広報みずほ、ホームページ、チラシ等の多様な媒体を活用し、町の子育て支援サービスや関係機関の子育て支援活動等、情報提供の充実を図ります。
4 民生委員等の活動支援	福祉課	地域の子育て支援のために、民生委員・児童委員等の相談体制の充実に努めるとともに、子育てガイドブックの発行の支援を行います。

②在宅の子育て支援サービスの拡充

町では、子ども家庭支援センターを中心に、子どもと家庭に関する総合相談のほか、在宅で子育てをしている家庭へのサービスとして、一時預かりやショートステイを実施しています。利用者がより利用しやすい体制となるよう、その整備に努めます。

また、ファミリー・サポート・センターでは、町民同士の相互援助活動の事務局として、地域に密着したサービスの提供・調整に努めています。依頼会員からの援助依頼に対応するために、提供会員数の増加に努めます。

施策	担当部署	内容
1 一時預かりの拡充	子育て応援課	保護者の都合により、緊急または一時的に保育が必要となる児童をお預かりする制度です。専用スペースを設けて実施しているのは1園(定員10人)で、他7園は、園児との混合であるため、受入可能な日のみ実施しています。 また、委託している児童養護施設で、宿泊可能な一時保育としてショートステイを行っています。今後、ショートステイについては、小学生も預けられるよう検討します。
2 ファミリー・サポート・センターの充実	子育て応援課	育児の援助を受けたい方と援助できる方が会員となり、育児について助け合う会員組織です。援助する会員の研修を充実させ、事故のない安全な活動に努めるとともに、制度のPRにより、新規会員の確保を行っています。
3 育児支援ヘルパー事業の充実	子育て応援課	若年妊婦やうつ状態、育児ノイローゼ等、子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のリスクを抱え支援が必要と認められる家庭等に対して、育児および家事支援ヘルパーを派遣し、養育環境の改善を図り、児童虐待の防止に努めます。

③親子交流事業等の拡充

「子育てひろば」は、子育て中の親子が絆を深め、親の子育て力を高める場として重要になっています。

町では、児童館や保育園・幼稚園の園庭開放による「子育てひろば」が設置されています。

また、子ども家庭支援センターでは子育て支援事業が行われ、子育て中の親子にとって必要な事業として活用されています。

施策	担当部署	内容
1 子育てひろばの拡充	子育て応援課	子育て中の親子が気軽に集い、交流する場として児童館の子育てひろばの拡充を図ります。また、保育園・幼稚園の園庭開放により、地域の未入园児と入园児との交流やイベント開催等、子育てひろばを充実し、地域に開かれた保育園・幼稚園を推進します。 また、子ども家庭支援センターで子育てひろばと同様の子育て支援事業が行われているため、その事業展開に努めます。
2 三世代交流の推進	子育て応援課	保育園・幼稚園の園児と保護者、地域の高齢者の三世代交流を推進します。
3 児童館事業の充実	子育て応援課	子育て中の親子が楽しめる活動内容の充実を図るとともに、子育て中の親同士の情報交換や相談・仲間づくりの場として、利用者の拡大に努めます。 また、児童館から遠い地域の子どものため、移動児童館事業を拡充します。

④地域における子育てグループの支援

子育てグループは、地域での関係や多世代のつながりがなく孤立しがちな保護者が、さまざまな不安を解消し、子育ての楽しさを共有、実感できる場の一つであり、積極的に支援していきます。

施策	担当部署	内容
1 地域の子育てグループの支援	子育て応援課	子育てを通じて交流を深めた親同士が、その後も継続的な交流活動ができるようなグループづくりと活動の支援を行います。

⑤児童手当の給付

児童手当制度は、中学校修了前の児童を養育している方に児童手当を給付することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的としています。

施策	担当部署	内容
1 児童手当の給付	子育て応援課	子育て家庭の生活の安定のために、児童手当の適正給付および制度の普及・啓発に努めます。

(2) 待機児童の解消への取組と保育サービスの充実

①待機児童の解消への取組

現在、町内の認可保育所は8園あり、定員は636人と平成27年度の644人から8人の減となっています。また、町内の認証保育所は1園、定員30人となっています。また、町内の認定こども園は2園、定員137人となっています。

平成31年4月1日時点において待機児童数は4人となりました。

母親の潜在的な就労意欲は高く、今後も共働き世帯増加の傾向は続く予想されます。国でも待機児童ゼロを目標に掲げ、大幅な定員拡大をめざしており、幼稚園から認定こども園への移行、認可保育所の増改築等により、待機児童の解消を図っていきます。

施策	担当部署	内容
1 民間保育所の開設	子育て応援課	幼稚園から認定こども園への移行、認可保育所の増改築等あらゆる施策を駆使し、待機児童の解消をめざします。
2 幼稚園の預かり保育の拡充	子育て応援課	幼稚園で、保護者のニーズに対応して時間終了後に保育を行うのが預かり保育です。現在、町内全幼稚園において実施しており、事業の継続と拡充を促進します。

②保育サービスの充実

保育サービスに対する希望は、延長保育や低年齢児保育、病後児保育等、多岐にわたっています。

町ではこのように多様化する保育サービスに対応するため、民間活力を活用した延長保育の充実、病後児保育の実施等、柔軟なサービス提供を進めます。

また、保育サービスは、できる限り外部から評価されることにより自身の改善につなげていく必要があります。そのため第三者機関によるサービス評価を実施するとともに、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

施策	担当部署	内容
1 延長保育の充実	子育て応援課	町内全保育園で延長保育を行っています。保護者の就労形態の多様化等に対応する一方、長時間保育が子どもに与える影響を考慮しながらニーズに応じた延長保育を推進します。
2 病後児保育の実施	子育て応援課	疾病回復期にある児童で、保護者の就労、その他の理由により家庭での保育に支障があるものについて、病院等での病後児保育の実施に向けて検討します。
3 保育の質の向上	子育て応援課	保育の質の向上のため、保育士の各種研修を実施し、保育についての知識や技術を高めます。
4 第三者によるサービス評価の実施と支援	子育て応援課	第三者機関によるサービス評価システムの普及定着、また制度の周知や評価情報の公表に向け、サービス提供事業者への支援を推進します。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

①仕事と家庭が両立しやすい就労環境づくりの推進

すべての人が、仕事と家庭のバランスがとれるような働き方ができるよう働き方の見直しを進め、男女がともに健全な家庭生活を築いていくための意識啓発を行っていくことが必要です。

父親が子育てに参加できる環境づくりや育児休業制度の普及・啓発等、制度の定着・活用に努めていきます。

施策	担当部署	内容
1 父親の育児への参加促進	健康課 子育て応援課	育児は女性が行うという性別による固定的役割分担意識に基づく考え方や慣行の是正について啓発するとともに、父親の育児参加の啓発を行います。 また、父親と子どもが一緒に参加できる機会づくりを推進します。
2 仕事と子育てが両立する働きかけ	企画課 子育て応援課	企業に対し、育児・介護休業法および男女雇用機会均等法関係法令の周知、啓発を図るとともに、仕事と家庭を両立しやすい職場風土の醸成を促進します。

②女性の就労支援

就労経験をもつ母親の多くは、育児等のために退職し、その後、子どもの成長とともに再就職するというケースが増えています。しかし、近年の経済環境の変化は再就職を困難なものとしています。特に正規社員として採用されにくい状況は、キャリアの継続・積み重ねがしづらい等の現状があり、再就職に向けた支援とともに、企業への働きかけを強めていきます。

また、最近では子育て支援NPOや女性の起業が活発化しています。こうした新しい働き方の支援を推進します。

施策	担当部署	内容
1 就労に関する情報提供	子育て応援課	女性の就労、資格取得、起業等に関する情報提供を積極的に行います。



基本目標2 母と子の健康づくり

母子保健については、関係機関が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」（平成27年度から令和6年度まで）のもと、主要な課題とビジョンを掲示し、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて取り組みます。

母性および児童の健康づくりおよびその維持・向上にあたっては、医療・保健・福祉分野の連携が重要となるため、平成30年度に設置した子育て世代包括支援センター「ゆりかごステーション」を中心として、関連分野との連携を図りながら、進めていきます。

（1） 母と子の健康づくりの推進

①疾病予防・健康増進事業の推進

子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児健診を通して子どもの健康上の問題を早期に発見し、適切な治療や療育につなげていくとともに、予防接種率の向上に努めます。

また、事業の実施にあたっては、乳幼児虐待の予防および早期発見、子育て支援のための各種取組との連携を図ります。

施策	担当部署	内容
1 乳幼児健康診査の充実	健康課	乳幼児健診では、子どもの疾病や障害の発見だけでなく、親子関係、養育者の訴えや不安に対する相談、助言を実施し、必要時には関係機関につなげ、子育て家庭の支援に努めます。 また、未受診者には、個別に電話・訪問等できめ細かくフォローアップしていきます。未受診が続くなど、子どもの所在や養育状況が確認できない事例には、子ども家庭支援センターと情報の共有を図るなど、連携して対応します。
2 予防接種率の向上	健康課	予防接種を受けやすい体制の整備に努めるほか、広報みずほや保健事業案内、子育てモバイル等の媒体を通じて予防接種の普及・啓発、未接種者への通知等、きめ細かく対応します。

②妊娠・出産・乳幼児の育児に関する切れ目のない保健対策の推進

妊娠、出産は短期間の中で大きな心身の変化に加え、子どもを育てるという長期にわたる営みを始めるため、親がライフスタイルの大きな変化を要求される時期です。そのため、子どもだけでなく、子どもを取り巻く家族の健康を支える視点が必要です。

この時期は良好な母子の愛着形成を促進していく重要な時期でもあります。町では、子育て世代包括支援センター「ゆりかごステーション」を中心に、出産・子育て応援事業等を実施し、妊産婦・乳幼児とそれを取り巻く家族を支援していきます。



施策	担当部署	内容
1 妊産婦への支援	健康課	妊娠届出時妊婦全数面接、乳児家庭全戸訪問等により妊産婦の状況を把握し、産前・産後サポート、産後ケア等の事業を実施して支援します。また、医療・福祉等の関係機関と連携し、必要な支援につなげます。
2 乳児家庭全戸訪問の実施	健康課	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に対し、保健師・助産師が居宅を訪問し、母子の健康の確認と、子どもの養育に関する指導、助言等を行い、適切な育児ができるよう支援します。妊娠届出からの情報を活かし、専門的な視点で支援が行えるよう、新生児・未熟児訪問等の母子保健法に規定された専門職による訪問事業と一体的に実施します。
3 養育支援訪問の実施	子育て応援課	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育ができるよう支援します。
4 妊娠・子育て期の禁煙教育の充実	健康課	妊婦および胎児、乳幼児に対する間接喫煙の被害は深刻で、家族全体での禁煙が望まれます。妊娠を契機に家族全体の健康問題として禁煙に取り組めるように、母子健康手帳の交付時や両親学級、乳幼児健診等の機会を利用し、指導、啓発を行います。
5 乳幼児の事故防止に関する教育の充実	健康課	乳幼児の死亡原因の第1位が不慮の事故であることから、事故予防の方法や応急処置の方法について知識を普及し、事故防止への意識の向上を図ります。
6 両親学級の充実	健康課	育児の負担や楽しみは夫婦で分かち合うものであるという意識の普及を図り、夫婦で協力して育児に取り組めるように支援します。 妊娠中から産褥期 ^{さんじよく} での健康管理、仲間づくり、保健サービスの紹介等、両親学級を充実します。

③食育の推進

食事は心身の成長の基礎となる重要な要素です。乳幼児期から望ましい食事の摂り方や食習慣の定着を図り、食を通じた豊かな家族関係づくりや人間性の形成による心身の健全な育成を図る必要があります。

発達段階に合わせた食に関する学習機会や情報提供等を進め、食を通じて心身の健康な成長への支援を行っていきます。

施策	担当部署	内容
1 「食」に関する学習機会の充実	健康課 教育指導課 産業課 子育て応援課	乳幼児期から望ましい食事の摂り方や食習慣の定着を図るために、相談事業、乳幼児健康診査、家庭訪問等の機会に栄養士による助言、指導を実施します。また、発達段階に合わせ、学校、家庭、地域等のさまざまな場所で「食」に関する学習機会を充実します。
2 学校における食育の推進	教育指導課	学校における食育指導の推進を図るために、栽培活動・調理実習等、多様な体験の場をつくります。
3 「食」の情報提供の推進	健康課	妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等および乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた「食」に関する情報提供を推進します。

(2) 医療等の支援

①小児夜間診療体制の構築

子どもの急な発病や病状の変化は、親子にとって身体的にも精神的にも負担の大きいものです。子どもの病状の変化は、急激で早急な対応が必要になることも多いため、小児夜間診療体制の整備は重要な課題です。全国的に小児科専門医が不足していますが、町も例外ではなく、医師会や公立福生病院、近隣市、東京都等と協力し、医療体制の整備に努めます。

また、小児科医の疲弊につながらないように、適切な医療のかかり方の啓発や、健康相談の充実も行っています。

施策	担当部署	内容
1 小児科専門医の確保	健康課	医師の確保に向けて、都・国へ要望するとともに、近隣市とも協力し夜間診療体制を充実します。 また、不要な受診を減らし、小児科医の負担軽減を図るために、都の相談先の周知および家庭で対応する方法の啓発や相談事業にも取り組みます。

②乳幼児医療費助成の充実

国民健康保険や社会保険に加入している義務教育就学前の乳幼児を養育している方に、乳幼児が診察を受けたときの健康保険適用医療費の自己負担分を助成します。

乳幼児期は人間形成の基礎となる重要な時期です。この時期は育児に手がかかるだけでなく、病気にかかりやすいことなどから医療費等の経済的負担が家計にも大きく影響を及ぼしています。この経済的負担の軽減を図り、乳幼児医療費助成制度の充実を図るため、所得制限の撤廃について東京都へ要望します。

施策	担当部署	内容
1 乳幼児医療費助成の充実	子育て応援課	経済的負担の軽減を図り、乳幼児医療費助成制度の充実を図ります。 町では、東京都の所得制限により乳幼児医療費助成制度を受けられない対象者に、町単独で補助しています。



基本目標3 家庭・学校・地域の教育力の向上

都市化、核家族化、少子高齢化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性はますます高まっています。

教育の原点である家庭の教育力を高めるためには、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、関係機関が連携して、子育てに関する総合的な取組を行うことが必要です。

学校の教育力を高めるためには、信頼される学校づくりと幼児教育および学校教育の充実が不可欠であり、次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成を推進する必要があります。

地域の教育力を高めるためには、学校とのパートナーシップのもとに地域で学校を支える体制づくりの推進、豊かな自然環境等、地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の積極的な提供、世代間交流の推進、学校施設の地域開放、子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境整備等を促進していく必要があります。

家庭教育支援は、家庭・学校・地域・行政が、それぞれの役割および責任を自覚し、連携、協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、教育力を総合的に高めることが求められています。

(1) 子どもの生きる力を育成する学校教育環境の整備

①豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちは、核家族化や親子のライフスタイルの変化のなか、地域との関わりが希薄になってきました。子ども・子育て支援の問題に地域全体で向き合うことのできる地域づくりをめざします。

子どもが悩みを相談することができる窓口や機関、人材の充実を図るため、地域と学校、家庭や関係機関が有機的に連携しサポートできる体制を整備することで、子どもの豊かな心と体の育成を促進できるよう推進します。

これから親になっていく世代が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を確保していきます。

施策	担当部署	内容
1 子どもからの相談体制の充実	子育て応援課	子どもの人権侵害について、子ども本人からのSOSや相談を受け止めるため、子ども家庭支援センターや児童館での相談やインターネットを活用し、専門的な相談体制を充実します。
2 教育相談等の充実	教育指導課	児童・生徒をめぐる相談は多様化しているため、複数の関係機関が連携し、総合的に対応できるよう相談体制を充実します。 スクールカウンセラーは、中学校2校、小学校5校全校に配置されています。また、町の専任相談員を週2回派遣するなど町の教育相談室との連携を図りながら問題解決に取り組みます。児童・生徒をめぐる相談は多様化しているため、複数の関係機関が連携し、総合的に対応できるよう相談体制を充実します。
3 健康教育の推進	教育指導課 学校教育課	健康診断や子どもの心と身体の健康を保持・増進するための健康教育を実施するとともに、発達段階に応じてより良い食習慣の確立が図れるように保護者に徹底するとともに、調理実習等を通して健康教育を推進します。

4 中学生・高校生と乳幼児との交流促進	子育て応援課 教育指導課 社会教育課	次代の親となる中高生が、家庭をもつことや子育てについての関心を深めるために、職場体験や読み聞かせ事業等を通して、将来の子育てに関する貴重な体験活動に取り組むとともに、乳幼児とのふれあいと交流の機会を設けます。
5 豊かな体験活動の推進	社会教育課 教育指導課	子どもの豊かな人間性や社会性を育むために、さまざまな体験活動を推進します。
6 人権教育の充実	教育指導課	小・中学生には、「互いを尊重する心」「思いやりの心」「丁寧な言葉遣い」等を中心に指導を行うことが重要です。さらに、誹謗・中傷やいじめをなくすための指導を通して、「みんなが気持ちよく生活できる学校づくり」を目指すことが必要です。 発達段階に応じた指導計画に基づき、全教育活動を通して、人権に対する正しい知識・理解を育み、人権問題等の課題に関わる偏見や差別意識の解消を図るための教育を推進します。

②学校教育の充実

各学校では、校長の経営や学校運営についての理解を通して学校を支援したり、助言や意見を伝えたりする学校運営連絡協議会を設置しています。また、平成20年度から始まった学校評価に対応して学校運営や教育課程の改善に取り組んでいます。

一方、不登校児童・生徒の居場所として適応指導教室「スタディールーム・いぶき」を開設し、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援を行っています。

地域に開かれた学校運営や不登校対策の充実を図ります。

施策	担当部署	内容
1 学校運営連絡協議会の充実	教育指導課	学校運営連絡協議会は、学校運営の改善に資することを目的として各学校に設置され、学校の経営や運営、教育課程の改善に向けた取組への助言や支援を行います。 保護者や地域住民の参画を得て学校運営の改善等を図り、社会全体で子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。
2 地域との連携	教育指導課	開かれた学校をより推進するために、学校と地域とのつながりを深め、地域の人たちが教育ボランティアや地域の特別講師として、子どもたちの学校活動や放課後の学習等を支援する仕組みづくりを推進します。
3 不登校児童・生徒への支援	教育指導課 子育て応援課	適応指導教室では、学校復帰や社会的自立に向け、基本的生活習慣の確立と基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組を中心にしながら、教科指導や作業学習等を取り入れた内容で実施します。また、校長の要請に基づき、学校別室にて、適応指導教室指導員による学習指導を実施します。 指導員はもとより教育相談室の専任相談員との連携を図りながら、心のケアについても指導・助言を行います。 今後、家庭と子どもの支援員の活用や学校と関係機関との連携強化のもと、学校復帰や社会的自立に向けた取組を推進します。 子ども家庭支援センターでは、不登校やいじめに関する相談について、助言・支援を行います。

③幼児教育の充実

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。成長に欠かせない集団生活や主体的な活動としての遊びなど幼児教育を受ける機会を確保するとともに、親も含めた家族単位での支援が求められています。

また、幼稚園・保育園から小学校へ円滑に移行できるよう、小学校の行事や学校公開に園児や保護者が参加し、小学校教諭との連携を図る等、幼稚園・保育園と小学校との連携、交流を推進していきます。

施策	担当部署	内容
1 幼稚園・保育園等と小学校との相互連携と交流の促進	子育て応援課 教育指導課	子どもたちが学校生活に適応するためには、就学前に基本的な生活習慣の確立や物事に取り組むときの意欲や集中力、継続して取り組む力、さらには、人と仲良くできる、コミュニケーション力等の基礎が培われていることが重要です。 小学校における学校生活に向けた取組が、円滑に行われるように、幼稚園・保育園と小学校との相互の連携と交流を促進します。
2 幼児教育振興補助事業の充実	子育て応援課	幼稚園に通園している幼児の保護者の経済的な負担を軽減するため、補助金を支給します。 また、町の私立幼稚園協会に幼児教育の振興を図るための補助金を支給します。

④思春期保健等の充実

思春期は、子どもが大人へと成長する大切な過程で、心も身体も大きく変化する時期です。これに伴いさまざまな悩みや不安を抱く時期でもあります。

学校教育を通して、幅広い知識の啓発と指導の充実に努めます。

施策	担当部署	内容
1 思春期保健等の充実	教育指導課	思春期は、将来の家庭生活の準備段階であり、育児体験、命の大切さ、性に関する知識の習得が必要です。 大人になるべき準備段階の指導としての性教育等については、発達段階に応じて、保健など教科指導等で実施しており、生命や育児については、保健学習や家庭科の学習の時間で実施しています。さらに、喫煙や薬物等については、保健指導や安全教育の薬物乱用防止教育で実施しています。 児童・生徒を取り巻く環境が複雑である現在、多様な情報から正しい情報を選択する力や知識を身につけられるよう、健康教育、保健指導の充実・強化を図ります。

(2) 子どもの居場所づくり

①学校等を利用した居場所づくり

児童の地域における居場所づくりを通じて、児童自身が地域社会でさまざまな人々と関わりながら生活することの心地よさを感じ、そのような居場所への参加者あるいは利用者として、さらには主体的な働きかけができるような環境づくりおよび支援を行っていきます。

地域においてスポーツ・文化・自然体験活動等を行う場や機会を充実させます。

施策	担当部署	内容
1 「瑞穂町総合型地域スポーツクラブ」の充実	社会教育課	「瑞穂町総合型地域スポーツクラブ」は、子どもからお年寄りまで誰でも、いつでも・どこでも・いつまでも参加でき、複数のスポーツ種目を楽しむことができる会員制のクラブです。クラブでは活動拠点となるスポーツ施設があり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができます。また、スポーツ活動だけでなく、文化活動等も行います。
2 子ども読書活動の推進	図書館 子育て応援課	図書館では幼児から小学3年生くらいまでを対象とする「おはなしの会」、保健センターでの育児相談時の絵本の「読み聞かせ」のほか、乳幼児から中学生を対象とした「良書案内」ポスターの作成等を行います。さまざまな年齢の子どものリクエストに応え、書籍の充実を図ります。 町内の幼稚園、保育所等に向けての読み聞かせ推進事業として、絵本等を配布します。 子ども家庭支援センターでは、読み聞かせ事業「おはなしはじまるよ」を実施しています。乳幼児への読み聞かせと保護者自身が読み聞かせの方法を学び、絵本に接する機会の推進を図ります。

3 郷土資料館の活用	図書館	郷土資料館内には、狭山丘陵の自然の再現をはじめ、生まれ育った町の歴史等、さまざまな展示がされています。これらを体験することによって、実際に自然や歴史に触れるきっかけ作りを行うとともに、郷土を愛する機運の醸成につなげます。
4 公園等の整備	建設課	自由な発想で創造性ある遊びができる公園の整備を行います。また、公園等の環境を守り、子どもの遊び場としてふさわしいものとするため、関係者への理解と協力を求めます。

②児童館の充実

児童館の特色ある活動を推進します。親子交流だけでなく世代間交流、異年齢間交流をはじめとした地域交流の場としても、児童の豊かな社会性の育成に資する活動を児童館で展開します。

そのため、児童館が楽しく、自分の遊びが展開できる場所であることを保護者と子どもに理解してもらうことにより利用者の拡大に努めます。

施策	担当部署	内容
1 児童館運営の充実	子育て応援課	子どもの要望を取り入れるとともに、同世代の子どもや保護者、年齢枠を超えたさまざまな人たちとの交流等、地域と連携した児童館運営および内容を充実します。 また、児童館から遠い地域の子どものため、移動児童館事業を拡充します。
2 中学生・高校生への支援	子育て応援課	中学生・高校生の自主的な企画・運営による活動の支援や、趣味の活動を行う場の支援等、中学生・高校生の居場所づくりの支援を行います。

③放課後児童対策の充実

平成19年度より「放課後子ども教室」を実施しています。この中では、週1回、町内5つの小学校施設等を活用して、ものづくり体験やパソコン体験を実施しています。実施は実行委員会により行われていますが、新たな人材の発掘が課題であるとともに、子どもの安全管理に万全を期す必要があります。

学童保育クラブは、昼間、家庭に保護者のいない小学校児童の健全育成の場となっています。学童保育クラブの利用者は年々増加し、待機児童も増えていることから、受入は定員の2割増員で行っています。

また、障がいのある子どもの受入については、各学童クラブ2人以内となっていますが、近年障がいのある子ども等が増えていることから、今後は指導員の配置等も含めて検討を進めます。

施策	担当部署	内容
1 放課後子ども総合プランの推進	社会教育課 子育て応援課	放課後子ども教室および学童保育クラブ事業の一体的な、または連携した実施方策、関係各課の連携方策について検討し、放課後の児童の居場所づくりを推進します。
2 「放課後子ども教室」の充実	社会教育課	実行委員会によって実施されている事業をさらに拡充し、地域との連携に基づく人材の積極的活用を図ります。 町内5つの小学校施設等を活用して、全児童を対象にものづくり体験やパソコン体験を実施して、放課後等における児童の居場所を確保します。
3 学童保育クラブの充実	子育て応援課	学童保育の内容の充実および指導員の資質の向上を図るとともに、待機児童が発生しないよう定員の設定にあたっては、利用状況と子どもの動向を見定め、弾力的な運営を行います。 障がいのある子どもの受入人数については、申込み方法や施設の整備を図りながら拡充を検討します。

(3) 地域と協働で進める子育て支援のコミュニティづくり

①地域との連携と人材活用

核家族化や地域社会との関係の希薄化が進み、親は家庭で孤立したまま子育てをしているケースが少なくありません。こうした親の負担を軽減するとともに、子どもの社会のなかでの健全な成長を期するためには、子どもと親の地域との交流が必要です。

そのため、地域活動の場の確保、人材の確保が求められ、幅広く高齢者や子育て経験者といった町民も期待されています。

これらの資源・機会の開発や確保に努め、地域の教育力の向上を図ります。

施策	担当部署	内容
1 地域における人材の育成・活用	社会教育課	地域全体で子育てを支援していくために、高齢者や育児経験豊かな人、その他の子育て応援活動をしたい人を対象とした講座・研修等を実施することにより、子育て応援の人材を育成します。また、「総合人材リスト」を利用し、地域における人材活用に努めます。
2 家庭教育の充実	社会教育課	家庭教育には、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域が連携して、家庭の役割や子育ての課題について考え合う機会が必要です。親子の学習機会を充実させるとともに、地域コミュニティとの協働による家庭教育支援を推進します。
3 ジュニアリーダーの養成	社会教育課	小学5年生から18歳までを対象にジュニアリーダーを養成し、活動の場を整備する等、青少年の地域参画を促進します。ジュニアリーダーとして登録した人材が活躍できる場として、青少年委員会、子ども会連合会、地区青少年協議会等と連携していきます。

②世代間交流による子育て支援

子育て家庭および児童の孤立が指摘されるなか、さまざまな人々との関わりのなかで子育てをすること、児童が成長していくことは、豊かな生活にとって大事な視点です。

また、家庭教育力が低下するのに対して、家庭教育を補充するものとして、子どもが人と関わり合いを持つなかで、人間関係や集団ルール、公共心や規範意識等を身につけていくことが必要となります。

世代間交流と地域連携による人と人とのつながりを重視した環境づくりを推進します。

施策	担当部署	内容
1 世代間交流・地域連携の推進	社会教育課 子育て応援課 関係各課	子育て中のすべての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域の多様な人との関わり合いを促進します。町、地域、学校、企業等のネットワークをつくることにより、地域等が親子を見守り支える機運を醸成します。
2 地域で子どもを育てる環境づくりの推進	社会教育課	地域では、子ども会や子育てサークルをはじめ多くの育成団体が活動しており、こうした地域住民が中心となった活動が活発になるような環境づくりに努めます。
3 多世代間交流事業の支援	福祉課 子育て応援課 高齢者福祉課	子どもや高齢者の「孤食」をなくすために、各種団体や地域の協力による朝食の提供について研究し、支援していきます。

基本目標4 安心して子育てができる生活環境の整備

現在、町では、「便利で快適に暮らせるまち」をめざして、公共交通、住宅・公園、道路、上下水道・河川の整備として、JR箱根ヶ崎駅周辺の整備、殿ヶ谷地区一部の土地区画整理事業等、町内全域で都市基盤整備を進めています。また、「安全に安心して暮らせるまち」をめざして、防災体制の確立、消防力の強化、防犯環境の充実、交通安全対策の推進等を進めています。

近年、子どもを取り巻く環境は、犯罪の増加や凶悪化が進み、町でも子どもを狙った不審者情報が確認されています。

安心して子育てができる生活環境を整備するためには、良好な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備、交通安全意識の高揚、防犯活動の推進、子どもを取り巻く有害環境対策等を推進していくことが求められています。

(1) 子育てを支援するユニバーサルのまちづくり

①子育てを支援するユニバーサルのまちづくり

妊産婦や乳幼児連れの子育て家庭の方が安心して外出できるよう、道路や公共施設、交通機関等、環境整備を図ります。

施策	担当部署	内容
1 子育てにやさしいユニバーサル・デザインの推進	子育て応援課 建設課 関係各課	子育て支援施設の整備にあたっては、子どもと一緒に安心して利用できるよう配慮するとともに、誰にとっても使いやすいユニバーサル・デザインの普及・導入および啓発に努めます。また、妊産婦や乳幼児連れの子育て家庭の方が安心して外出できるよう、整備を行った公園のトイレや町内5か所に設置した赤ちゃん・ふらっと(授乳室、おむつ替えスペース)を良好な状態に維持していきます。
2 道路交通環境の整備	建設課	歩きやすい歩行空間の確保を図るため、歩道の段差解消、歩道の整備等を推進します。 町内全域の道路照明灯のLED化について、継続的に更新工事を行っています。 また、車両速度抑制のため、 きょうさく 狭窄等の設置を推進します。
3 心のバリアフリー化の推進	子育て応援課	妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等の理解を深める「心のバリアフリー」のための取組を行います。

②子育てを支援する環境の整備

既存の公園緑地施設の有効活用を図るとともに、町民参加を取り入れながら地域のニーズに合わせた、自然に触れ合い、のびのびと活動できる場の整備を計画的に進めます。

施策	担当部署	内容
1 公園・緑地の環境整備	建設課	子どもにとって楽しい居場所として遊具の充実や自然を体感できる公園・緑地の拡充整備を図ります。また、子どもから高齢者まで親しむことができる環境整備を進めます。

(2) 子どものための安全・安心のまちづくり

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全を推進し、子どもを事故から守るためには、誰もが交通ルールを遵守し、モラルの向上を進める必要があります。学校では、児童・生徒の安全確保に向け、交通安全や自転車運転について指導を行っています。

交通安全指導の充実に向け各学校では、より一層指導の充実を図るとともに、地域における交通安全教育活動を通じ、特に自転車を利用する上での交通安全意識の啓発を強化します。

施策	担当部署	内容
1 交通安全教室の推進	子育て応援課 教育指導課	子どもを交通事故から守るため、警察と学校、保育所、幼稚園との連携により交通安全教室を実施し、子ども自身の交通安全への意識を高めます。
2 自転車利用時の安全向上	地域課	自転車を利用する際のマナーやモラルの問題が指摘されています。交通安全講習会を実施し、自転車を利用する上での交通安全意識の啓発を強化します。 自転車を利用する際のヘルメット着用を促進します。また、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を促進します。
3 チャイルドシート使用の徹底	地域課	チャイルドシートの正しい使用について普及・啓発を図るとともに、総合的な交通事故防止対策を推進します。
4 通学路等の交通安全確保	建設課 地域課 学校教育課	通学路等の交通安全を確保するため、交通安全施設の整備と、運転者に対するスクールゾーン等の周知徹底に努めます。

②子どもを犯罪から守るための活動の推進

近年の犯罪数の増加や凶悪化、子どもを狙った犯罪の増加等、子どもの身にさまざまな危険が迫っています。町では、町内のパトロールを実施したり、町内で発生した犯罪・不審者情報等をメールで発信したりしています。また、PTAと連携し「子ども110番の家」を設置し、不審者に対する抑止と安全な場所の確保を行っています。

今後は、地域での自主的な防犯活動の充実や、「子ども110番の家」とPTA、警察等、関係機関が連携を強めていく活動を推進します。

施策	担当部署	内容
1 通学路等の防犯活動の推進	社会教育課 学校教育課 地域課 関係各課	通学路等の安全を確保するため、防犯パトロールを実施するとともに、不審者等から子どもを守る「子ども110番の家」の設置を推進しています。 今後も、地区青少年協議会や防犯協会によるパトロール等、地域住民が連携して防犯活動を推進します。
2 防犯設備等の整備	地域課	犯罪の防止と通行の安全を守るため、防犯カメラや防犯灯等の防犯設備の整備や通行者に注意を促す看板の設置を推進します。
3 防犯に配慮した公共施設等の整備・管理	学校教育課 地域課 関係各課	「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の実施により、防犯に配慮した公共施設等の整備・管理を図ります。

(3) 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

①子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

近年、犯罪の増加や凶悪化が進み、子どもを狙った犯罪も増えています。また、スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れが生じたり、有害サイトへアクセスしやすくなったりしているなど、生命・健康の安全を確保するために一層の対策が必要となっています。特に犯罪や性に関する問題が顕著であり、正しい知識や情報の普及・啓発による予防が求められます。

町では青少年問題協議会を中心に、青少年が安全に安心して地域で生活することのできる環境づくりを推進しています。町民の参加・協力を得ながら、子どもの安全の確保に全体で取り組むことのできる地域社会づくりの推進に努めます。

施策	担当部署	内容
1 子どもの生活環境の向上と有害環境の改善	社会教育課	青少年問題協議会では「年間を通じたあいさつ運動」をはじめとした啓発活動に努めていますが、今後も住民の協力を得ながら、子どもを有害環境から守る地域社会づくりを推進します。
2 インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発	社会教育課 教育指導課	子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフトまたはサービスの普及促進等に努め、有害情報から子どもを守ります。各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、情報モラル教育を推進します。



基本目標5 支援が必要な子どもと家庭への取組の推進

児童虐待、ひとり親家庭、障がい児等、支援が必要な子どもや家庭が年々増えており、その対応にはきめ細かな取組が必要です。

児童虐待対策は、児童虐待による深刻な被害が発生してはならないとの認識のもと、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報共有することで、発生予防、早期発見・早期対応をすることが必要です。

ひとり親家庭の自立支援対策は、母子および父子並びに寡婦福祉法等の規程を踏まえ、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、地域の現状を把握しつつ、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策を総合的に実施していくことが必要です。

障がい児施策は、障害の原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進、関係機関の円滑な連携による総合的な取組の推進、保護者に対する育児相談体制の充実、保育所等への受入の推進が必要です。

(1) 子どもの虐待防止

①子どもの虐待防止

子どもの人権を侵害する児童虐待が大きな社会問題となっています。

虐待への対応において、早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が児童等に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要であり、町では平成20年に要保護児童対策地域協議会を設置しました。また、令和2年度より、児童虐待防止法および児童福祉法が改正され、親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化が盛り込まれました。今後も、さまざまな困難ケースに対して、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、適切な支援を行っていきます。

施策	担当部署	内容
1 要保護児童対策地域協議会の充実	子育て応援課 関係各課	児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関の役割分担の調整や相互の連携を図る要保護児童対策地域協議会の機能を充実させます。
2 早期発見と早急な対応等	福祉課 健康課 教育指導課 子育て応援課	子ども家庭支援センターや保健センター等での相談、乳幼児健康診査時における身体の様子を観察、関係機関の情報提供により児童虐待の早期発見と早急な対応を図ります。 また、地域での情報が重要であり、児童虐待を発見した際には、関係機関と十分連携できる支援体制を整えます。

(2) ひとり親家庭の自立支援

①自立に向けた支援

離婚が増加するなかで、ひとり親のもとで養育される子どもたちが増加し、このことによって子どもの環境も変化しています。就労したいが子どもがまだ小さく、ほかに養育してくれる人がいない場合、経済的にも精神的にもその生活は厳しいものとなっています。

こうした家庭に対しては、民生委員・児童委員等が地域で自立のための相談に当たるとともに、保育所への入所をはじめ、児童扶養手当の給付や医療費の助成、母子および父子福祉資金の貸付等、各種支援制度の周知・活用に努めています。

平成31年度からは、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、学校給食費補助金交付事業、乳がん検診の無料受診を実施し、ひとり親家庭の生活の安定を図るための支援を行っています。

また、児童育成手当（育成手当）、児童扶養手当や20歳未満の障がい児を養育している方を対象とした児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当を給付します。

今後も、地域におけるひとり親家庭等の現状の把握に努めるとともに、その自立が一層促進されるよう子育てや生活支援、就労支援、経済的支援等、関係機関との連携を強化し、総合的な支援に努めます。

施策	担当部署	内容
1 自立支援の拡充	子育て応援課	就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により、自立に向けた支援に努めます。また、児童手当等の給付や母子および父子福祉資金等の貸付等の経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進を図ります。
2 日常生活の援助および経済的支援	子育て応援課	子ども家庭支援センターで実施しているファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会で実施している有償家事援助サービス等を紹介し、対応します。 ひとり親家庭等実態調査をもとに平成31年度から実施しているひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、学校給食費補助金交付、乳がん検診無料受診の適正かつ円滑な実施に努めます。
3 児童育成手当等の給付	子育て応援課	ひとり親家庭の生活の安定のために、児童育成手当、児童扶養手当制度の普及・啓発に努めます。
4 ひとり親家庭等医療費助成の充実	子育て応援課	国民健康保険や社会保険に加入しているひとり親家庭等を対象に診察を受けたときの健康保険適用医療費の自己負担額の全部、または一部を助成します。 また、所得制限の撤廃について都に要望します。

（３） 障がいのある子どものための施策の充実

①障がいのある子どもと親への支援

障がいのある子どものための施策では、乳幼児期に疾病や障害を早期に発見し、早期対応を図ることが重要となります。障がい児や発達障がい児等の相談体制を整備し、障がいのある子どもとその親を地域全体で支えていくネットワークづくりに努めます。

また、近年増えつつある自閉症や学習障害（ＬＤ）といった発達障害についての理解を深め、幼少期から支援を行っていく体制を確立する必要があります。

施策	担当部署	内容
1 相談体制の充実	福祉課	障がいのある子どもをもつ親の精神的負担の軽減を図り、子どもの発達を促すため、障がい児や発達障がい児等の相談体制の充実を図り、相談者のニーズに応じたサービス等の提供に努めます。また、これに伴い関連機関との連携を強化します。
2 発達障害等支援の充実	教育指導課	自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）やその傾向のある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制を確立します。

②保育、学習援助と機会の保障

障がいのある子どもの通園、通学は多くの課題がありますが、町ではすべての保育園・幼稚園で障がいのある子どもを受け入れ、学童保育クラブも一部受け入れています。また、小・中学校では本人および保護者の意思を尊重するとともに学ぶ機会を確保しています。

また、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいのある子どもへ、特別支援教育を進めるための体制づくりに努めます。

施策	担当部署	内容
1 障がい児保育の拡充	子育て応援課	保育園・幼稚園、学童保育クラブへの障がいのある子どもの受入を拡充するとともに、各関係機関との連携を強化します。
2 障がいのある子どもの円滑な就学支援の推進	子育て応援課 教育指導課	子どもの成長により保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校への就学が円滑に進むよう、相談体制の充実と、保護者や関係機関との連携を強化します。
3 発達障がいのある子ども等への学習援助の充実	教育指導課	発達障がいのある子どもに対して、特別支援教室の活用をはじめ、特別な支援が必要な児童・生徒が学級指導に対応できるように、個別の状況に合わせて適正な人的配置等を行います。
4 特別支援教育の充実	教育指導課	教員が、特別支援教育についての基本的な知識・理解、指導方法等の共通理解を図るための研修や、校内委員会の充実を通じて、教員の資質の向上をめざし、きめ細かな対応ができるよう努めます。



基本目標6 子どもの貧困対策

平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月には、この法律の一部を改正する法律が成立しました。これにより、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となりました。

瑞穂町子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策に資する事業も数多く掲載されていることから、引き続き町の実情を踏まえ、貧困の世代間連鎖を断ち切るべく、福祉や教育等の施策取組の過程で得られる子どもたちの状況に関する情報を活用し、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、関係各課および機関と連携して事業の充実を図ります。

(1) 貧困対策にかかる支援の推進

①教育、生活、就労、経済的支援の充実

施策	担当部署	内容
1 教育、生活、就労、経済的支援	福祉課 子育て応援課	瑞穂町子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策に資する事業も数多く掲載されています。 西多摩福祉事務所や社会福祉協議会等、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。 主な支援 ○子ども食堂や多世代間交流事業への支援 ○子どもの居場所づくり、放課後児童対策の充実、食育の推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進、子どもの虐待防止、乳幼児ショートステイ、世代間交流による子育て支援 ○関係機関との連携による就労支援、ひとり親家庭の自立支援 ○幼児教育・保育の無償化、児童手当等の給付、医療費助成



第6章 幼児期の教育・保育の提供、地域 子ども・子育て支援事業の量の見込 みと確保方策

1 幼児期の教育・保育の提供

(1) 1号認定

	量の見込み(人)	差引 c=b-a	確保方策(人)		
	当初計画 a		計 b	特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園
令和2年度	322	165	487	87	400
令和3年度	342	145	487	87	400
令和4年度	328	159	487	87	400
令和5年度	314	173	487	87	400
令和6年度	303	184	487	87	400

(2) 2号認定

	量の見込み(人)	差引 c=b-a	確保方策(人)		
	当初計画 a		計 b	特定教育・保育施設 (幼稚園を除く)	認可外保育施設
令和2年度	494	△22	472	462	10
令和3年度	524	△48	476	466	10
令和4年度	501	△25	476	466	10
令和5年度	497	△21	476	466	10
令和6年度	463	13	476	466	10

(3) 3号認定 0歳児

	量の見込み(人)	差引 c=b-a	確保方策(人)			
	当初計画 a		計 b	特定教育・保育 施設	小規模 保育	認可外保育施設
令和2年度	73	△1	72	60	6	6
令和3年度	76	△4	72	60	6	6
令和4年度	71	1	72	60	6	6
令和5年度	66	6	72	60	6	6
令和6年度	62	10	72	60	6	6

(4) 3号認定 (1・2歳児)

	量の見込み(人)	差引 c=b-a	確保方策(人)			
	当初計画 a		計 b	特定教育・保育 施設	小規模 保育	認可外保育施設
令和2年度	232	△6	226	199	13	14
令和3年度	246	△8	238	211	13	14
令和4年度	234	4	238	211	13	14
令和5年度	223	15	238	211	13	14
令和6年度	214	24	238	211	13	14

【量の見込み】

調査にて抽出されたニーズ量と令和元年度在園児数の乖離が大きいため、今後、児童総数が減少していくことを踏まえ、実在園児数に人口動態の比率を乗じた人数を設定しました。

【確保の方策】

認可保育園の増改築に伴う定員の拡充を図ります。

また、幼稚園を認定こども園に移行させる等、あらゆる施策を駆使し、定員を確保します。

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

	量の見込み (か所)	確保方策			
		計	基本型(か所)	特定型(か所)	母子保健(か所)
令和2年度	1	1	0	0	1
令和3年度	1	1	0	0	1
令和4年度	1	1	0	0	1
令和5年度	1	1	0	0	1
令和6年度	1	1	0	0	1

【確保の方策】

平成30年度より母子保健型支援として、保健センター内に子育て世代包括支援センター「ゆりかごステーション」を開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援および相談対応を強化しています。

今後も、子ども・子育て支援事業の利用希望者の相談に対し、さらなる支援ができるよう基本型または特定型事業の研究をしていきます。

また、広報みずほ、ホームページで、見やすいレイアウトの作成に努めながら子育て支援に関する情報提供を行っていきます。

(2) 延長保育事業

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
量の見込み (人)	確保 方策	量の見込み (人)	確保 方策	量の見込み (人)	確保 方策	量の見込み (人)	確保 方策	量の見込み (人)	確保 方策
135	135	124	124	114	114	103	103	93	93

【量の見込み】

調査にて抽出されたニーズ量を設定しました。

【確保の方策】

認可保育所では、全8園が午後6時30分から7時、2園が午前7時から7時30分の延長保育を実施、また、認定こども園では、午後6時から8時までの延長保育を実施、認証保育所では、午前7時から午後8時の13時間保育を実施しており、「量の見込み」以上に提供体制が確保されているため、現状を維持し、事業を継続します。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

	量の見込み							確保方策		差引 c=b-a
	計 a (人)	小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生	小学 4年生	小学 5年生	小学 6年生	登録児童数 b (人)	施設数 (か所)	
令和2年度	381	138	113	95	31	1	3	404	6	23
令和3年度	391	141	116	98	32	1	3	420	6	29
令和4年度	399	145	119	102	30	1	2	420	6	21
令和5年度	407	148	119	105	32	1	2	420	6	13
令和6年度	408	148	119	106	32	1	2	420	6	12

【量の見込み】

調査にて抽出されたニーズ量が利用実績を下回ったため、実績にもとに基づき設定しました。

【確保の方策】

新たな保育室（公共施設等）の確保について検討および調整し、定員を確保します。
また、夏季限定の学童保育クラブ入所についても継続します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	量の見込み	確保方策	
	実人数(人)	実人数(人)	施設数(か所)
令和2年度	126	126	1
令和3年度	108	108	1
令和4年度	90	90	1
令和5年度	71	71	1
令和6年度	53	53	1

【量の見込み】

調査にて抽出されたニーズ量を設定しました。

【確保の方策】

東京恵明学園に委託し、事業を実施しています。定員は乳児部（0～2歳）、児童部（3歳～）ともに5人となっており、近隣6市町が東京恵明学園と契約している状況です。施設全体の定員を超えた場合や、施設で感染症が発生した場合は受入不可となりますが、現時点では、申請があった児童はすべて受け入れができていた状況を踏まえ、「量の見込み」以上に提供体制が確保されていると見込み、現状を維持し事業を継続します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
量の見込み (人)	事業実施 予定	量の見込み (人)	事業実施 予定	量の見込み (人)	事業実施 予定	量の見込み (人)	事業実施 予定	量の見込み (人)	事業実施 予定
181	1	177	1	173	1	169	1	166	1

【量の見込み】

「計画期間における年齢各歳別人口推計値」のうち、0歳児の数としました。

【確保の方策】

子育て世代包括支援センター「ゆりかごステーション」で実施する妊娠届出時妊婦全数面接の情報を活用するとともに、住民基本台帳により対象家庭を把握し、新生児・未熟児訪問と一体的に事業を実施することにより、実施率100%を維持していきます。訪問拒否の家庭には、子ども家庭支援センターと連携し、所在不明児童とならないよう対応します。

提供体制が確保されているため、現状を維持し、事業を継続します。

(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
量の 見込み (人)	事業 実施 予定	量の 見込み (人)	事業 実施 予定	量の 見込み (人)	事業 実施 予定	量の 見込み (人)	事業 実施 予定	量の 見込み (人)	事業 実施 予定
65	1	65	1	65	1	65	1	65	1

【量の見込み】

調査にて抽出されたニーズ量を設定しました。

【確保の方策】

「要保護児童対策地域協議会」関係機関のネットワークを活用し、子どもと家庭に関する総合相談、要保護児童等の支援内容の協議や子どもと家庭への支援を行います。

若年妊婦、産後うつ等の特定妊婦や虐待のリスクを抱える家庭に対しては養育支援訪問事業（専門相談支援・育児支援ヘルパー派遣）を活用し、児童虐待を防止します。

提供体制が確保されているため、現状を維持していくとともに、「要保護児童対策地域協議会」の関係機関相互のさらなる連携強化と機能充実を図り事業を実施していきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

	量の見込み 延べ人数(人回)	確保方策	
		延べ人数(人回)	施設数
令和2年度	10,365	10,365	14
令和3年度	9,958	9,958	14
令和4年度	9,547	9,547	14
令和5年度	9,242	9,242	14
令和6年度	9,123	9,123	14

【量の見込み】

調査にて抽出されたニーズ量が利用実績を下回ったため、実績に基づき設定しました。

【確保の方策】

児童館では、乳幼児と保護者を対象とした事業を実施しています。さらに、移動児童館事業を拡充し量の確保に努めます。

子ども家庭支援センターでは保護者同士の交流を目的とした事業を実施しています（子育て講座、各種保護者交流事業ほか）。また、保護者と子どもが自由に遊べるスペースとして交流スペース等を開放しています。

幼稚園および保育園では、未就園児を対象とした子育てひろば事業を実施し、交流の場の提供や育児相談の受付を行っています。

各施設でさまざまな取組を実施しており、提供体制が確保されているため、現状維持と同時に、新たな事業内容を模索し、実施していきます。また、各施設の実施日が重ならないよう配慮し、情報交換や連絡調整を行います。

（８） 一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕

	量の見込み	確保方策	
	延べ人数(人日)	延べ人数(人日)	施設数(か所)
令和2年度	9,125	9,125	4
令和3年度	8,942	8,942	4
令和4年度	9,120	9,120	4
令和5年度	8,846	8,846	4
令和6年度	8,580	8,580	4

幼稚園型以外

	量の見込み	確保方策	
	延べ人数(人日)	延べ人数(人日)	施設数(か所)
令和2年度	1,138	1,138	9
令和3年度	1,093	1,093	9
令和4年度	1,048	1,048	9
令和5年度	1,014	1,014	9
令和6年度	1,000	1,000	9

【量の見込み】

調査にて抽出されたニーズ量が利用実績を下回ったため、実績に基づき設定しました。

【確保の方策】

「量の見込み」以上に提供体制が確保されているため、現状を維持し、事業を継続します。

保育所の一時預かり事業は、1園は専用保育室で実施します。その他の施設は、余裕教室を活用して実施します。

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])

	量の見込み	確保方策		
	延べ人数 (人日)	延べ人数 (人日)	病児保育事業 ・病児対応型 ・病後児対応型 ・体調不良児対応型 ・非施設型(訪問型)	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応) (人日)
令和2年度	30	30	30	0
令和3年度	30	30	30	0
令和4年度	30	30	30	0
令和5年度	30	30	30	0
令和6年度	30	30	30	0

【量の見込み】

調査にて抽出されたニーズ量と近隣市の利用状況との乖離が大きいと、第1期の見込み量を引き続き設定しました。

【確保の方策】

現在、町では当該事業を実施していないことから、まずは事業を実施することが必要です。

病後児保育事業の実施方策として、当事業を実施している隣接市との連携、業者委託による訪問型事業の実施等を調査・研究し、より良い方策を模索したうえで、令和2年度以降に利用定員を確保します。

病児保育事業は、病後児保育事業実施後、実施状況を鑑み、調査・研究を進めていきます。

(10) 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業

	量の見込み	確保方策	
	実人数(人日)	実人数(人日)	施設数(か所)
令和2年度	107	107	1
令和3年度	103	103	1
令和4年度	99	99	1
令和5年度	96	96	1
令和6年度	95	95	1

【量の見込み】

調査にて抽出されたニーズ量が利用実績を下回ったため、実績に基づき設定しました。

【確保の方策】

子育てのサポートを必要とする「依頼会員」とサポートを行う「提供会員」からなる相互援助活動「ファミリー・サポート・センター事業」を継続し、子育て家庭に対して一時的な保育等の援助を行い、育児と仕事の両立や育児負担の軽減を図ります。

依頼会員の要望に応えられるよう、事業の周知・啓発を図り、提供会員の確保に努め、提供体制を整えます。

(11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人数)	182	178	174	171	168
量の見込み(人回)	2,249	2,197	2,148	2,110	2,077

【量の見込み】

人数は、「計画期間における年齢各歳別人口推計値」の0歳児の数に流早産等の分として3%上乗せした数を、推計年度の1年度前の妊娠届出者数と仮定して算出しました。

回数は、都内契約医療機関で実施する妊婦健康診査(14回分)の受診票返送数として推計しました。なお、受診率は、都外への転出や里帰り、流早産等により100%にはなりません。

【確保の方策】

妊娠届出時妊婦全数面接、両親学級、妊婦訪問等の機会に、健康診査の必要性について指導、助言します。また、妊婦健康診査を初期から受けることの重要性を母子事業等の機会やホームページ等を通じて啓発します。

里帰りや助産院利用の方へは、里帰り等妊婦健康診査受診費助成金を交付し、都内契約産科医療機関を受診する場合と同等の費用で健康診査を受けられるようにしています。

提供体制が確保されているため、現状を維持し、事業を継続します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【確保の方策】

国の制度を注視しながら、事業を実施していきます。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

【確保の方策】

国の動向を注視しながら、必要に応じて事業内容の調査・研究をしていきます。

町の現状は、6歳未満の児童の人口が減少傾向であること、保育ニーズに対する教育・保育施設等が充足する見込みであることから、必要に応じて対応していくこととします。

3 幼児期の教育・保育の一体的な提供および推進

子ども・子育て支援法の「基本指針」では、すべての子どもの健やかな成長を保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要とされています。

すべての子どもが健やかに成長できるようにするためには、教育・保育施設におけるサービスの質の向上と施設の設備の充実等、環境整備が必要です。

以上のことを踏まえ、町では次のとおり取り組んでいきます。

◎認定こども園の普及に関する基本的な考え方

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況の変化にも対応しやすいことから、待機児童解消に有効な手段です。

認定こども園の普及は、待機児童の状況を踏まえると、既存の幼稚園等からの移行の支援をしていくことが必要と考えます。

認定こども園への移行を希望する既存の教育・保育施設等には、必要に応じ開設準備のための補助金等に配慮するとともに、随時、情報交換を進めていながら適切に対応していきます。

◎質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に関する基本的な考え方とその推進方策

質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供するということは、「子どもの最善の利益」を実現させることです。それは障害、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障するものです。

そのため、町では、幼稚園教諭および保育士、調理員等の研修の実施や、児童への読み聞かせの充実を図ります。

現在実施している地域子ども・子育て支援事業、自主サークル活動の情報提供を継続します。そのPRは、広報みずほやホームページだけでなく、さまざまな媒体を模索していきます。そのうえで、参加者から意見や要望をいただき、事業内容の充実を図っていきます。

また、異なる施設で同日に類似した事業を実施することがないように、関係機関の連携を図り、効率的な事業運営を展開していきます。

◎幼児期の教育・保育並びに小学校教育との円滑な接続の取組の推進方策

幼稚園・保育園等と小学校との連携は、子どもの健やかな成長に欠かすことはできません。

幼稚園、保育園等、小学校関係者の情報交換の場を設定します。公私立保育園園長会を中心に、幼稚園や小学校を含めた情報交換会の運営方法を調査・研究します。また、教育委員会、福祉部との連携強化も必要不可欠です。

特に、満3歳未満の子どもを保育する地域型保育事業所（小規模保育事業）は、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等の利用料が対象となりました。公正かつ適正な支給を確保しながら、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上を図るため、法定代理受領または償還払いにより、質の高い幼児教育・保育の提供を確保します。

また、今回の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設の確認等を行い、指導監督や監査等を東京都と連携しながら、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に取り組みます。



第7章 計画の推進

1 計画推進の体制

(1) 「瑞穂町子ども・子育て会議」による進捗状況の確認および審議

子ども・子育て支援法第77条第1項第4号で規定されている「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議すること」は、瑞穂町子ども・子育て会議の役割です。進捗状況の管理については、同会議で行うものとしします。

(2) 住民およびサービス利用者等から寄せられた意見を整理

第三者評価やアンケート調査等による意見を集約、整理し、今後の事業のあり方について検討すべき情報を取りまとめます。

(3) 瑞穂町子ども・子育て会議等の意見を担当課に提供

事業の運営状況等を的確に把握し、随時必要な措置を講じるとともに、住民から寄せられた意見等も体系的に整理し、課題を見出し、より良いサービスの提供が可能となるよう働きかけます。

2 進捗状況の管理および公表

(1) 進捗状況の管理

進捗状況を管理するために、年度ごとに「子ども・子育て支援事業進捗状況等管理票」を作成します。管理票は、該当年度の取組状況、達成度、翌年度の取組見込み、効果や成果、課題等を明確にし、「瑞穂町子ども・子育て会議」委員の意見を記録します。

(2) 進捗状況の公表

「第2期子ども・子育て支援事業計画進捗状況等管理票」については、毎年度、各事業の進捗状況や達成度等について確認および把握し、ホームページで公表していきます。

【PDCA サイクルによる評価・検証】



PDCA サイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法のことです。

資料編

1 瑞穂町子ども・子育て会議条例

〔平成 25 年 9 月 6 日〕
条 例 第 15 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、瑞穂町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所掌事務）

第 3 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を所掌する。

（組織）

第 4 条 会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

- （１） 学識経験者 １人
- （２） 子ども・子育て支援に関する団体から推薦を受けた者 ４人以内
- （３） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 ３人以内
- （４） 子どもの保護者 ２人以内
- （５） 公募による住民 ２人以内

（任期）

第 5 条 委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 6 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２ 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

２ 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３ 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委員の報酬及びその支給方法)

第10条 委員の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第10号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 瑞穂町子ども・子育て会議委員名簿

《平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで》

(敬称略)

職	氏名	所属等	備考
会長	朝倉 和子	学識経験者	
副会長	古川 さよみ	民生委員・児童委員	
委員	風間 美奈	青少年委員	
〃	堀池 佳子	子育てサークル	
〃	戸田 祐佳	子育てサークル	
〃	神田 徹	認可保育園園長	平成 31 年 3 月 31 日まで
〃	岩本 隆		平成 31 年 4 月 1 日から
〃	石坂 隆文	町立小学校校長	平成 31 年 4 月 1 日から
〃	竹下 泰子	認証保育所園長	平成 31 年 3 月 31 日まで
〃	沖 悟	私立幼稚園園長	
〃	池谷 孝子	保育園保護者	平成 31 年 3 月 31 日まで
〃	中田 香苗		平成 31 年 4 月 1 日から
〃	加園 もも子	幼稚園保護者	平成 31 年 3 月 31 日まで
〃	田中 佳子		平成 31 年 4 月 1 日から
〃	戸谷 真由美	一般公募	
〃	森田 義則	一般公募	平成 31 年 3 月 31 日まで
〃	池田 和生		平成 31 年 4 月 1 日から

	氏名	職	備考
事務局	横沢 真	子育て応援課長	平成 31 年 3 月 31 日まで
	石川 修		平成 31 年 4 月 1 日から
〃	古川 佳代子	子育て応援課 子育て支援係長	
〃	玉田 菜摘	子育て応援課 子育て支援係 主事	

3 瑞穂町子ども・子育て会議実施経過

日時・場所	内容
日時 平成 30 年 10 月 29 日 午後 6 時 30 分～ 場所 瑞穂町ふれあいセンター 2 階会議室	平成 30 年度子ども・子育て会議（第 1 回） ・協議事項 ① 第 2 期子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査について ② 瑞穂町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等管理について ③ 子ども・子育て会議スケジュールについて（予定）
日時 平成 31 年 2 月 20 日 午後 6 時 30 分～ 場所 瑞穂町ふれあいセンター 2 階会議室	平成 30 年度子ども・子育て会議（第 2 回） ・報告事項 ① 幼児教育の無償化について ② ニーズ調査途中経過について ・協議事項 ① 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等管理票について ② ニーズ調査結果報告書について ③ 第 3 回子ども・子育て会議日程について
日時 平成 31 年 3 月 18 日 午後 6 時 30 分～ 場所 瑞穂町ふれあいセンター 2 階会議室	平成 30 年度子ども・子育て会議（第 3 回） ・報告事項 ① 進捗管理票の修正について ② 前回会議質疑事項について ・協議事項 ① ニーズ調査結果報告書について
日時 令和元年 5 月 28 日 午後 6 時 30 分～ 場所 瑞穂町ふれあいセンター 2 階会議室	令和元年度子ども・子育て会議（第 1 回） ・委嘱状交付 ・会長および副会長の互選 ・報告事項 ① 子ども・子育て支援事業計画および進捗状況等管理について ② 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定に伴う平成 30 年度実施のニーズ調査結果報告書について ③ 今後のスケジュールおよび会議の進め方について

日時 令和元年 7 月 30 日 午後 6 時 30 分～ 場所 瑞穂町ふれあいセンター 2 階会議室	令和元年度子ども・子育て会議（第 2 回） ・協議事項 ① 子ども・子育て支援事業計画 4 カ年進捗状況等管理票 および第 2 期支援事業計画策定について ② 新・放課後子ども総合プランについて（社会教育課推進係より） ③ 瑞穂町長期総合計画審議会委員の推薦について ④ 今後のスケジュールについて
日時 令和元年 9 月 13 日 午後 6 時 30 分～ 場所 瑞穂町ふれあいセンター 2 階会議室	令和元年度子ども・子育て会議（第 3 回） ・協議事項 ① 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定協議（第 5 章 第 1 節、第 2 節） ・報告事項 ① 今後のスケジュールについて ② その他
日時 令和元年 10 月 29 日 午後 6 時 30 分～ 場所 瑞穂町ふれあいセンター 2 階会議室	令和元年度子ども・子育て会議（第 4 回） ・協議事項 ① 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定協議（第 5 章 第 3 節、第 4 節、第 5 節） ・報告事項 ① 今後のスケジュールについて ② その他
日時 令和元年 11 月 26 日 午後 6 時 30 分～ 場所 瑞穂町ふれあいセンター 2 階会議室	令和元年度子ども・子育て会議（第 5 回） ・協議事項 ① 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況管理 ② 新・放課後子ども総合プラン 瑞穂町行動計画（素案） について ③ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・報告事項 ① 今後のスケジュールについて ② その他

日時 令和元年 12 月 18 日 午後 6 時 30 分～ 場所 瑞穂町ふれあいセンター 2 階会議室	令和元年度子ども・子育て会議（第 6 回） ・協議事項 ① 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 最終案について ② パブリックコメントについて ③ 新・放課後子ども総合プラン 瑞穂町行動計画について
日時 令和 2 年 1 月 28 日 午後 6 時 30 分～ 場所 瑞穂町新庁舎 2 階	令和元年度子ども・子育て会議（第 7 回） ・報告事項 ① パブリックコメント結果報告および子ども・子育て支援事業計画報告等

第2期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 瑞穂町

企画・編集 瑞穂町福祉部子育て応援課
〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

電話 042-557-7624（直通）

ファクス 042-556-3401（代表）